

始



特 212
245

第一編 慶長以前
目次

緒言……………(一)

石器時代……………(一)

忌部氏の阿波入より我山崎安居に到る迄……………(二)

荒 妙……………(八)

民部氏族の盛衰と忌部神社……………(一〇)

(附) 交合石神社と天岩戸神社……………(一〇)

古 墳……………(一四)

土器谷……………(一五)

大化改新……………(一五)

忌部郷と射立郷……………(一六)

忌部荘と瀬詰荘……………(一六)

青木と城ヶ丸……………(一八)

瀬詰城……………(二〇)

市原家譚……………(二〇)

岡本家傳……………(二三)

板 碑……………(二四)

附 記……………(二五)

古墳略圖……………(二五)

第二編

村行政と村役人(上)……………(二七)

御用金調達……………(四一)

知行者沿革……………(四一)

棟附帳の種類と形式内容……………(四八)

棟附總帖入の身居身分……………(六八)

賤民棟附……………(七三)

賤民棟附帖の身分と沿革……………(七九)

文化四年山崎村棟附帖に見たる國外出稼人……………(八三)

人身賣買……………(八三)

山崎村の古い紺屋鍛冶屋と質屋……………(八六)

殿の賞を得屋敷の主と思れた……………(八九)

第三編

田島制度(上)(附)字書抜……………(一三)

森林制度(上)……………(一五)

年中行事……………(一五)

警察治安(上)……………(一六)

瀬詰本村と湯立名主と築堤争議……………(二〇)

篤實院の墓石と眠れる主墳……………(二五)

川田瀬詰河敷變更争議……………(二六)

義民利右工門と戸井永作	(一六七)
寺子屋(上)	(一六九)
蘭書銘刻繻板の企業家	(一七〇)
醫師(上)	(一七二)
角力取(上)	(一七六)
神社(上)	(一七八)
神主(上)	(一八〇)
山伏(上)	(一八四)
寺院佛堂(上)	(一九九)
お降り	(二〇五)

第四編

明治の初めに見た所屬郷觀	(二〇七)
管轄沿革	(二〇七)
里程之四隣巨離	(二〇八)
疆城	(二〇九)
地勢地味	(二一〇)
山川	(二一〇)
堤塘	(二一一)
池と惡水溜	(二一一)
瀧、名水	(二二二)

字地變遷	(二三)
村行政と村役人	(二五)
瀬詰村役所	(二三)
山崎村役所	(三八)
山瀬村役場	(三九)
村會議員	(三三)
縣會議員	(四二)
郡會議員	(四八)
兵事	(五七)
公益事業	(五八)
警察治安	(五九)
巡查駐在所	(六〇)
焼防組と消防組	(六三)
戶籍編製の經路	(六六)
其一 名替の上命	(六九)
其二 壬申戶籍に附帶事	(七〇)
其三 明治八年乙亥戶籍と附帶要件	(七四)
牛馬と船	(八三)
職業別の今昔觀	(八四)
造酒家	(九一)
國勢調査	(九四)

道路交通	(三〇〇)
郵便局	(三〇三)
銀行會社	(三四)
山瀬驛と湯立驛	(三四)

第五編

田島制度(下)	(三一)
耕地整理	(三五)
山瀬町農會	(三七)
蠶業組合	(四三)
森林制度(下)	(四五)
信用組合	(四七)
區裁判所出張所	(四八)
小學校沿革	(五七)
山瀬青年訓練所	(五七)
山崎婦人會と處女の分離	(五九)
角力取(下)	(五九)
傳説	(五九)
醫師(下)	(五九)
神社(下)	(五九)
神主(下)	(五九)

山伏(下)	(四三)
天理教	(四五)
山崎の忌部市(下)	(四六)
寺院佛堂(下)	(四六)
明治維新以來の皇室と本町民	(四五)
籠服織進の復興と本町	(四二)
追記	(四五)

附録

第一附録 忌部神社履歷	(一四三)
第二附録 國幣中社忌部神社御祭典與サセラル概略	(一七)
第三附録 忌部神社所在異論處分概略	(一九)
忌部神社營繕具狀一條	(一九)
麻植美馬郡界有無往復	(一九)
第四附録 丈夫心事青天白日	(一九)

海
海

鬼

未

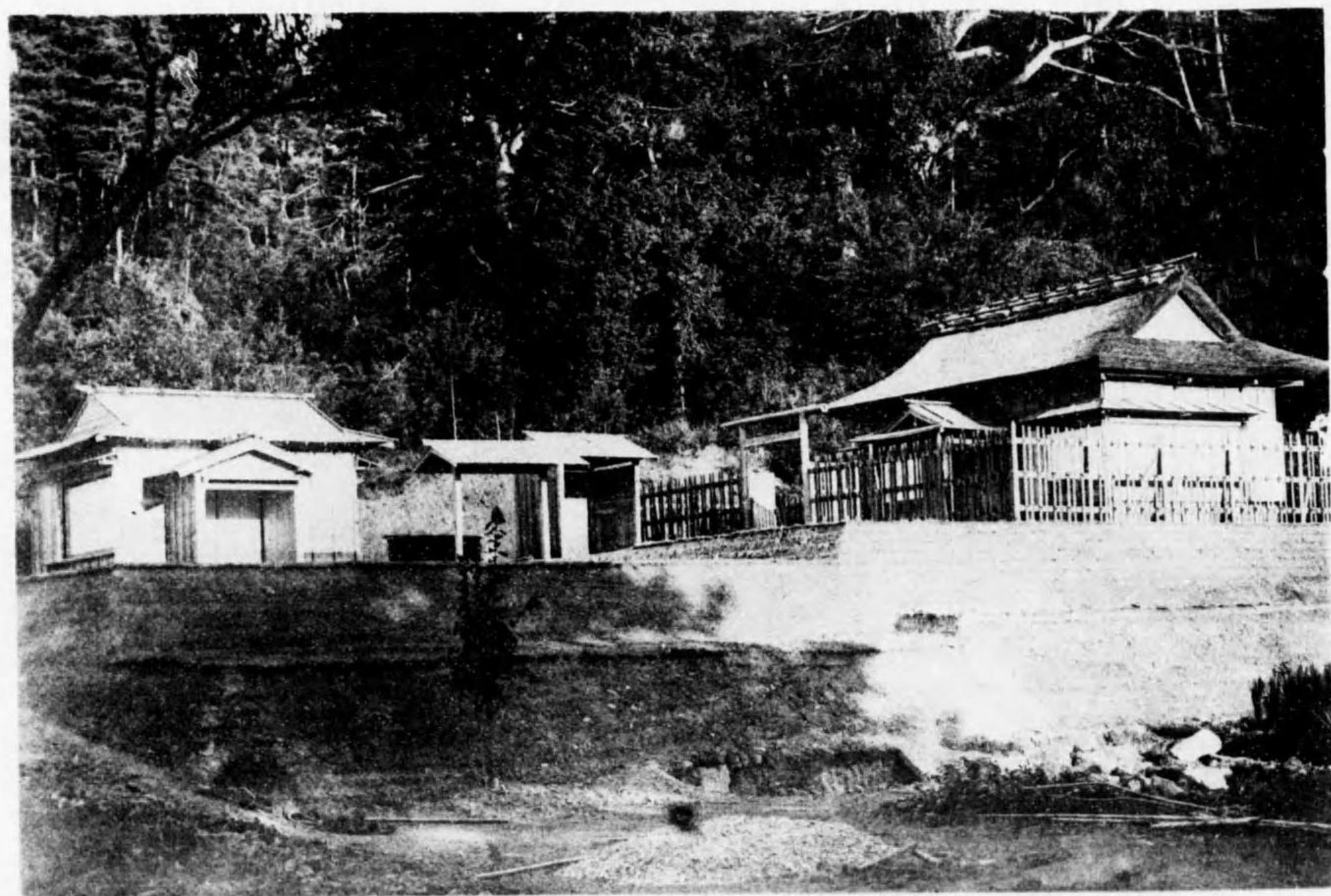
志

未

山下
一



社 鷲 日 天



(前) 殿 織 服 産 年 四 正 大

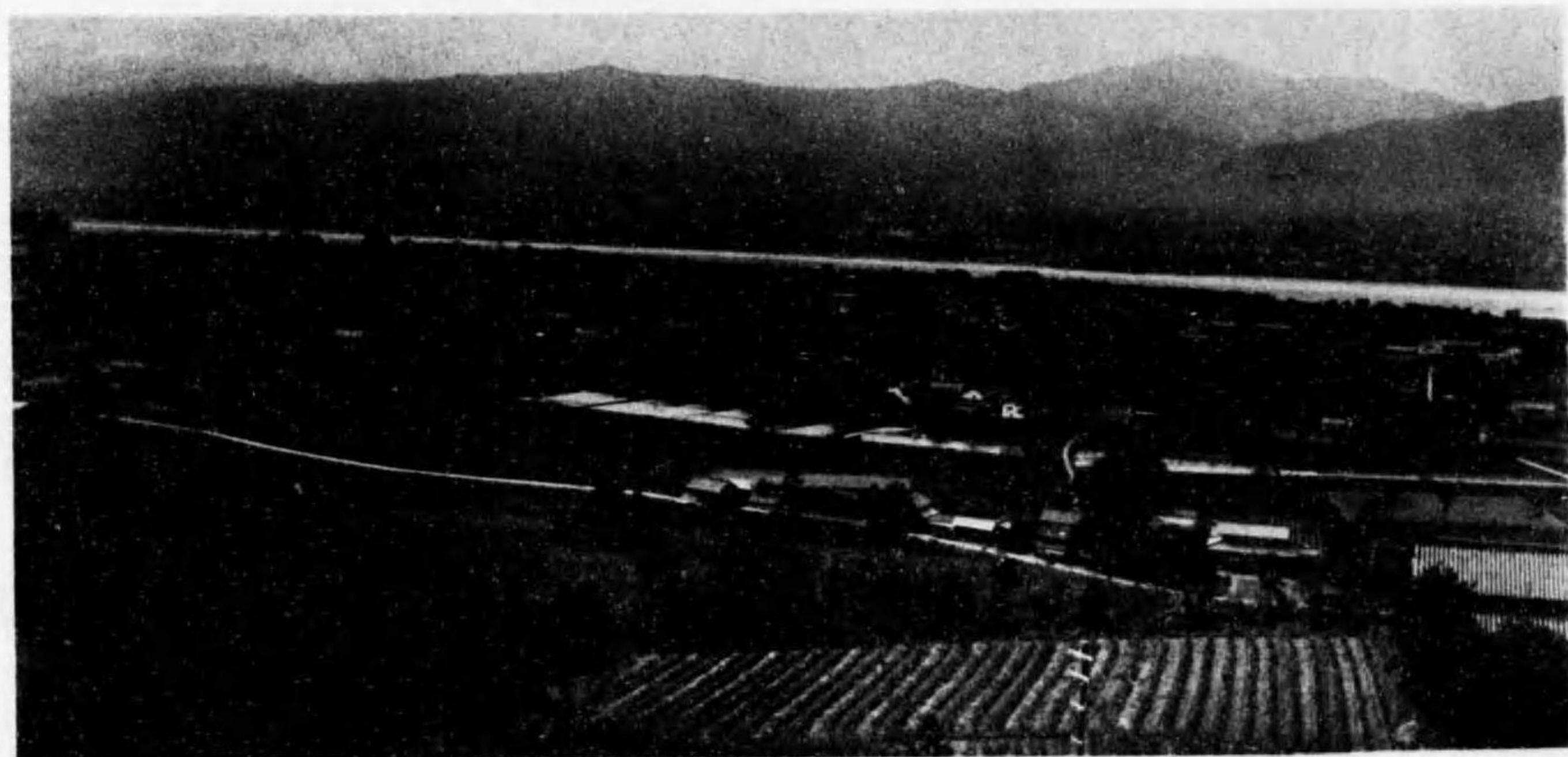
天
日
鷲
社



山瀬町大字山崎



山瀬町大字瀬詰本村



山瀬町大字瀬詰立方面



山 瀬 町 役 場



山 瀬 町 吏 員



局長 富本市郎

山 瀬 郵 便 局



崇 敬 會 員



式 初 織 服 鹿



日三十二月一十年三和昭 發 出 殿 織 服 鹿



社 神 部 忌



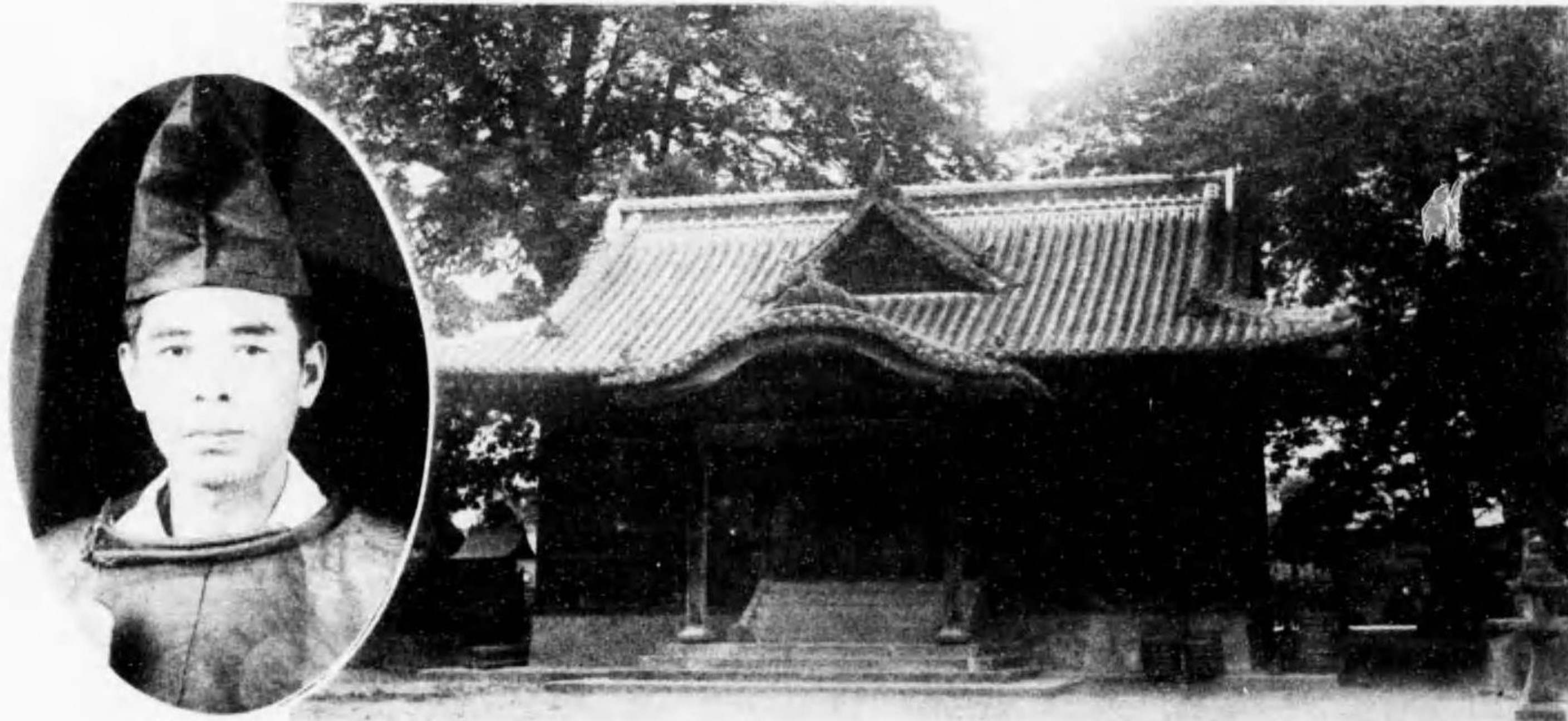
橋 蚕



橋 詰 瀬



式拜遙典大御



職神

社神幡八詰瀬



職神

社神幡八崎山



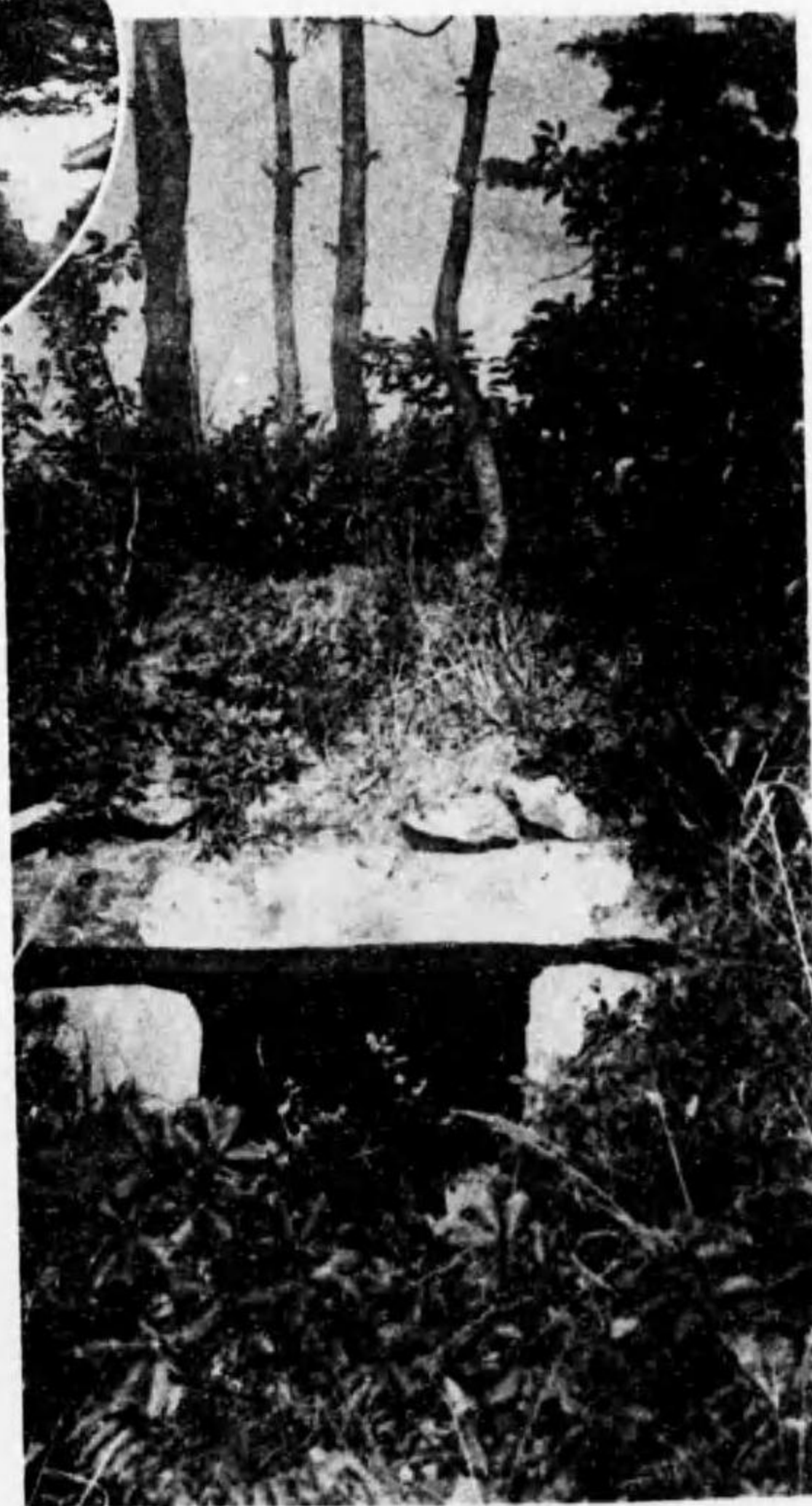
社 神 戸 岩



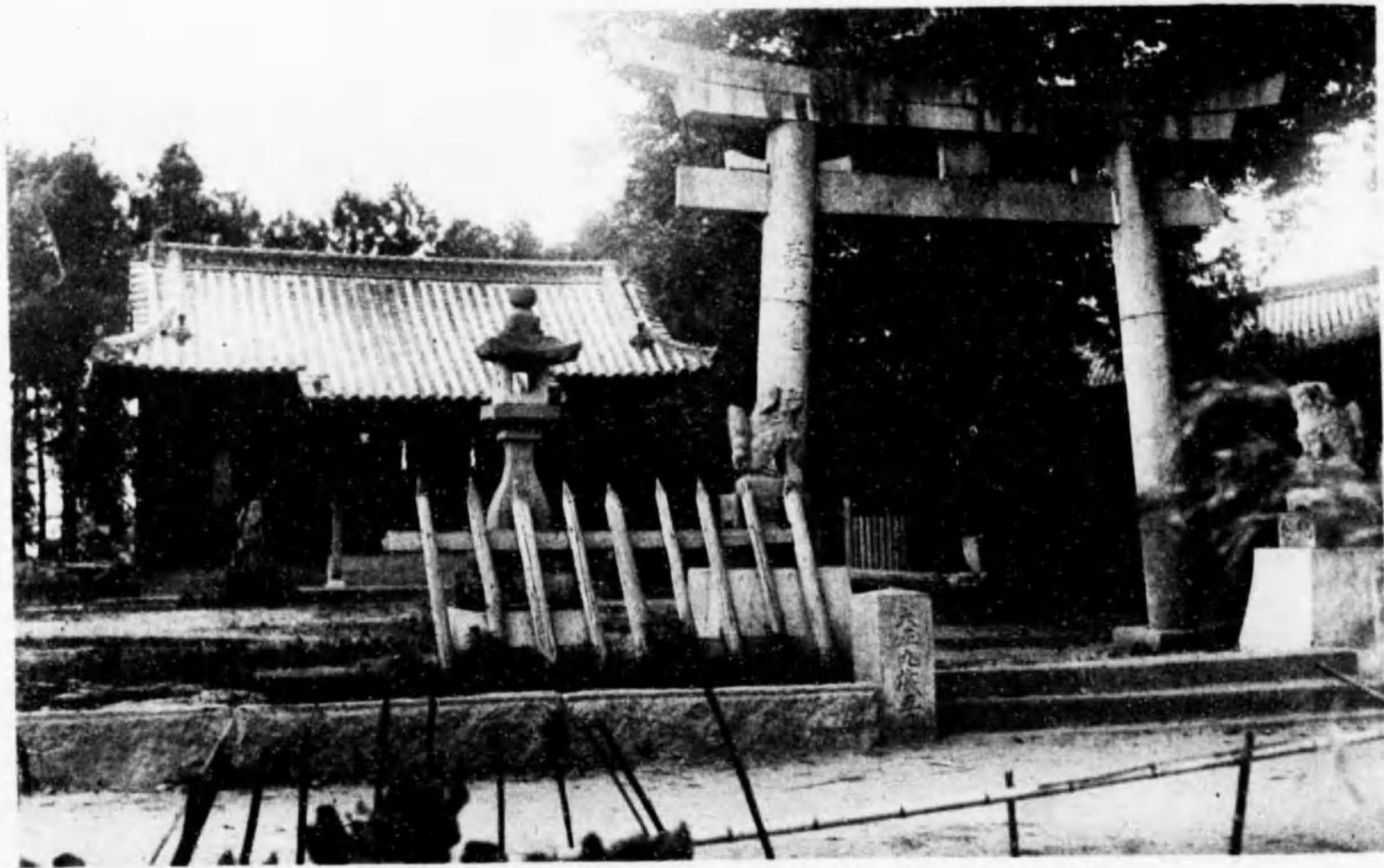
穴 岩 の 社 神 戸 岩



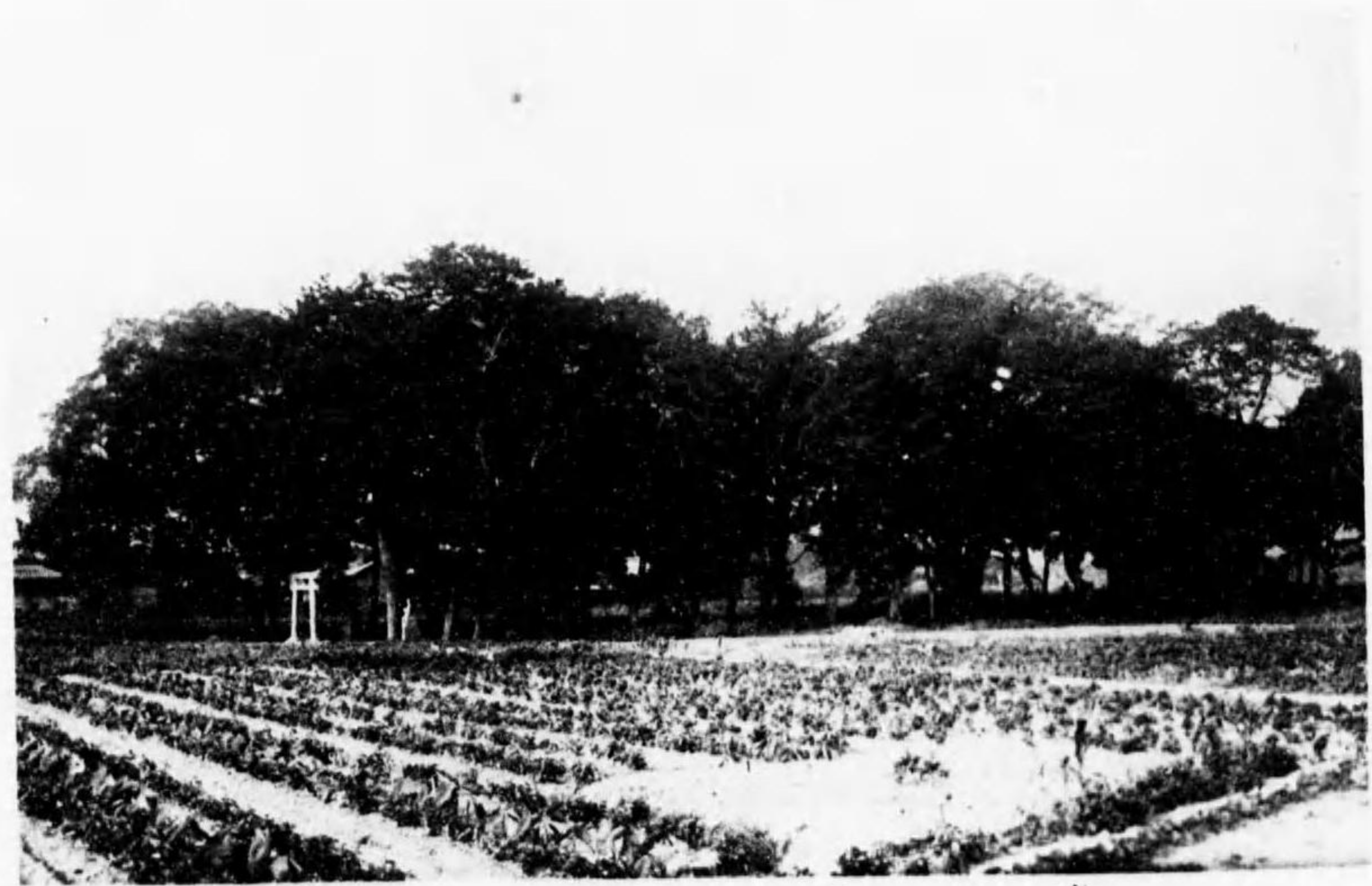
人 と 穴 塚



穴 塚 社 神 部 忌



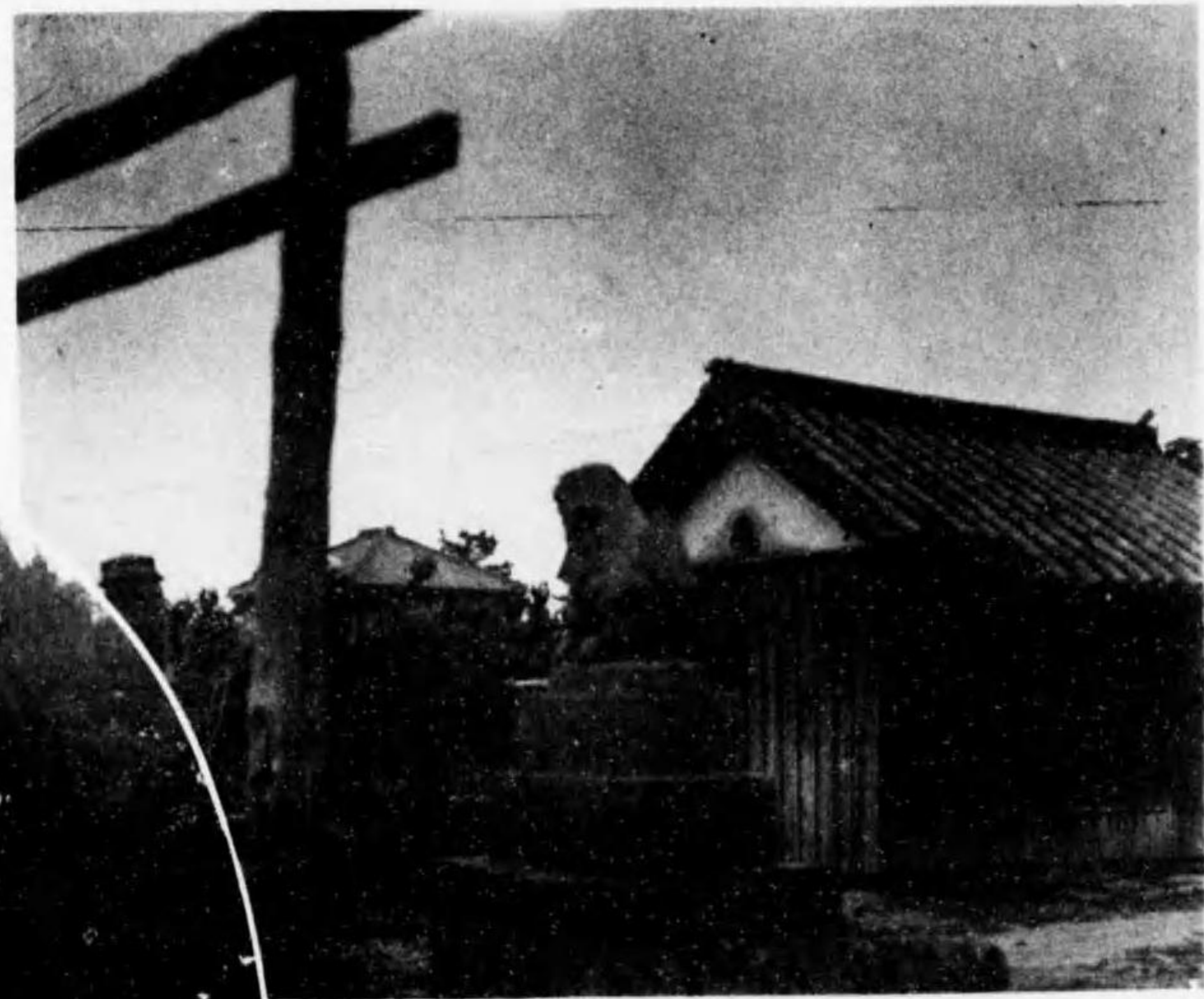
日吉神社



春日神社



社 神 園 祇



社 雲 村 天



社 神 訪 諏



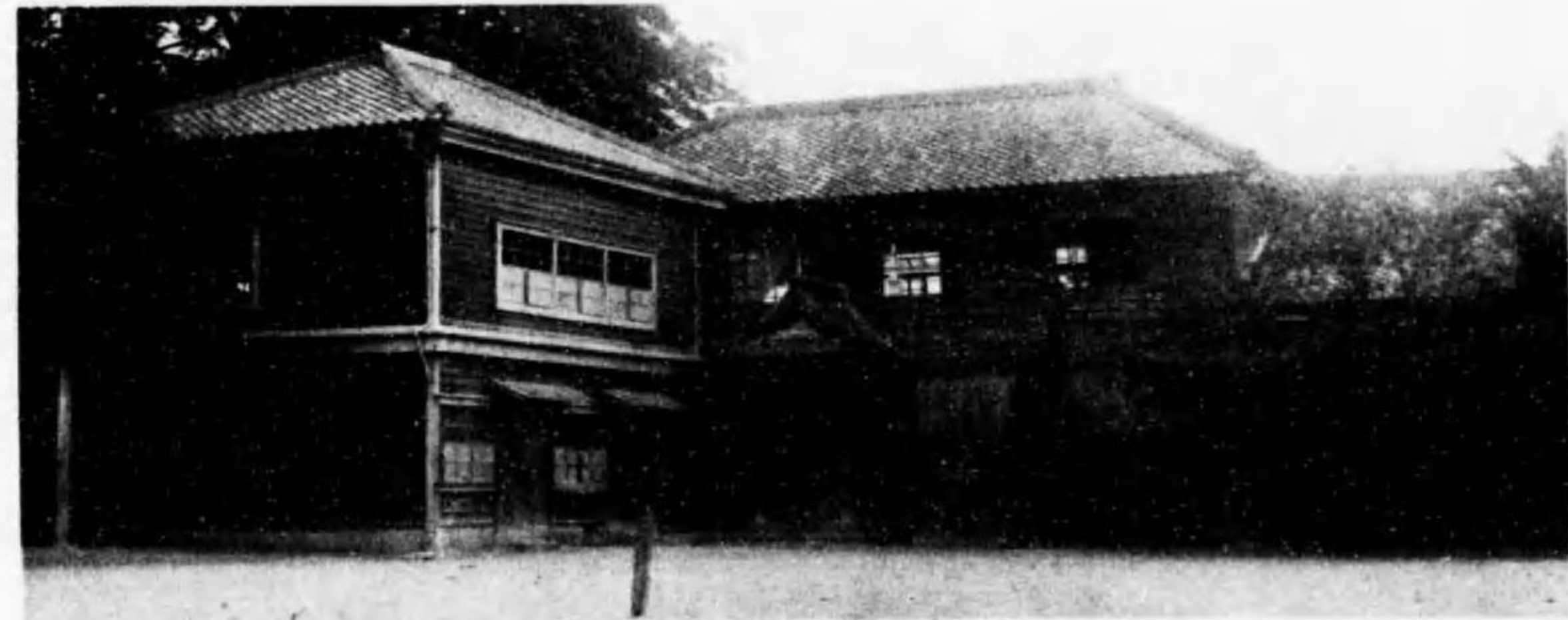
山崎常高等小學校北校舎



同校南校舎



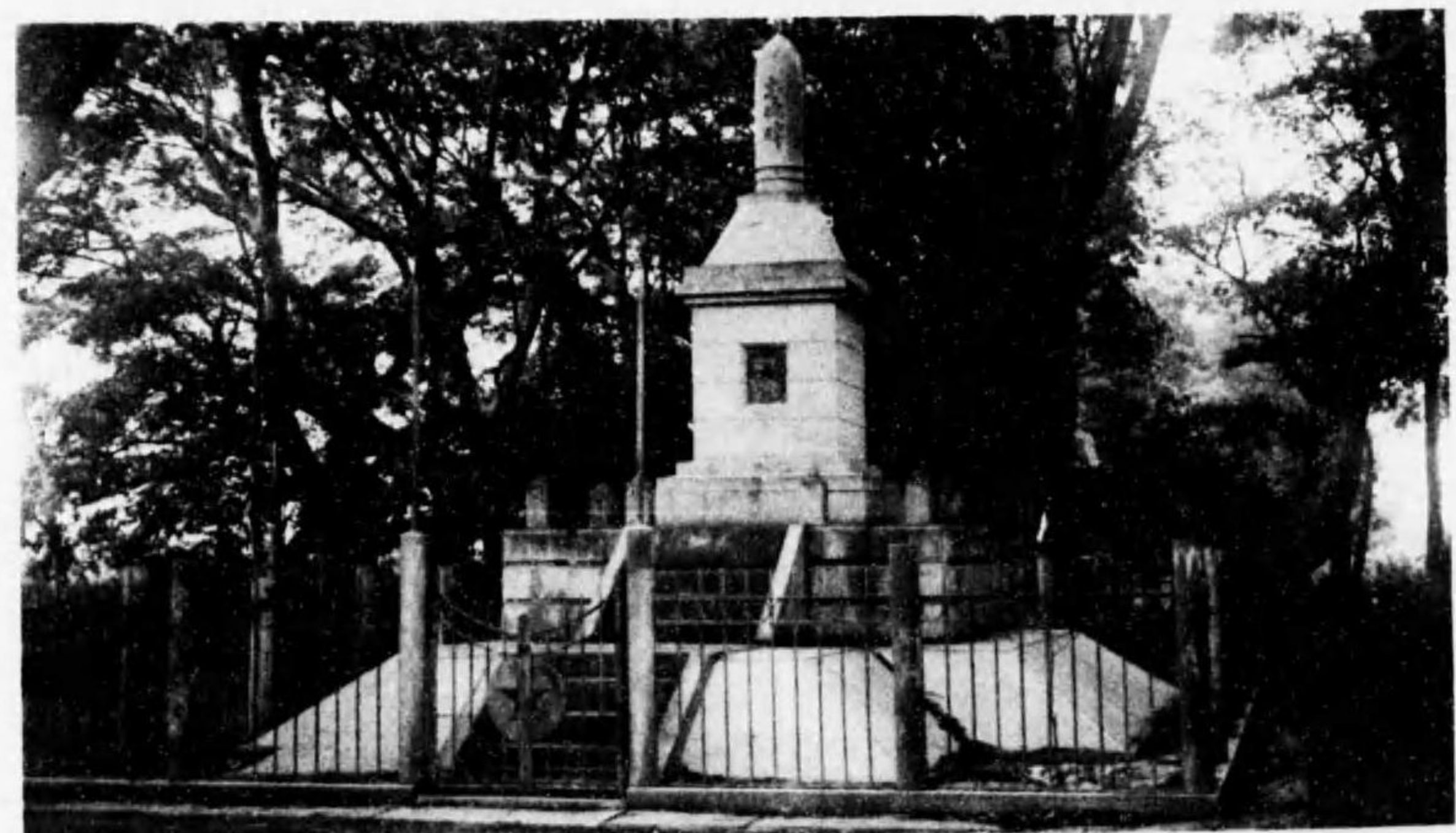
山崎青年會館



瀨 詰 常 高 等 小 學 校 校 堂 及 圖 書 館



瀨 詰 常 高 等 小 學 校 北 校 舍



山 瀨 町 忠 魂 碑



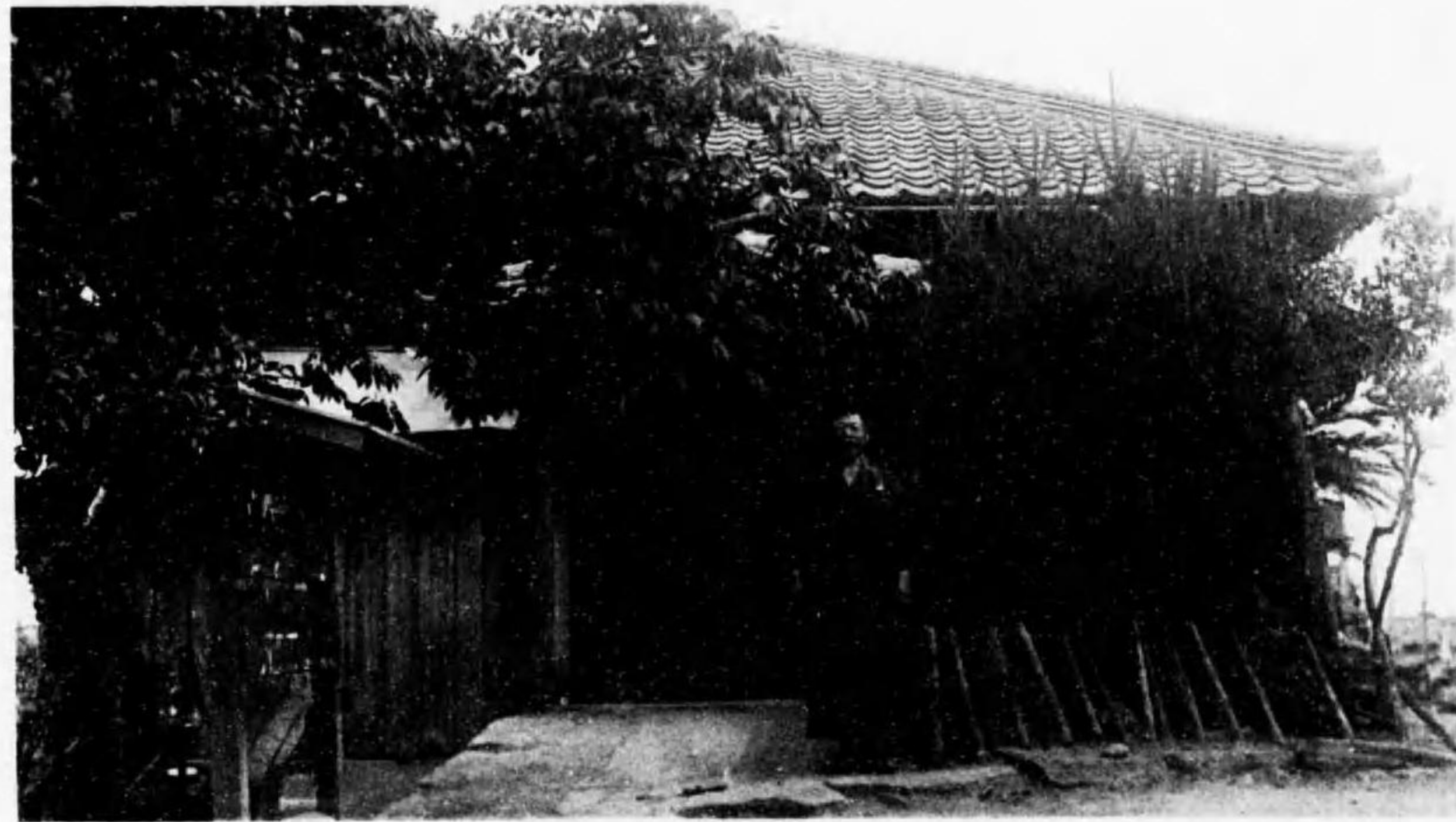
湯立驛



山崎驛



川島區裁判所山瀬出張所



山 崎 巡 査 駐 所 在



傳 染 病 院



火 葬 場



西法寺全景



住職



西法寺石像



西法寺本堂



院 律 正 源



職 住



住
職



寺 照 金



郎三平本富 員議會郡



吉鍋 野平 員議會縣



助惠 本森 員議會郡



助泰 村松 員議會郡



郎太堅永松 員議會郡



郎三正賀尾 員議會郡



吉嘉元幸長村



平虎村松長村



郎太春友住長村



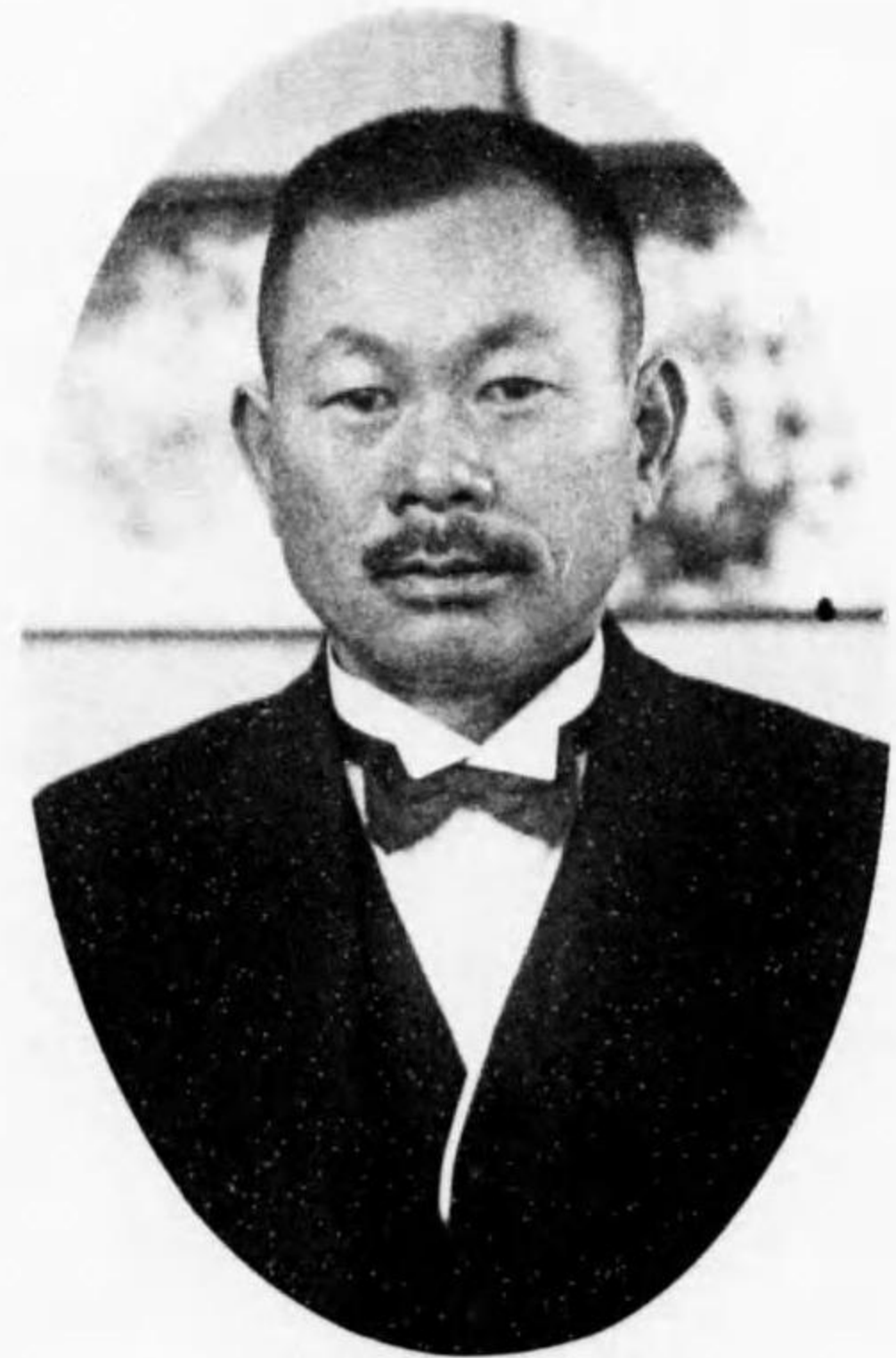
郎次藤勢伊長村



義武 部安 長町



平林 勢伊 長村



助榮 本重 長町



郎八茂城結 長村



明 津今 士博學理國佛



平德上池 佐中兵步軍陸



士理辨 士護辯
藏 勝 勢 伊

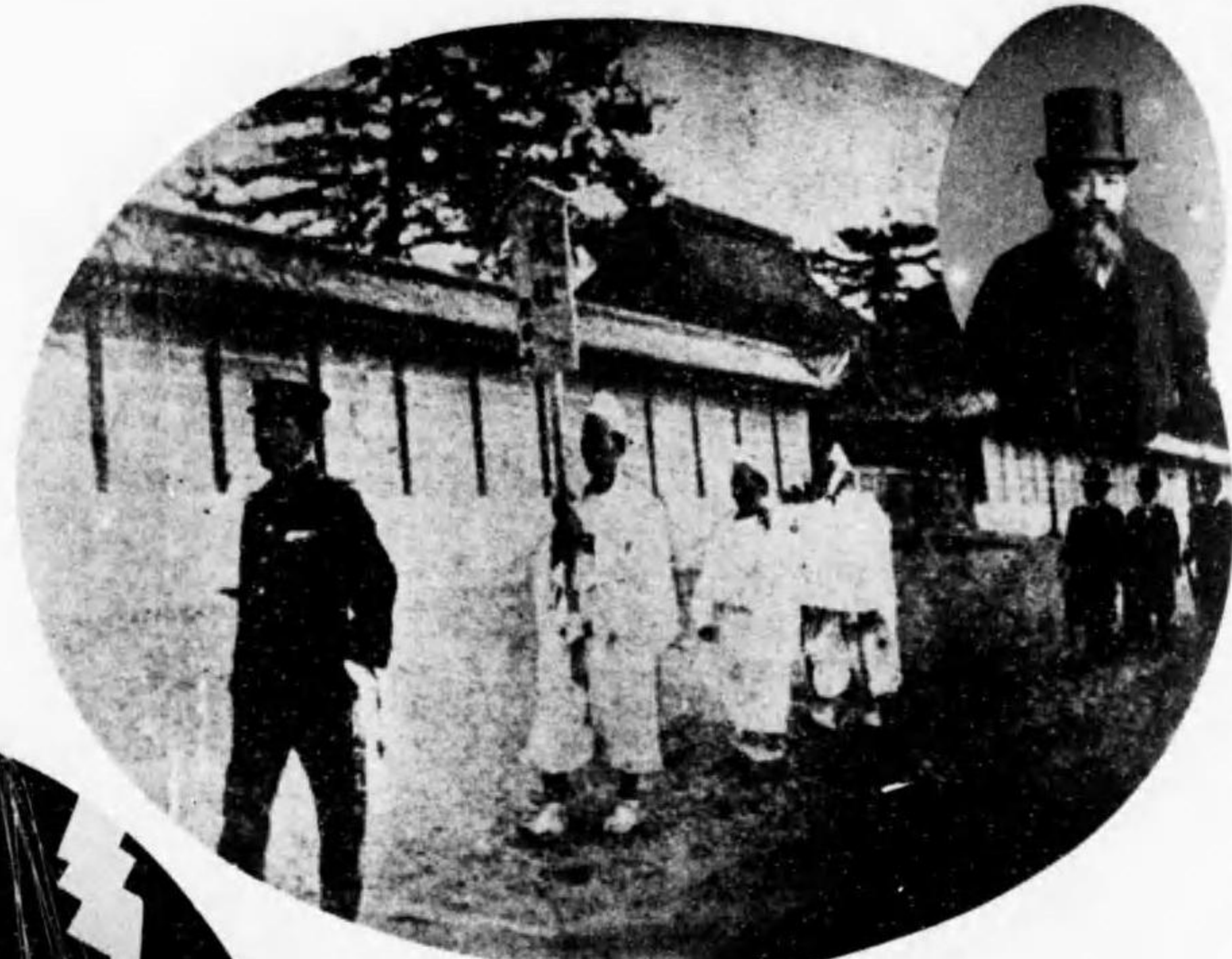


人逸内寺 士博學醫



大正四年
鹿服織奉仕織女





大正四年京都御所服織入



服織奉仕者

町崇敬會長

昭和三年服織奉仕者及女織





好邦 口樋 員議會町



平徳 上池 員議會町



三潤 賀尾 員議會町



吉友 野桐 員議會町



郎九源本山 員議會町



郎重爲村木 員議會町



助豊 本森 員議會町



助惣 村河 員議會町



助安 部安 員議會町



助三五野北 員議會町



助衛右甚川佐 員議會町



助兵又田前 員議會町



長會分人軍郷在
郎太善本鐵蘇



長會分合聯人軍郷在
郎太豊谷三



雄文形尾 頭組防消

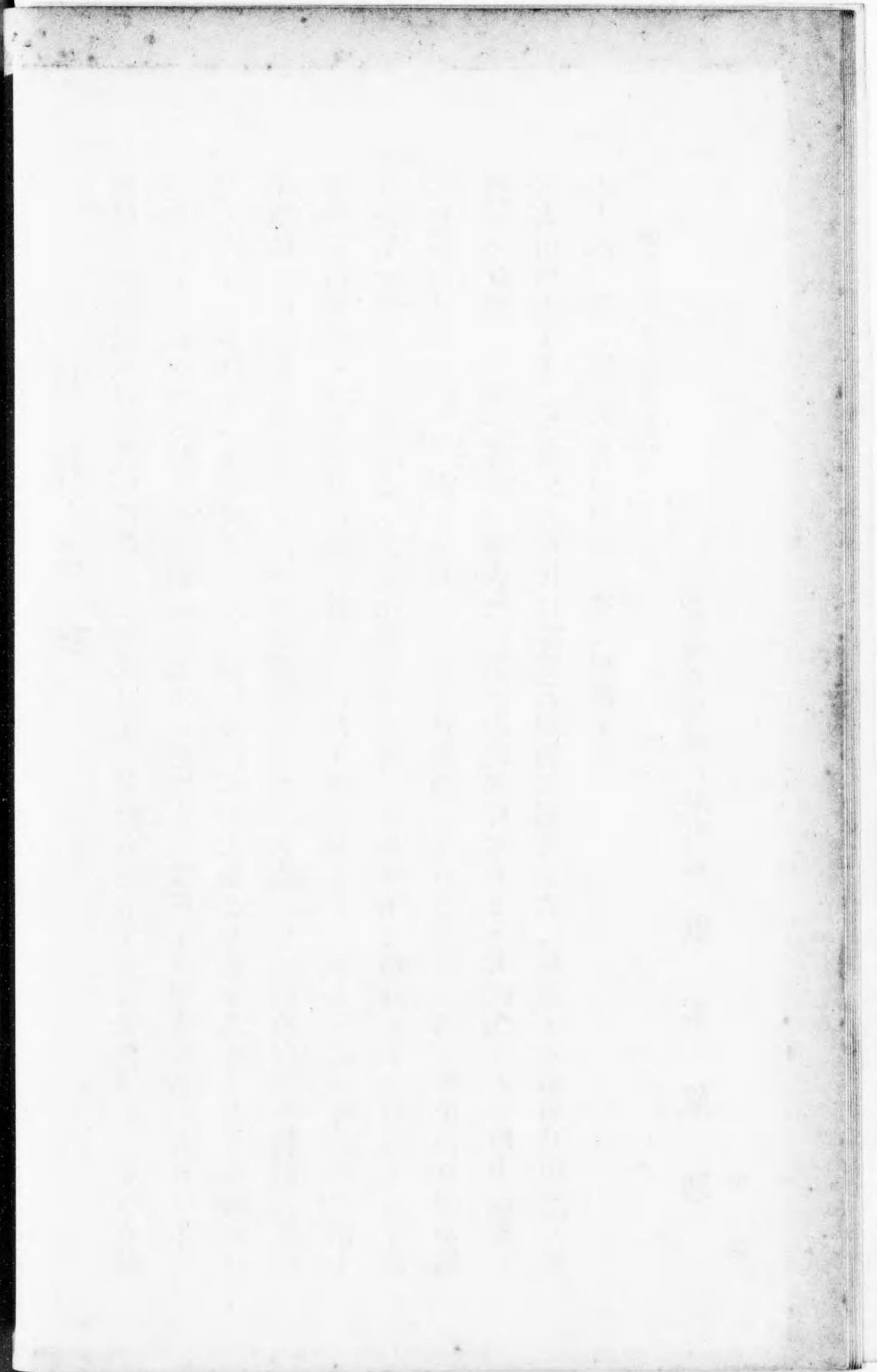
刊 行 之 辞

我邑は忌部民族の永住の所にして阿波文化の發祥の地とす盛衰榮枯はあざなへる繩の如しとは云ひ乍ら時に其祖神を奉祀せる神殿すら他所より異議を唱ふ者さへ生じたり之れに奉仕する本町民としては誠に恐れ多き次第なり仮令式社としての神社は今徳島の地に遷し奉れども古來の遺蹟は公けざにも認められ明治以降の僉服貢進の古例を再興せられたり是れ全く神意のいたす所なりとす おもへは我町生れて貳千有餘年此沿革は町是樹立の其根元義なりや明かなり何事も指針なきものはあらず温古知新は其言やいたで古しと雖とも全く合理的のものとす斯る所に町史の必要を領得せり此度 聖上陛下の御大典に當り古式舉行せらるゝ其紀念として町史編纂を眉東田所市太氏に依囑するや氏は吞鯨天羽豹太郎氏と共に東遊する事數月稿悉く成る上木に際し關係諸賢の厚意を茲に鳴謝する

昭和三年秋僉服貢進の日

徳島縣麻植郡山瀬町長 重 本 榮 助

謹 誌



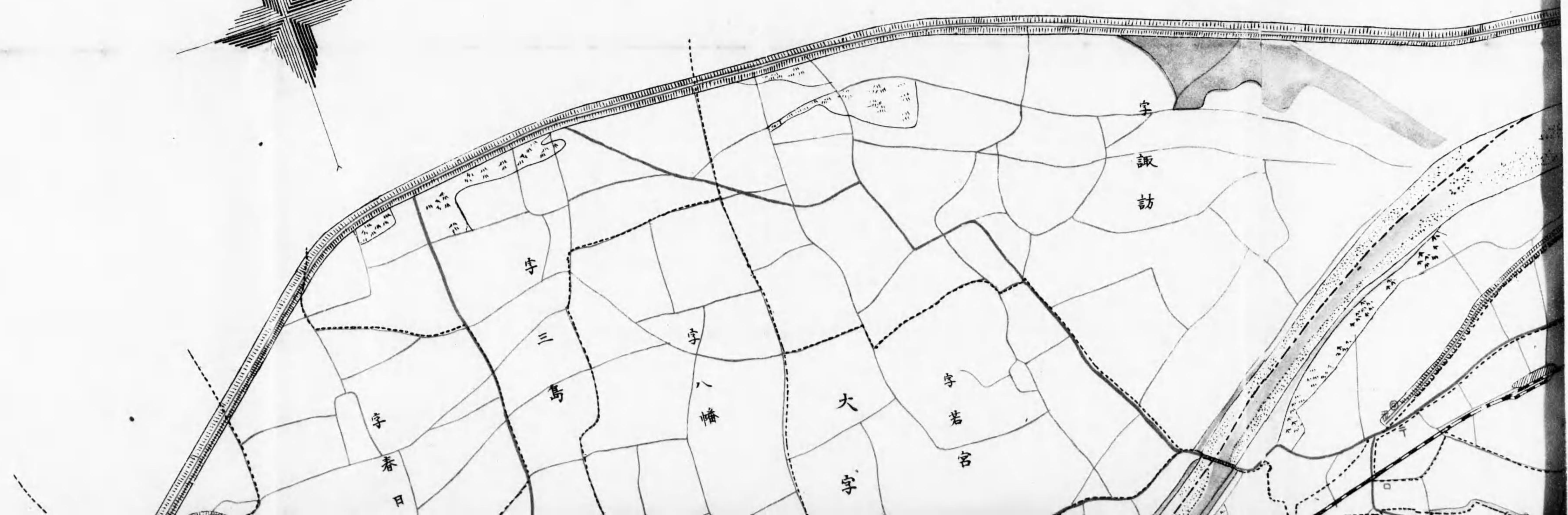
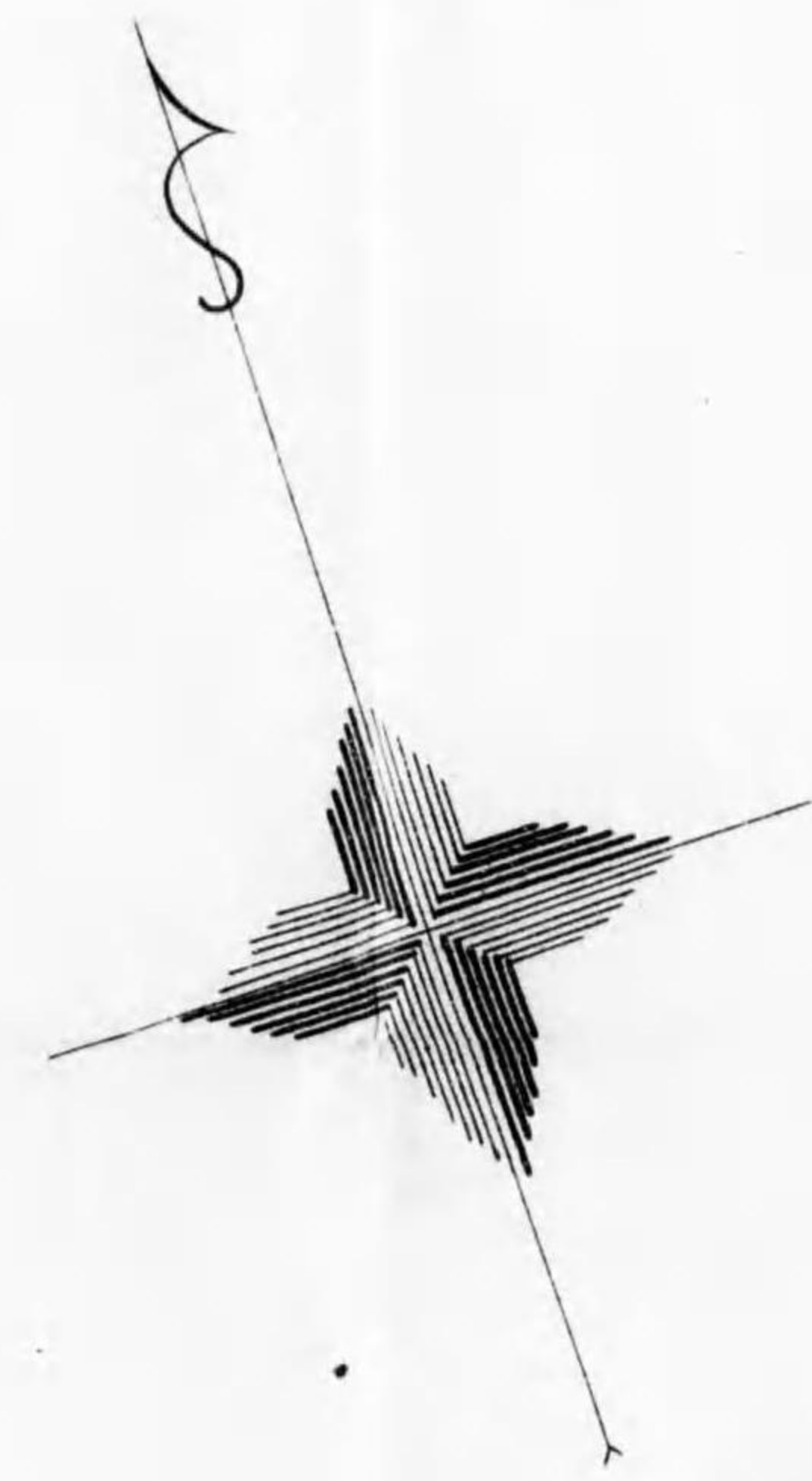
麻植郡山瀬町全圖

縮尺六十分之一



所植郡山瀨町全圖

縮尺六分一



野

吉

字
諏
訪

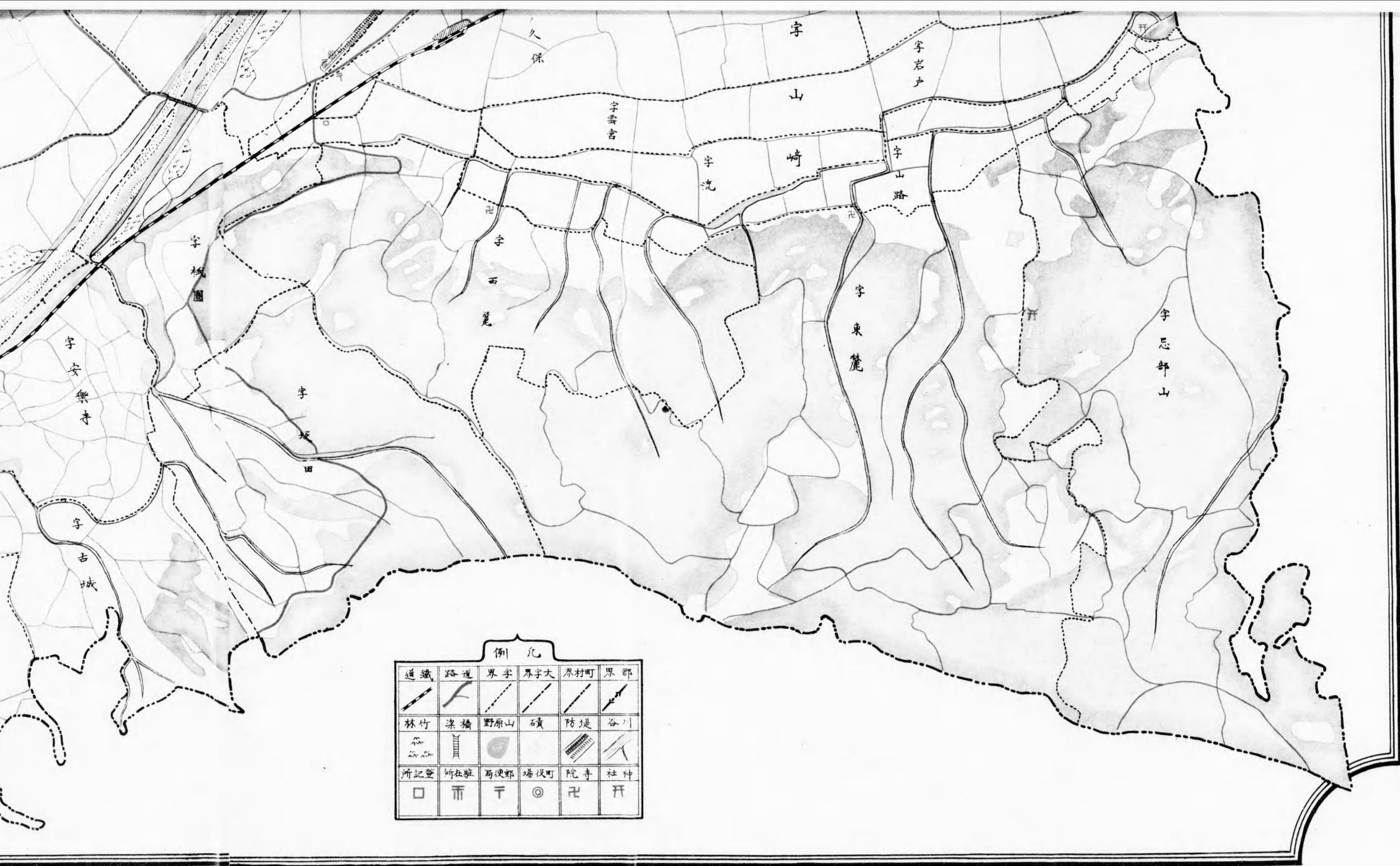
字
三
島

字
八
幡

大
字

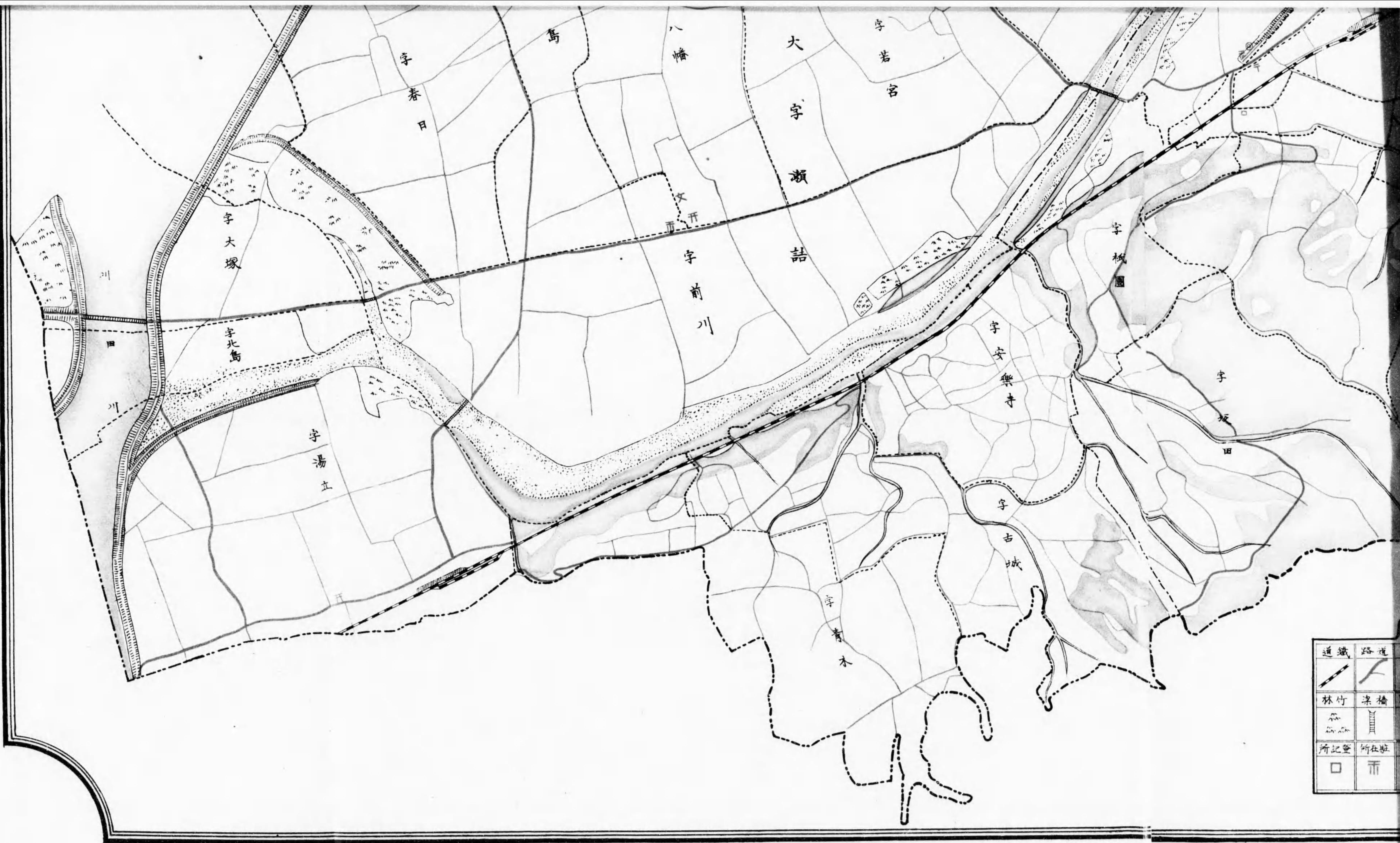
字
若
名

字
春
日



凡例

道鐵	路道	界字	界字大	界村町	界郡
林竹	梁橋	野原山	碛	防堤	谷川
所記登	所在駐	局便郵	場役町	院寺	社神



道鐵	路道
林竹	深橋
所記登	所在駐
□	▭

第
壹
編



山瀬町史

徳島縣麻植郡山瀬町役場

緒言

我山瀬町の地たる南に始原層の石槌山脈を負ひ北に吉野川の清流を控へ川田川の將に吉野川に入らんとするあたり湯立驛南方の台地は麥原、青木俊麗なる高越の靈嶺其西方に峙ち古代民族の生息地として實に好適の所である現今の平地は殆んど河水のなせる沖積地にして今に阿波麻植の郡界にして伊澤村との村界も未定の儘に棄て置くが如き經濟的關係の厚き平地上の變動は時々行はれたるものと考察して差問なからうと思ふ之れが爲めに貴重な史料の埋滅もありしならんか仮令之れなるも何處も上代程其史料の乏しきは當然である彼の忌部神社の如き一時は所在さへ忘却せられ端山との爭議を惹起し又種穂山との論説もあつたが其極同社は壯嚴に行つゝあり我山崎の社蹟は是亦實在的に認められまた荒妙進貢を復興せられ大正、今上天皇の御大禮には其織殿を設けられたは本町として光榮之れに過くることはいない忌部氏が此地に居し阿波國文化の上になされた御遺蹟は本町民否徳島縣民として寸時も忘れてはならん所である本書も其心持ちて記述せなければなるまいと思考する而して上述の次第で上代はいたつて其史料が少くないから慶長までを一括してかきたいと思ふ

第一編

慶長以前

我日本の土地で人類の其足跡を印したものは石器時代の民族で未だ金屬で作つた器を使用しなさないで石製の器を用ひたものである在來の學説では磨製と打製であるが如何に考へても此二種類のみしか使用せないと常識に考へても之れはあり得ることでない勢ひ自然の儘のもので都合のよいものを使用したに相違ないが之れは著しい特色のあるものは完全なる石器と共に取扱つてもよいが單に此邊が斯く欠けであるは斯くして使用したものであ

るなど、想像を加へたものは一研究なれば兎に角も町史等の上では其取扱ひ方を遠慮せなければならんかと思ふのである。

瀬詰の青木邊にサヌカイトの破片が分布する此の石は無論此邊にはない遠方より持ちこばれたは明かで破片は所謂屑あればうまく都合よく出来た内には自家用のものもあるべらに又石礫等は之れを以て戦獵に使用したであらう或は戦鬪に従事もしたでありませう何の世でも社會的競争はある我山崎の地に忌部氏は如何にして来たといふは直ちに此地へ天降つたものでないすに住民もあつたから多少の用意も拂はなければならんは當然で他所では山婆じやの山男じやの山女郎大人や天狗など、仮令傳説でも先住民族の名残りがあから自然民族の間に争鬪はないとは云へぬ阿波志に天狗嶽||在山崎村の西とある。

忌部氏の阿波入りの古語拾遺に

仍令_下天_富命_率日鷲命之孫_求肥饒_地遣_{阿波}國_殖穀麻_種其裔今在_彼國_當

大嘗之年_貢木綿麻布及種々_物所以_{郡名}爲麻殖_之縁也

とある肥饒は其地氣の肥れて物の饒く出来る土地で阿波は粟の義にて此物の出来る由で然れども他の穀麻なども必ず美しく在るべきである同系の神にして同書等の記事の上よりせば一つの疑点を有するは國幣中社大麻比古神社の祭神である神社の鎮祭する祭神と之れを鎮祭する原因とを明にすれば自ら明瞭となる其之れが類別の基本を示すもので我大麻比古神社は第一の祖神を祀るものに當るのである忌部宿禰及び其同系の諸氏即ち天太玉命より出てゐるから其祖先を祀つたものと解せなければならん阿波國外で古くより天太玉命を祀つたものは大和國高市郡太玉命神社(名神大月次新嘗)安房國安房郡安房坐神社(太玉命名神大月次新嘗)下野國阿房神社(太玉)石見國那賀郡太麻山神社(蓋太玉)讃岐國多度郡大麻神社(太玉名神大社)同郡苅田郡栗井神社(太玉名神大社)である。却説阿波國土に於て古代民族が居住の自然の好適地を選定せんとせば先づ吉野川下流の兩側の沃土に着眼せないものはなからう而して我國の思想は神話のうちに現出する有様を見ても樂天的にして雄大にして且つ快活の思想は

充滿した又清淨潔白は大に好む所である神靈の在す所は是亦上述の思想に一致する所を選定するは理の將に然る所であります新井白石の神殿に關する東雅の如きは姑く措き建築學者の神籬_{ヒロミキ}及び磐境_{イハサカ}は代用神殿説ありとするも高越大麻兩嶺は翠巒呼應して相對するを見れば一種云ふべからざる神々しさを覺えずには居られまいと思ふ古代民族の思想として神宗の神靈の鎮座地を斯の如き所に索むるはさもあるべき事であらうと考へる我日本民族の思想として其在る所には神殿であるさればにや高越山東には忌部神社がある大麻山下に太麻比古神社がある分けかと思ふ依て我祖先の發展の中心地点は此兩山附近に尋ねなければならん一度板東町の一角に立ちて大麻山を仰望せんか宛然神話の具體的實現に對するが如き感があるのである古語拾遺等の示す如く忌部氏は阿波入りと共に直ちに本據地を麻植郡地方に求めたとは一寸考へられんと思ふ何事も順序と次第はあるものである茲に於て考へなければならんは大麻比古神社と忌部神社の祭神である忌部の方は天日鷲命たるは一点の疑点もないが大麻比古にありては從來種々の説があつたやうであるが明治四十一年に當時の宮司山口定實翁が同社の祭神考証を發表せられた其祭神決定案として三個の理由を擧げて居る曰ふ

神名式を案するに阿波國には式社五十座あり大社三座小社四十七座なるが阿波國には忌部氏と關係最も深き國なれば其太祖太玉命を祀らんにに小社に列せらるまじく必ず大社ならざるべからず大社三社三社中八倉比賣神社(名西郡矢野世に杉尾神社といふ)は女神にませは紛るゝ方なく忌部神社には天日鷲命にいますこと明かなれば大麻比古神社を除きては太玉命を祀る社なし其他四十七社の小社中にも太玉命を祀れるごおほゆる社もなければ大麻比古神社は必ず太玉命ならんと思はるゝなり又延喜式には讃岐國多度郡大麻神社あり此の御社は太麻村にあり祭神は諸國神名帖及神祇寶典に太麻神社阿波國大麻比古神同体也とあり神祇志にも大麻神社今在大麻村太麻山傳云祀天太玉命と見え其の他の諸書も之れに従へり阿波國大麻比古神社にても中頃より天太玉命なりとの傳説絶え失せたれど幸に此御社に傳はりたるは奇といふべし云々

とある少しく消極的の考証なれども或は止むを得ざるものならんか大麻山又は大麻比古などいへば麻を殖たるに因むと觀てもよろしからんか大麻山舊蹟秘録の「麻漬川」「丹の水」等は所謂傳説で之れを本物にするには大分考証

が要る兎に角從來は大麻比古神社の祭神には或は猿田彦神なりと云ひ或は天太玉命なりとも天日鷲命なりと又其の御子津昨見命なりとも云ふ此の諸説に就ては直ちに其非なる事を發見せんと思ふ延喜式神の名帳に載する如く忌部神社は或は麻殖神と號します然るに更に之に念するに大麻比古とは如何ならん今若し麻殖と大麻比古と對照すれば大麻比古は尊屬神の即ち父祖神にして麻殖の父祖神と解せなければならん而も日鷲命の父祖神は即ち天太玉命でなければならん又一面叙位の上より觀ても大麻比古神社は常に忌部神社の上位にあります万一兩社が同一祭神にして忌部神社が其祭祀の古いものなりとせば何んすれぞ位階が常に其下位にあるべき筈がない而も程遠からぬ同一國內に於てをせで神祇志には古傳ながらも大麻比古神社の祭神と天太玉命とする而して既出の如く諸國の忌部系の名神は孰れも天太玉命を祀れば大に傍証とするに足ります又一宮の起原は詳かならずとするも其由來する所至つて古い神社考の云ふ如く延喜神名式制定以來のものとは考へれず仮令斯の如き規定とはあらずとするも其規定の起るべき要素の存在せしことは崇神垂仁兩天皇の時此社稱ありしにても明である孰れにするも名東郡に國府を設置せられしより大麻比古神社が阿波國の一宮として仰かれたものである(名東郡一宮の地稱は阿波式社考の如き郡中一宮である)以上を以てしても大麻比古神社は國中最上祭神である仮りに大麻比古神社の祭神が天日鷲命の御子津昨見命とするも叙位の上よりしても連ても不合理である殘る問題は猿田比古神である只今大麻比古神社の祭神(阿波國郡村誌)を見るに

祭神 大麻比古命

相殿に猿田彦命を合祀

享保十四年別當靈山寺本願宿相院神主永井若狹板東石見連署で其筋に提出した文書にも猿田彦命は大麻比古神の相殿に祀つて居る孰れにするも斯く諸説の出て來るのは何等の方面に欠陥のあつたこと丈けは決して云ふことははゞからぬこれが纏て又大麻比古神社の至つて古い神社なりを大に証明せられると思ふ。

遺蹟學の上よりしても阿波國內で古代文化は板野郡が第一位と思ふ大和地方を中心として思考せば鳴門海峽を通して阿波國に入るには先づ板野郡地方と考へる茲に於て人情として其根據地を定むるに成丈け手近かな所と云ふが妥當と思ふ大觀すれば吉野川下流地方で最も形勝の地は大麻山下と考へる又は考へたものであらう依つて先づ

最古の父祖神たる天太玉命が祀られたものであらうと思ふ。

問題の猿田彦神のかくは日本書紀の書振で古事記には猿田比古神とかく一に猿田彦大神又猿田比古之男神とも又大土御祖神ともいふ名義は書紀に口尻明輝ナカカミとあるによればサルダヒコは尻明光彦シラカミヒコの義これが省略せられてサルタヒコとあつた却説彼の獸類の猿猴は此神の貌に極似たより名つけた名稱とは記紀の説く所であるが伴信友の説には猿田はサダと訓んで佐佐は伊勢國の地名であるといふ又一説に猿田比古はサキダチヒコにて案内の意なりとも天孫降臨の時先導者とありて居る此の彦神は伊勢津彦の祖で其子孫に宇治土公フヂキミもある兎に角五十鈴川上流の最舊最大の氏族であるサタについては四國でも豊豫海峽に佐田岬がある土佐國に嵯峨崎がある我阿波にも那賀郡椿泊に佐田神社がある此佐田神社の祭神が森甚五兵衛さんの祖とみて間違つて來た神様の如き信仰にかゝるものは其信仰の盛衰が直ちに其神社の盛衰に影響する分は阿波國五十座の式内社の現情を見ても別ると思ふ來た斯くは文献等で知るを得ないか信仰の推移は遂に太玉命のことが大麻比古祭神につき忘却されて猿田彦神が其祭神といふやうになつたものであらうと思考して居る上出の古語拾遺に天富命率日鷲命之孫一求肥饒地遺阿波國とあり又阿波忌部所居謂之安房(總國)郡天富命於其地立太玉命とあるこれが第二の阿波にさへ太玉命社あるに第一の阿波に太玉命のない筈ない之れが大麻比古神社であれば阿波國に於ける板東町地方を中心とせる阿波忌部氏の今日の言葉で云へば第一移民地と見做さなければならん古語拾遺の上出の二ヶ所とも阿波の方で肥饒地といひ安房の方では沃壤地といひ其地氣の肥えて物の饒く出來る土地を常に撰定して居る忌部氏の着眼点は斯るよい地であつたのである。

昔も今も少しも變りはない經濟的思案(特に思案ともいふ)はいづれの世にも離しては其存在は不可能である之れは少しく後世ではあるが大化以後板野郡に九郷を置いたが今では其位置の稍判るは津屋郷のみである近頃段々現在の板野郡の地積を基本として割當る人もあるが之れは間違であることは後述にしたいが吉野川は四國三郎の名に負ふ如く其水量も多大でされば現在の地積は大昔の郷の境域を決定する其基本とならん板野郡の地の發達史は寧ろ地質學的研究的領域とするか或はよろしからんかと思ふ如何之れでも上古板野郡の文化の程度大体判斷は

出来まいか齊部廣成の書いた古語拾遺なる本は文化史的などいふ考は別にあらう筈はない筈だ自分の姓氏の古來より地位の葬られるの其の憤慨の餘波で自己の家の保護の結果である單に其筋書が明瞭なればよい丈けで文献上是阿波の地をふんだとも思はれるのである故に其印象の深い事柄を中心として書いたものが即ち古語拾遺と見るがよろしとはありませんか故に「時の問題は古語拾遺の紙面に或は等閑に附してはありますまいか此欠陥が八百年後の今日に斯の如きことを云はしめます此氏族の發展は生活上の一種の壓迫が更に第二の移民地を考究した古語拾遺に依れば安房行にも「分_二阿波齊部_一率_三往東上_二とあるにても判らうと思ふ板東地方に居残つたもの或者は眼を吉野川上流にはなつた素より地名なれども牛島驛南に向麻山がある又附近に麻ツケ。麻酒シ岩といふものがある此向麻山も大麻山の如く山高からさるも目標的に顯著なるものと云ふと思ふ此山稱は牛島村の式社といふ杉尾神社は一に忌部神といふ之れに向くから向麻山であらうと呼ぶが杉尾神社(詳記省略)でない之れは大麻山に向い對立すると云ふが妥當でないかと思ふ此地方より山田の丘陵に至るの間は大化以降は吳島郷に隸屬するが此郷名は上下島の文字となつて残るも麻植なる地稱は今でさへ麻植塚西麻植の大字名となつて存在する西麻植の稱は莊園時代の麻植保や麻植莊の名残なる西麻植といふからは東麻植のあるは當然で此莊園が發展の結果は二行政區域となつたことを物語ります此の麻植の二文字はやがては麻植郡中の麻植地方といふは自ら解せられべき性質のものでなからうか此事が假令戰國時代ではあるが飯尾村西の城には飯尾氏が據る東の城には麻植氏が居る麻植氏は其家譜と稱するものに從へば小笠原系で假令麻植氏と稱するも紋章は松皮菱を使用する而して麻植の氏稱を使用する理由として忌部の神官の養子となるとあるが女夫養子で血筋は全く絶へて居る之れは麻植の氏稱を使用するより出たる事柄で氏稱は時代に依て其起原を普通の場合異にする西の城の飯尾氏の如きは此飯尾氏か來居したから村名の飯尾が出たが麻植氏の方は麻植の地に來たから其現在ある地名を以て其氏稱したものである故に神官家の關係には多少研究の餘地あるを認める孰れにするも此の地方を麻植といふこと丈けは十分判るのである万一之れを附會とするも古傳に此地に忌部の神官家が在つた事丈けは認めて差支へないかと思ふ此麻植氏なる忌部神官は足利期まで繼續してあつたか否かの問題は保留したいと思ふ此神官家に關聯する事柄は第一は郷名の起原を

なした上下島の村名は既述した敷地村の溪谷に「吳谷」の稱もある殊に面白いのは唐人の地名に古傳に吳の織女が忌部の神衣を織つたといふ之れは單に古傳なるも背景より此位のものもありさうに思ふ式社考に敷地村に天足宮といふ式社秘羽目神足濱目門比賣神社二座がある此祭神を日鷲命と云ふ者もある之れが假令間違つたとするも阿波國郷名考には此地方を忌部郷と考へた位である此地方の古代文化としては斯る色彩を有する銅鐸も二三出土して居る古墳の事は省畧するとしても只今でも一つ見通すことの出來ぬは東禪寺山の彼の大圓墳で之れで此地方の文化の程度を表示するかの思ひがする此大圓墳に包藏せられる副葬品等は今は見る分けには行かないが板野郡の忌部氏に關係する中心地方にあ阿波院御火葬場の前方後圓墳(他の一は今はない)やオサメ塚、チカイ塚、ヌカ塚アマ塚、等と比較して此川島町以東の麻植郡を忌部氏第二移民と思考せんとします川島町神後の地名も何となく一種の趣がある。

發展の結果は或は何等の事情か又忌部氏族は吉野川上流へと移民したのである想像すれば高越の崇高なる俊嶺にあこがれてか知らん之れが即ち山瀬町忌部山腹に忌部神社の創建せられた分け柄から思ふ地名より考案するも學島村に「吳島」の地稱がある又大戸唐戸(古墳と見れば見らる)がある唐戸は飯尾村の如き唐人類似とも思へんでもない兎に角も兩地方に同一又は相似り寄つた地名があるも面白いことである之れを第三移民地と見做す茲に於て高越山の名義考を出さなければならん故吉田(東伍)博士は

高越山ハ穀山ノ義ニシテ穀ヲ加知又加宇曾ト訓ム忌部ノ祖ガ殖麻セルハ蓋此邊トス和訓栞云新撰字鏡ニ穀マ
タ楮ヲカチト訓セリ同頭住云延喜式ニ「凡造紙者一穀皮」トアリ著聞集ニカウゾノ皮ヲ取テ料紙ニスカセヲ
經文ヲ書キ奉ルトモアリ今コゾト云フニ同シ今又按ニ加宇曾ハ本加美曾(紙麻)ノ義ニテ再轉シテ加宇都トス
ルカ又靈記ニ

粟國名方郡植村在一女人忌部首字曰多夜須子自壁天皇(光仁帝)代是女奉字法花經於麻菴山寺千時麻植郡人忌
部連板屋奉顯彼女人之過失以誹謗故即口唱斜面戻於後而絶不直

トアル此菴山亦穀山ニ同シカルヘシ然レトモ字書ニ義菴トアリ茂繁ノ義ノミニテ穀ノ意ニ通セズ不審又藥石

ニ紫苑アリ袁山寺ノ義ナルベシ麻ハ古語會トモ袁トモ呼ヘリ

とある斯の如くなれば高越山は忌部氏の作業地の創始の所と解せられると思ふ

始め太玉命の統率する三忌中阿波忌部氏程發展したものはない吉野流域に於て之れ以上上流地方に高越山を背景とする如き形勝の地城はない之れがやがて忌部氏が最終の根據地とした之れより支族に支族を生し各々は發展地方に一々其祖神分靈所を設けたが麻植美馬兩郡地方に忌部神社の多い分け柄である木綿麻山へ木綿麻川の稱も出た安房國方面にも木綿の出同地に結城の地と云ふもある今日は下總の郡名となり後世までもよき織物が出来るのである忌部氏は太玉命は太麻山下に奉祀して麻植郡に入りては直接的の日鷲命を祀つた父祖に對する禮よりしても至當であるが朝廷も此次第を以て忌部神社は叙位は常に大麻比古神社の下位に在る忌部神社は文徳實錄に嘉祥二年四月に従五位下三代實錄には貞觀元年正月廿七日に従五位上元慶二年四月十四日に正五位同七年十二月廿八日に從四位下を授けられた五位以上の叙位には位田等がある人間ならぬ神に叙位はこれに屬する位田等より收入を以て其祭祀をよくせん爲めである位田には獲稻を得但し組を官に輸す從四位二十町。正五位十二町。從五位八町又位祿もある從四位には絶八匠綿八屯布四十三端庸布三百常で正五位には絶六匠綿六屯布三十六端庸布二百四十常で從五位には絶四匠綿四屯布三十九端庸布百八十常である

延喜式神名帳には麻植神といふに掲らす天日鷲神社と呼んで居る之れが第三移民地に而も永久の根據地となつた延喜式神名帳に「凡意供由加物器料者」云々とあつて阿波所獻魚布一端木綿(ユフ)六斤年魚十五垂蒜ノ英根合漬十五罐乾羊蹄。躑。橋子各十五籠鰻四十五編鰻鮎十五掛細螺棘甲羸石華等廿掛

と見えた荒衣は和幣に對して晒さざる布を云ふ平田篤胤の古史に稱科天日鷲命而種穀木。作白和幣云々。於天羽槌雄命。織文布(所謂蓑衣是也亦謂敷和文。即宇都波多是也云々)といふ却説あらたへは穀木の皮にて織りなしたる物である古史徴には大御神に奉る荒衣やがて文布なる由は伯家部に記されたる大嘗會御祝文に青筋の文布の荒妙と見えて下に青筋文布云々大神宮荒妙同之と有を以て着々此を又敷和布とも云ふ由は神祇式義解に麻績連等織敷和衣といひ此を又宇都波多とも云ふ由は同集解に敷和衣者宇都波多也と有をもて灼ければなり」とある小

杉楡博士は阿波國に製する所の袴といふものは往昔の籠妙にして今は俚俗に太布といふ(タフはタグの訛言である然るに其粗造なるがたちを見てやがて太布の文字を填た古くは袴布又木綿などいつた玉勝間に古へ木綿といひしものは穀の木の皮にていを布に織つた事。古はあまねく常のことなりしを中昔よりこなつたには紙にのみ造りて布に織る事は絶たりとおぼえたりしを今の世にも阿波國に太布といひ穀の木の皮を糸にして織れる布あり色白くいとつよし洗ひてものりをつくる事なく洗ふたび毎にいよ／＼白く清らかになるとぞ而して大嘗祭に織進する事も延喜大嘗祭式に

阿波國忌部所織魚妙服(神語所謂阿良多倍是也)預於神祇官設備。納以細籠。置到案上(四角立賢木)着木綿。忌部一人執下着木綿之賢木上前行。四人昇案並。着木綿鬘未時以前。供物到朱雀門下。神服部在。前如初阿波國忌部引。龜服案。出目神祇官。就繪服案後云々

とある

左辨官下阿波國

忌早速令織荒妙御衣事

右權中納言藤原朝臣兼季宜奉勅

大嘗會悠紀所料宜仰彼國依先例以麻植郡忌部氏人令織備附神祇官被進上者國宣承知宜行云々

延慶二年九月 日

大 中 小 槻 宿 禰

右中辨藤原朝臣

とある忌部氏人が専ら職掌として此公用を惰らず勤め來つて後世に及んだ此の氏長者の内にあるものが其証據は三ツ木村三木家の所藏文書はそれで其の魚妙織進せし家系を御衣人と稱へ神祇官に上審した家系を御殿人と呼んで互に其家筋を重んじ保護し合つたものである此布は廣幅小幅二種あつて重さは今の鯨尺強なるを按ふに續日本紀に見わたる調布の潤に近く現に奈良東大寺正倉院に遺存せる調布の幅今尺二尺余なるに併せて古制の傳來し

たこと明である應仁の亂後朝權いよ／＼衰へにおとへ自然我阿波國に命し給ふほどの餘裕もあらざりけんか後に大嘗會御再興の時と忌とも其御式は御式として忌部代といふもの立ち給ふ御例となり來つたはいと／＼歎息の極みである明治維新以降の 聖代は久しく絶えた此織進を再興せられたは誠にありがたきことである

阿波志に溪鱸（昔者忌部氏貢之一此兎は上古忌部氏の氏族）荒妙進貢の中絶は時代の罪である後世其忌部神社の所在地さへ忘れられたので事もあらうに美馬郡端山と論争の如き又種穂との争議が後世現出するには何か他に其原因なくはならんと思ふ既述の如く此地方が阿波國に於ける忌部氏の最後否永久の根據地にして而も後世發展の起点たるが故に阿波と直關係の天日鷲命を奉祀した殊に社號まで延喜式神名帖には忌部神社と唱へず「天日鷲神社」と登錄されて居る今も此社號を襲用するさへ誠にゆかしい思がする何故に其神社の所在地まで一般に忘却せられたかといふには信仰に關係するものは孰れも信仰の衰頽はやがては其標的たる物の衰頽を惹起するのでこゝなれば標的は忌部神社である然らば何故に忌部神社が衰頽したかと云へば此神社と最も關係の厚い忌部氏人の衰頽に歸着するのである之れは阿波國にて最も史料の多量なる足利下期に於てすら相當身柄あるといはるもの史上に散見せるものゝ内に何程忌部氏稱を用ふるか飯尾村東城の麻植氏でも系圖の示す如くなりせば麻植居住の小笠原氏と説く外に途はない神官中に時に棟札等に忌部宿禰と明記しても確証を擧げるに苦む以上の次第で忌部氏は仮令有るに相違ないが史的に其影を没した斯る事が遂に忌部神社の所在地を一般に忘却された分である方一にも歴然と忌部氏人が此忌部神社に對して其崇敬と奉祭とを怠らず斷續したならば何とて社地争ひの物議が起るべき理由があるべき筈はない物議が起る丈け忌部氏人の衰頽を物語るものである所謂忌部氏は當時の社會の舞台より隠れた此時廣成の如き人物ありとせば古語拾遺以上の宣傳を試みるに相違ない三浦周行博士も云はるゝ如く

阿波は此時代は士民の手に努力は歸して所謂守護はなく百姓持ちに仕りたる國

といふので下剋上の頂点で名もない百姓でも力次第である其上に忌部氏の如き神代より傳はる名門なれば事をするには二割の強味は十分にある之れを以て觀ても忌部氏は名もない百姓共の努力に壓倒せられ窮地の深い底へ落ちた増々忌部神社の衰頽を高めました實に阿波文化の祖神の神殿に對し奉つて恐れ大い次第である斯くの如き

阿波文化の祖神の神殿の衰頽詳しく云へば破頽に對し奉り慶長以前に於て正確なる史料の上に再興のことがない（先づ應仁以後にして置く）一度は其御靈さへ失はれたでないと思像するものがあるそも神靈といふは物的のものでない之れが木に籠れば神木で石に籠れば石神である其石が赤ければ赤石神社で黒ければ黒岩さんである之れに一定の面あり神靈の籠つた石となれば神籠石と呼ぶ之れが次第に變化した其極が安藝國嚴島の宮島杓子となるのであるカウゴインが取りちかへたものが交合石で當町には交合石神社として崇敬せられて居る交合の文字よりついに縁結の信仰となり更らに安産の神として詣てる人がある當町の交合石神社は當町内より他所で名高いのである延寶三年山崎村新檢地帖に「大石」といふ地稱がある今は其所が不明である或は交合石の其起原をなしたかも知からん石に靈あると見たが貞享四年山崎村通檢地帳にある「いせり石である又忌部神社は申し分ない神社であるが爲に其昔當町の平野（殊に山崎方面）が吉野川の水波に洗はれた爲めに發成した水蝕作用の巨岩の石神如何なる旱天で水溜りあると云ふ所に神祕がある阿波志に

石 門 右忌部山東麓。大石亂生。高低參差。背竹林。前水澤石六中有聖水。不個不盈。土人取呂療病。

（註） 忌部山の東の麓にあつて大きな石が亂れ生じて高いもの低いものが入交つて其背は鏡前は水澤で瓦穴は聖水（あらたなみづ）が潤れもせず盈ちもせず何時も同様である土人は其水を吸取り風呂にして入つて病を直して居る上と同様の性質である

と結合したものが天岩戸神社ではあるまいか何處をぞも忌部神社の神威を實証するもののみである故に御靈の奉置建造物よき神社にして大和國式社三輪神社のあるので判る茲に注意すべきは端山等と社地争ひの時忌部神社の御靈を按寫したものがこれに依れば御靈は柄鏡で徑三寸八分其柄が二寸五分其端に孔がある柄を取りつけた所に ○ の如き受けがある裏面は（寫し方が都合よくないから従つて其説明も明瞭を欠くは詮方ない）多分凸凹があるのであらうと思ふ圓形で縁が徑三分で外帯九分を内區直徑一寸七分ごとに分たれ内區は表面の如く光るものと思はるゝは明鏡と記入した外帯には菊花紋（直徑四分）と思はれるものを柄を見通し上下一つづゝ左右に二ヶつゝ配した其間隔均一である其二菊花紋の中央に「衣冠尊瞻視聖」の六文字を一文つゝ配置した之れで慶長以後に於て特に御靈まで備へ奉る上よりしても再興せられたことが自ら判明せんと思ふ之れは全く文教の起つ

た結果一般の國民的自覺から皇室中心主義の思想の發露で之れ等がやがて明治維新を産むたのであるから當忌部神社の所でなく我國家の根本に解れたので祖神の英靈を定めて御満足にあらせられると推察し奉ります穴賢々々之れを其後曲解したものが彼の即ち社地争ひとなつた其精神は大に／＼に諒さすべきも自私的思想の發露は多數人をなやましたは誠に神靈に對し奉り恐入つた次第である本末は自然の數である此間に漁夫の利を得しものは徳島市で現在は同市勢見山頭に忌部神社は國幣中社として鎮座まします斯る有様の間に社地争議の因を求められると思ふ同社地も現地にのみに限る分けには行かぬ之は現社地より半町計り上手に東西三十五間南北二十五間の人手を加へた平坦部の地がある之れが舊社地である近世再興の所は現地である

此忌部神社に關係して忌部市あるものがあつた只今でも市と呼ぶ所もあり慶長九年の山崎村檢地帖にも市ノ西、市ノ東享保十九年山崎村新開檢地に「市ノ北」などの地稱が見える市とは日を定めて賣り人買ひ人相集り物品を賣買する場所での四日なれば四日市(伊勢國)で其定日によつて名けた地名で後社會の發達して定設の市出來てより之れを町と呼んで區別するも上古は市も町も同意義である而して市は古今とも多く神社の祭日に行はるゝ故に祭を約呼してマチといふマツリの反マチである庚申待の待も之れである枕ノ草紙等にも市の事見え大寶令にもあるが阿波國の如き所では國司をして各市塵のことを管せしめた先市は午の時に一定の市場に集り日没に散じ男女各々席を異にし貨の肆所に各其標榜を建て其物品には各々行名を顯せしめ市司の定める沽價の法により賣買交易することを定めた小松博士の阿波國徵古雜抄所載の

「契約

阿波國御衣御殿人子細事

右件元者、御代最初御衣人殿人たるうゑは相互御殿人中自然事あらば見妨(放)關妨(放)べからず候。此上者家中にひよう定をかけ其可有儀者也。但十人あらば七八人儀(議)につき五人あらば三人儀(議)但付べきものなり、但盜強盜山賊海賊夜打やき候ては更に相いろうべからず候上者不可口入そのほかのこと一座見妨(放)べからず候、但この中にいきを申しらん(違亂)かましきこと申物(者)あらば、家中をいたし候べきものなり

此上は一年、二よりあいをくわへて、ひやうちやうあるべく候會合二月廿三日やまさきのいちを可定也
仍契約如件
正慶元年十一月 日

- | | |
|----------|-------------|
| 中橋西信(畧押) | 北野宗光(略押) |
| 高如安行(畧押) | 高河原藤二郎太夫 |
| 名高河惣五郎太夫 | 今鞍進士技三郎(畧押) |
| 治野法橋(花押) | 田方兵橋入道 |
| 赤松藤三郎太夫 | 永谷吉守 |
| 大坂平六 | 三木氏村(畧押) |

此市は山崎の市で忌部神社の祭日である此市の日には本郡彼の御衣御殿人が足利の初迄十三軒あつた其後ち十二軒まで絶職して残るは木屋平村三ツ木三木宗次郎の系である同家は此市の日は五里餘の山路を遠しとせすして遠祖以來の古禮を守り參詣することである茲に阿波志氏族の條を出す

新選姓氏錄云。高魂命之孫。按和名抄此郡有忌部郷。日鷲命之孫。所居。釋日本紀所載。忌部連之祖也。忌部祠其遺廟耳。

(註) 此命は新撰姓氏錄といふ本に右の命は高魂命の子孫であると思ふに和名抄といふ本に本郡には忌部郷が在るのが見えて居る之は天日鷲命の子孫が居つた處で釋日本紀に見えたる忌部連の遠祖であつて忌部神社のあるのは其廟(たま)が遺つたものと云ふべきのみである

忌部方麻日 續日本紀云。景雲二年七月乙酉阿波國麻植郡人外從七位下忌部連方麻呂從五位上忌部連須美等十一人賜姓宿禰。大初位下忌部越麻呂十四人賜姓連

(註) 續日本紀に景雲二年七月乙酉阿波國麻植郡の人從七位下忌部連方麻呂從五位上忌部連須美等十一人宿禰の姓を賜り大初位下忌部越麻呂十四人連の姓を賜ふと見えて居る

忌部友主 正八位上天長五年御小安殿全從五位下三繼王奉幣伊勢神廟友主與行。
(註) 友主は正八位上で天長五年に御小安殿が從五位下三繼王を伊勢天照大神宮へ幣帛を奉らしめた時友主も共に往つた

忌部高善 神祇大佑正六位上貞觀八年七月六日
應天門。災高善與而祭之。

(註)

高善火神祇大佑正六位下貞觀八年七月六日京ノ應天門の火災があつた時高善は此火災の事に與つて火伏の祭を行ふた

忌部社雄

正八位上貞觀六年閏三月十日。應天門並左右廊火。ト定社雄四姓。使千伊勢。使王室令中臣主祀。忌部奉幣。ト部後取又例幣。名中臣忌部祈年祭忌部工人鎮魂祭。忌部五人天皇即位春日祭十鳥祭。松尾祭。祈年祭。園諱祭。並與焉。十一月中寅日賜祭服。忌部五人各青布袴一領。

(註)

社友は正八位上の人で貞觀三年閏三月十日に京の應天門並に其左右の廊下が燒かる時ト定、社雄等四人を伊勢の太廟に遣した此時行かげに京都に上つて天皇陛下の宣命とて勅諭を書いた薄墨倫詞に中臣主祀忌部の族をして幣帛を奉らしめるといふ仰せを受けて幣帛奉使の任を果した其後ト部の族は中臣忌部祈年祭。部工人鎮魂祭。天皇即位春日祭。十鳥祭。松尾祭。祈年祭。園諱祭等の大切な時々に必ず之に預つた又十一月中の寅日に祭服を賜つた其祭被下賜り。部の氏人五人で右青布袴一領宛を例とした

忌部久家

神祇伯仲資主記云。建久五年六月十二日辛丑還補氏長者。其裔河村氏。元文中有故出亡。而大祀之時忌部氏。上荒妙御衣。

(註)

久家は忌部氏の長者であつて其子孫は河村氏を名乗つて居つたが元文中譯あつて出奔したので其後は大祀の時々其他の忌部の氏族が荒妙野衣を上るを例とした尙忌部の處相當せられたい

三木重村

任左衛門尉。居種野山三木任南朝正平七年賜本村。二十三年勤王有功賜書以賞。藏正平文應文書。若千通及七首又藏文保二年宣旨案時。貢荒妙御衣。忌部氏大祝之時。例織荒妙齋服也。三木氏豈忌部氏乎

(註)

重村は左衛門尉に任ぜられた人で種野山、三ツ木に居つて南朝に任へ正平七年(正平七年は吉野朝廷後村上天皇の年号)に三ツ木の地を賜り全二十二年に勤王の功があつたので勅書を賜つて御褒に預つた又同家には正平文應年間の文書が若干通と七首(あひくちの刀)がある又文保二年(鎌倉時代の末花園天皇の時の年号)に淡墨繪の宣旨書即ち花園天皇の勅詞を奉じて荒妙御衣を献上した其後忌部氏大祝の時々荒妙の齋服を織進するを例とした此三木氏は豈にまゝ阿波の忌部の氏族の後か

以上は百二十餘年昔に儒臣佐野少進が藩主の命を奉じて書かれた口中のもので皆山崎村の忌部神社に關聯した事許りである殊に三木家は昔より山崎の忌部の市には五里の坂路を越えて必ず山崎に下つて来たといふ處を見れば忌部の祖神天日鷲命を慕つて來つたもので和名抄に見えたる忌部郷は高越山より以西に及ばず殊に西端山を忌部郷とするも同地は後の高越寺嶽に相當するといつて可からう古代の何事も明瞭を欠く殊に文献は更に少ない勢ひ遺蹟遺物に索ることが多い當町の遺蹟として仮令其多くは湮滅したとすも幸に大なる横穴式のもの忌部山頂

に三個と忌部舊社地に四五個の其殘骸と金勝寺墓地に一個と大神宮社地に一個青木に一個とある圓墳の完全のものが池上徳平氏有山林中に一個と十數年以前まで青木邊の台地に点々數個の石棺の跡らしいものがあつた貞享四年山崎村打直檢地帳に「つかあな」とある山崎村の上出の孰れを指したものが茲に於て考へなければならんは斯る墓所を築く程の人立は如何なる地位の者かと云へは當時は陵墓制も嚴なる事なれば高貴の人なるは明かでも分忌部系の御方ならんと思考します而して斯る朝日さす夕日かゞやく形勝の所に永久の陵墓を築造するは人情の極美である又上御一人以外の人立の陵墓は其附近に營むが常なれば御方の生前常住地点も大体想像がつくと思ふ其上生活は農業本位なれば其所がそれにさまたげにならぬといふことも是亦考慮に加へられまいか其古墳が只今町民の大活躍を試みつゝある鐵路が布設せられ自働車等が疾走する平坦の沃野にないといへは當時住民の團欒生活をなされ逝ける敬愛せし主の安らげき永久の御靈の眠り場も今は同じ地に住み逝者等が開拓せし所より生ずる農作物により生息する其後人の爲めに發掘せられ副葬の寶器は散佚し其跡は顧みるものもない一度其遺蹟を見舞ふ者も嘆又嘆の其の盡くる所を知らぬ近頃史蹟に關する調査も盛なる折柄其保存法を講ずるも本書編纂の一目的かと思考します此古墳も副葬品は散佚して今は見る由もないから其築造時代は不明であるが金勝寺墓地のものは相當立派なるものがあつたことを傳へる孰れにするも少なくとも奈良朝以前のものたるは明かであれば當町としては好箇の史蹟の記念物である之れがやがては祖先崇敬とはなりはすまいか

忌部山の一溪谷を土器谷と唱ふことは上代土器製造である忌部氏が日常使用するものや又忌部神社の祭器のものも製したであらうと思考する阿波志に土器谷||在忌部祠東南古陶器往々出とある

大化の改新なるものは我國上古より民に貴賤を分ち主従を定め以て生業を樹てた良家は人を使役し賤民を奴婢となし其良家に仕ふるを家人とした其制極めて嚴にして婚姻を相通ぜない然れども或は私通して子を擧げ或は奴婢の主家貧にして勢家に強賣せらるゝ等爭訟滋く起り國造等私民をおいて山野を占有し益々兼併の事として良家疲弊の地を賣り調賦を辨じ姓を賣りて奴婢となるなど積弊漸く甚しかつた大化改新は這般の情弊を改めんが爲めに起る而して隋唐の文明は既に我國に東漸して先覺の士は早く之れに倣はんとした而して蘇我氏の變は其導火線

である茲に於て從來の氏族制度は郡縣制度になつた大化二年に國郡の制を定めた時に本郡に四郷あつたから中郡で中郡は三十里以下四里以上一里は郷と同しなれば本郡は此格である太寶令で郡制を改めて五等とし八里以上でなければ中郡でない四里以上は下郡とした爲めに本郡は下郡となつた國司の下に屬して郡内の政務を行ふ役所を郡家とも郡院とも云つた其の長官を郡領といふ本郡は下郡なれば大領一人從八位上少領一人從八位下清廉時務に堪へたる者を以て補した主政は欠いで主帳一人文案を勤へ署し公文を讀む皆職分田を給せられた書生三人案主二人であつた職分田は大寶令制定に依れば

大領 六町 少領 四町
主帳 二町 諸國史生 一町

であつた本郡には何所に其郡家があつたといふ地点を今は知る由もないが當時本郡に於て地位といひ名望といひ忌部氏に超すものはないから郡領等は之等の人達の内より選出せられたものかと考へる果して然らば郡家の所在は當町内にあるべき筈である本郡四郷中に當町に關係あるべきものは射立忌部の兩郷である阿波國郷名考には

忌部 此郷も傳絶テ知人ナシ云々

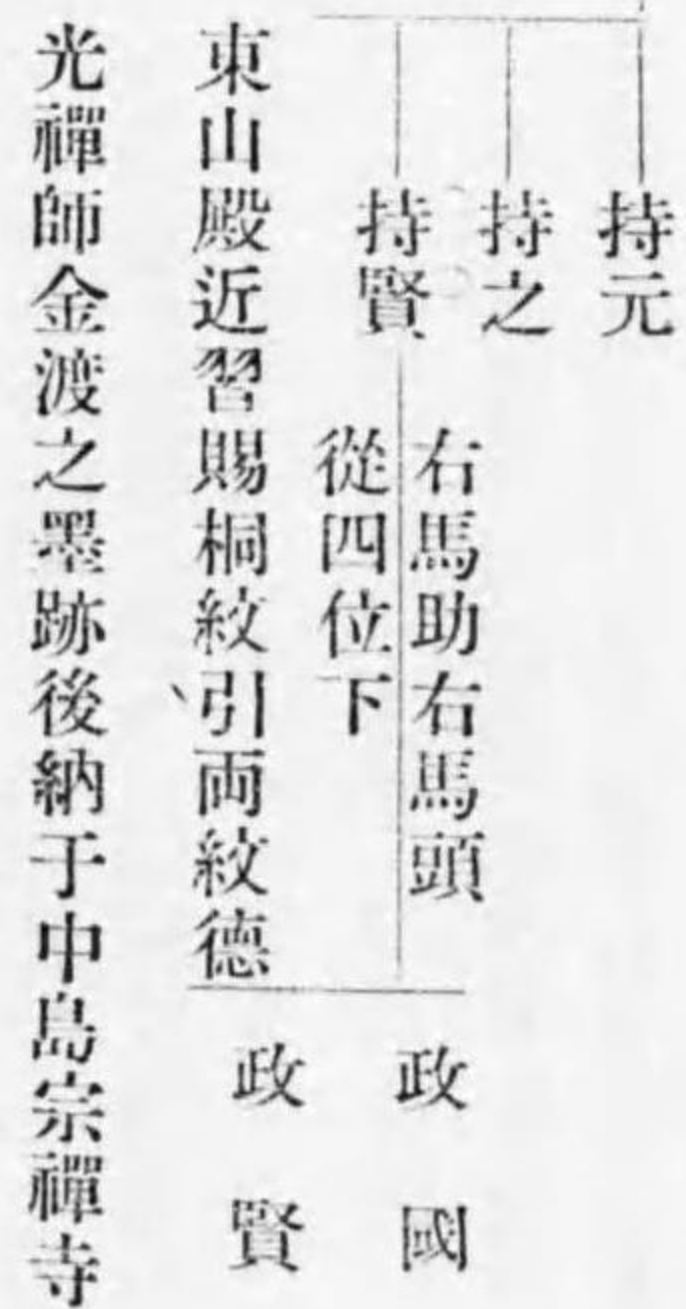
射立 伊多 瀬詰村ノ古キ御檢地ノ簿ニ瀬詰庄湯立村トナリ。イユ通へハ湯立ハ必射立ナルベシ播磨國飭磨郡

迎達 伊多 瀬詰村十村是也學村湯立ト云地アリ

忌部神社の鎮座地はいと古い故に其附近に忌部氏人の在住は自明の理であるものなれば其所に忌部郷のあるのも當然である阿波國郷名考の記者は學村湯立ト云地アリに疑点を生しこれがやがて西麻植等の方面に忌部郷を割當てたものであらうと思ふこれはいはれない事で廣く知られ鐵道にも湯立驛さへ出來て居る位である湯立は瀬詰の字地である川島以東の麻植郡は當時吳島郷である川島郷の西が忌部郷で其西手に射立郷があると思ふればならぬのである同記者は大体平野を基本に四郷を割當てたもので當村の郷設置の趣旨を等閑に附したのである面積等は論外で五十戸あれば一郷を置いて其一户の人々は元氏族制度のあつた上に割當てたものなれば二十人乃至三十人とのことなれば一郷の人々は千人乃至一千五百人あるべき筈である都邑は田舎より戸數人口に比して其面積

の割當ては少ないと同様に忌部民族の本郡に於ける根據地であれば當町内にあつた忌部郷なるものは比較的小區域であつたに相違ないは當り前のことである其面積狭少なる丈けそれ丈け繁昌であると思はれよいのであるされば今の當町内は二郷に分屬して居つた事になる此の二郷の接觸線即境界は今不明なれども大体當町の山崎は忌部郷で瀬詰は射立郷に屬した位に思はなければならぬ其郷内の聚落の点在の有様は古墳分布を辿らなければならぬと思ふ又郷の下に里を置く條里圖帖考に郷の字條里の里と同字にて混はしければ郷に改めしなりといふ里即ち郷には里長一人を置いた其里の百姓中に適任のものを以て之れに充てた萬一にも適任者なくは隣里より撰任した郷は上代の村を併合分割して新區劃をなし里編制爲に大變化あつたは明であるとは故内田銀藏博士の説である

社會の進歩に伴うて人口の増殖するは自然の勢で費用増大し従つて從來の經濟にて生活に不足を生ずるは必然の結果である殊に商工業の發達せない古代にあつては生産力は一に土地にあること以て人々の土地を欲し田園を望むは自然の情である即ち莊園は此經濟増大に従つて發生せしものである今直接莊園發生の主なる原因に就いては本邦史に讓るが莊は田舎の義田間に在る家屋を云ひ園は苑の藩を設けあるもの、樹木を植ゑる所を云ふ即ち別業の園地である輸租地不輸租地の二種あつた當町程口碑等に忌部郷といふ忌部氏程の名門あり定めし莊園の設けはあつたに相違ない是れが所謂忌部郷である應仁武鑑に細川右馬頭持賢領忌部三百町とあるは此所ならんか持賢は滿元で細川系譜に



高越の名義よりして忌部は本町及び川田町等の地區が其本據である忌部莊の在來の勢力のもとに營まれしものならんそれが故吉田(東伍)博士の云ふ如く吾妻鏡の建久元年阿波國高越寺莊の名見ゆ建久二年道家處分帳にも載せ當時藤氏の傳領所だつた謂ゆる忌部莊の一名にして忌部氏の僧祝が權貴に結び之れを領知せるものならんとあるされば後の高越寺莊は忌部莊の變石である學島村の字地庄境は忌部莊の東端をあらはしたもので湯立驛邊の庄境は一般に高越寺莊時代の莊保の境である又既出の阿波國郷名考中に瀬詰莊が見えるは湯立驛邊の庄境現出に瀬詰莊の起原を求めなければならぬと思ふ又既出の阿波國郷名考中に瀬詰莊が見える成程彼の青木方面に城塞の址もあるから餘り世俗は云はずとするも莊園の其存在を認められると思ふ川田方面の高越莊のあつたことは文献の上でも能く判ります莊園の面積は一定したものなく其領主の勢力の多寡に依るものである南九州の島津莊の如きは二國にも跨かると思ふと我那賀郡平島莊の或時は一大字位の面積もあるものあれば決して差支ない又忌部、瀬詰の両莊も同時にあつたといへなければ忌部莊の盛時には瀬詰方面まで取り入れられ瀬詰も其莊内であつたかも知らん山崎方面の莊園には忌部氏になくとも彼の城ヶ丸に據つた豪族のなしたるものか判らるのである

元祿十二年瀬詰村御檢地帖に中村の地稱があるが今は其所在を失つた享保二十年瀬詰村新開地帖に地稱北村がある南原の地稱のあるを以てせば現今の小塚の地稱のある邊が上出の中村ならんかと思考する此の中村は瀬詰莊の中心地点を意味します序に云へは之れは後の事ではあるが阿波郡勝命村明王院の文書中に寛永十九年二月十五日旦那明王院とし

爲ヲキ童女

施主 湯立村 長右工門

とある又天和三年瀬詰村新開檢地帖にどうげん(道元)村といふのもある斯る工合で地稱の起消がある城塞なるものは稻束を積んだ稻城を造つた事もある位なれば頗る簡單なものであつた「城」は日本の言葉では「キ」である當町に青木の地稱がある「木」は借字なれば元は青城であらう其地勢が丘陵に位し頗る形勝の所である今では何人が之に據守したかと思ふことは知ることが出来ぬけれども兎に角上代の城塞であつた事は判ります當時の城塞は人工を加ふる事少なく全く天險を利用したものであるから今より見れば或は馬鹿くしい程である次第

に人工も進み天險の利用の多量なるものが城ヶ丸で忌部山頂に富士型の所を城ヶ丸といふ即ち之れが後世の本丸で常住の所でない有事の時必要に應じて籠城したものである忌部山の溪谷を城ヶ谷といふ其下に城池と云ふもある城主は平坦部に住んだものである却説天險主義はと云へは先づ大類伸博士の説を出します

天險主義の城として最も特色あるものは如何なる形式を有して居つたかといふに吉野朝頃の城には或廣い自然地域を大なる城廓と見做して其防禦城域内に多くの小城塞を配置して之れによりて大なる要塞地帯を形成すると同じ主義である之は人工の築城術が十分に發達しない時代には最も適當なる築城策であつたらう一個の小城塞では到底敵を支ふることが出来ずさればと云つて自然地域を頼むのみでも不安心であるそこで天險と人工と相俟つて効果を發揮せしめんが爲めに以上の様な形式を案出したので之れが此時代の特有ではないが此点に最も著しくはないかと思ふそれで宮方が何故に吉野(大和國)の山間に據つたか深山幽谷に蟄居されたと見え決して然うではなく吉野を中心として大なる戦畧を畫されたであらうとは故田中義成博士も云つて居る云々

とあるで其要塞組織が解りますが彼の忌部山に城ヶ丸といふ所がある富士型をなして居る富士型といふので一種の感興が沸きます此城ヶ丸の裏に隠れ谷といふ所がある貞亨四年の山崎打直檢地帖にも見える一種の避難所の義であらう川向の阿波郡伊澤村の城ヶ丸にも隠れ谷がある上出貞亨四年の檢地帖に城ヶ谷といふもある隠れ谷と對照して此城塞が吉野川流域に向つた事が解る又同帖に大坪の地稱がある坪は大槻博士の言海にも一區の窄つた地の稱で大坪は垣内の義と考へる果して然らば此邊に土井があつて此城ヶ丸主の其常住地であつたらうか斯く云へは同帳にある地稱關の本も面白い感があるが岩戸の地稱も天岩戸神社に關係して起因したものとのみも思へん城戸(木戸)などの言葉もあることなれば一考せなければなるまいか

阿波志に

山崎壘 在山崎忌部山北麓地呼城圓蓋上也忌部氏所居也其下有池國廻卒歩許園村既田とある

次は安政七年瀬詰村檢地帳に城ノ谷といふ地稱がある今は此地稱はない多分古城谷のことであらう同帳に地稱大手の本(今ない)といふがある

所謂大手門の方面と解せられる又同帳に地稱北追出がある兎に角も城の搦手なるかも解らん元祿十二年瀬詰村檢地帳に地稱「安樂寺丸の東」が此地点を今は單に「丸」といふ一城塞であることを示します享保十四年瀬詰村檢地帳に見出されるところ思ふ寛文十年瀬詰村檢地帳に地稱「どの内」は堂内等より轉したものなれば別に用はないが万一にも殿ノ内ならんには此邊に城主の常住所即ち里城の地の名残りてありませう之れで此地方で宮方武家方西軍の接觸線即ち第一線は何所なるかと問はゞ多岐にわたるから其要点を云へば本郡では山田の丘陵地帯であり其東に細川氏の偏將飯原氏が居る西部には別枝山の川村氏である名東郡一宮城等の連絡は名西郡山分であらう本郡の平野に對しては三山村川又附近に鬼ヶ城がある其西北に土井、宮田城がある鬼ヶ城と我城ヶ丸と連結せは我城ヶ丸が川村氏との其關係も自ら發見せられると思ふ豊後國後藤碩田叢誌の觀應三年五月二十日沙彌心藏より御奉行所宛書中に觀應二年十月三日押寄河村小四郎城山手迄同十三日抽軍忠口口とあれば此攻撃に河村氏は大敗せしものと思はる川島以東の飯田氏が別枝山まで進撃せしとすれば我城ヶ丸も陥落は河村氏の居城即ち此要塞の本城より先なるは當然であると思ふ我城ヶ丸が僅に地稱に其名を留め文献に少しも傳ふことないは武器と戦術との進歩は築城の上にも大に影響し遂に世に忘却せらるるに至つた其後當町の城堡としては故城記にも城塞は見えぬ又元龜四癸酉年二月十八日記之の太田文等にもない阿波古城記には

市原氏

瀬詰城 市原造酒守(粟拾穂には守を正とある)造酒守ハ強弓ノ精兵ナリ能遠矢ヲ射ル矢塚(古墳カ)此地ニア

リ造酒守川田山ニテ自害ス其所ニ墓アリ

と又寛文四年以後に書いたと思はるゝ城跡記に

○川田城

天正年中

主將戸井兵部大輔同新左衛門脇城外ニ於テ討死ス源氏紋矢筈車

東宮城

(省畧)

瀬詰城

年曆不詳

主將

市原造酒正

別枚城

(省畧)

阿波志に

喜來壘 在瀬詰村青木里青木同稱喜來名、属川田村。櫛原石見守易以、大塚二町、築而據之、湟畔有塚、相傳、口其矢之處、南有池曰菰池又有甕城、古川田東距壘百八十尋

阿波古城記等で造酒正は一強士であつたことは解る而して城跡記では○印は本城で其他に上櫻城(川島町)で上櫻城の後に川島城がある故に本郡には二本城がない其他皆出城であれば瀬詰城は川田城の出城である川田村屬地であつたことも知れる戸井氏脇城外の戦死は天正七年十二月岩倉城主三好笑岩の嫡子にはかられて三好勢大敗の時この事である阿波古城記には造酒正川田山にて自害とは戸井氏の戦死に殉じたものかと考へる次に少しく市原氏の家譜を出さんとし一度此家譜を發表せられし後藤捷一氏に使用許可を求めしに氏は研究中のものを友人が其大意を記し投載せしやうなれば其一部を録し他は氏の御知らせを俟つことにした市原氏は阿波志に平某稱櫛原石見守又市正。居瀬詰善射とある

世々阿波國麻植郡瀬詰に居す土肥氏より出す代々相摸國新開に在りしが直行に至り始めて阿波に入る直行新開遠江守建武中足利尊氏に従ひ軍功阿波國那東郡西の内に於て多くの領地を賜ひ相摸國新開郷より來り手岐に居城す延文五年三月卒忠重新開遠江守父と共に尊氏に従ひ嘉慶元年五月卒忠宗遠江守手岐(那賀郡富岡の舊稱)居城兼行忠宗弟市原石見守市原山に居城す應永十四年十月卒

以下の事は今は何人も知らぬといふ其理由は大正五年九月廿四日市西富田(舊宅常三島)の岡本直衛君が所藏の古文書や舊記に據つたもので資料としては一点の疑ひもない正確なるものであつたが直衛君は五年以前世を去り今

は老母と亡夫人と此世の忘れ片身の長男九才で大道に居る其後整理の時不用の箆筒の奥に定紋付の風呂敷に包みうやうやく納めたを賣渡の時其儘道具屋の手に歸した行方不明となつたので寺の過去帳も十分ならず今は岡本家の先祖代々を一括して年に一度供養すると以上の塩梅で家は何事も知れぬか同六年の徳島毎日新聞に投稿したものが以下の記事である其新聞の表題は「岡本ト世と武田玉翁」である

岡本ト世は系圖には牧世とある板西郡(此時今の板野郡が板東板西の二郡であつた)西條邑(今の一條町)居住家紋四ツ目細川尾形舊臣三好家旗下とある、美濃守と稱した其子美濃守直久は三好長治、十河存保の外祖父で威勢ありと「昔阿波物語」に記してある直久の子美濃守の妹は長治等の生母小少將局である三好氏没落と共に其領麻植郡瀬詰に隠れた直久父子の靈を祀れるが彼の大元靈社で同系圖には「先ノ美濃守於文化三丙寅年二月十二日岡本大元靈社ト謹封ス仍祭禮毎年春秋二八月十二日也」とあるこれは其子孫が長く續いたことを示して爲系圖の直久の子美濃守の所に「三好日向守長縁カタメニ戦死ス年月不詳」とあるは此系圖は文化以後に作製したものであると思ふ直久の子美濃の子に同系圖に左兵衛(又喜兵衛と改む)の所に「父美濃守討死の時歳三才ナリ母子麻植郡瀬詰邑へ落行居住ス家政様御入國被爲右筋目ノ儀爲被聞上召上成人ノアイタハ母は當分御領瀬詰邑ニテ領地被爲下置候成人ノ後那東(今那賀郡分れて那東那西の二郡)荒田野村板野郡矢上村石高二百八石餘被爲下置候元和六申歲御折紙頂戴奉仕候拜知瀬詰邑ニ居住其頃郷士ノ内御國政ニ不奉隨者有之蒙上意其表え罷越相續メ並朝鮮御陣ノ節御供奉仕扱又射藝能仕ニ就高百石御加増被爲下置御弓頭ニ被仰付候アイタ徳島へ罷越御奉公仕様上意有之所申上候ハ難有奉存候へども不調法ニ御座候へハ御奉公ハ迷惑仕候間被爲成御赦免只今ノ通邸宅被仰候様奉申上其儘瀬詰邑ニ居住とある左兵衛ノ後三代目伊左衛門直長の時に遂に徳島常三島に移つた直長の二男遊園が享保六年二月朔日に卒して居るから直長の轉居時代は大体判る後再出もするが慶長二年分限帳に氏稱丈けの分は小倉、此の岡本のみで他は孰れも氏名を出してある小倉の分は姑く惜いて岡本知行分瀬詰百石其注書に五左衛門自分兵次郎兼岡本共に合千貳百石とある兎に角岡本を代表に出して居るが當人が幼少なれば母は當分御領瀬詰ニテ領地被爲下置候と婦女の自分なれば名前を記出せなかつたものと思ふ

此岡本美濃守の系は三好大狀記や古城諸將記等に據れば源氏で一本には小笠原氏とある岡本系圖には守護職長經以下二代即ち鎌倉時代の人のみを擧げてあつて中興元祖としてト世を筆頭としてあるこれは系圖を取上げの結果其續柄が不明となりたれば一般の史實に従つて頭を作つた中興元祖で一段をつけたものだらう岡本氏の記録等について見れば一度讃岐に居たらしい人に見せず一子相傳的の系圖なれば守護職長經でも何んでもよい又之れがよいのか知らんけれども現今の如く史的正確に批判を求めなければ其價値のない時代となつては斯の如く撮み合せは他の良いものまでに疑問が出来る實に岡本系圖は長經二代を削除して考察せは結構此上もない位よい系圖であつたが遺憾なことはいはれが今はないト世の當時は亂世で三浦博士の云ふ如く努力次第で百姓にても城主領主になれる世中なれば其先の如何を問ふの必要もないト世程の人物なれば浪々の身で讃岐より阿波に入り新乘院の雲水であつたが時來れりと遂に還俗し單身以て勢家名門の間に往來平和戦に勝ち得た極が勝瑞城主三好氏の外會祖父とまで仕上げたのであるこれが刀は鞘に弓は袋に納まりて其子孫が泰平のわざめに此家の成立を考へた時其系圖の書出しが何んだか物足らぬ我家三好氏との姻親なれば斯くやらんと長經二代を記入したものである斯くの如きことが餘りに度を過せば「存外當てにならぬ系圖」の批評を拜領するやうになる心して或先覺者も云ふ如く長經も源賴朝の家臣なれば陪臣であるされば一種の下り物で賤民で當町棟付にある茶筌も賤民で同階級ともいふと思ふ

ト世の居つた新乘院は昔阿波物語に依れば光勝院と對等で伽藍も京都の東福寺位もあつたやうで而して此寺は細川家一門又は同家老衆でなければ住職になれぬト世の後任に板西城(今の板野郡古城)主赤澤氏の舍弟が据えられた以て新乘院の地位も判ります依てト世の人物等も知られます又ト世につき昔阿波物語に「おやかた(細川眞之)三好長春様にをいて候弓方の驍方佛法の事日とり軍はい連歌何たる事を問申ても御存知なき事無之候」とあり圍碁嗜み勝瑞に住着きはなし相手となつたのである兎角多藝であり眞之長治等の會祖父といふから尊敬の度も違ふかなれど一種の陣僧であらうか勝瑞屋形に於ける徳川氏の天海的人物であつたに相違ない長治等の歌道のたしなみも大にあつた事と思ふト世は又豫言者であつた事は昔阿波物語に見て居る百發百中のやうである細川氏と直接

關係のある寺院のことなれば此時の新乘院は禪宗に間違はなからう天正四年末真之の仁宇山に隠れるや此時少將や真之や長治に對するト世の話方は一種の禪味がある徵証すべき文献は少けれども稍後なれども女流にさへ仁木氏の妻女の如き文學者もある如くなれば少小將局も系圖にもある通り「容顔世に勝れ玉へ」とありて別に何もかいてないが或は只だ單なる美人のみでなかつたも知らぬ祖父の教養に感化とあつたとすれば却説ト世は豫言に其妙を得たといふが頗る天文學にくわしかつたやうである豫言も此天文術の餘波であらふ岡本氏方には昔段々天文書があつたが維新後、家の變動と共に紛失したと云つて居る同家教童名目抄といふ小冊子がある内容は一寸普通の此類のものと違つて天文的である素よりト世の作でないやうだが慥に其名残がありそうである又表紙も何にもなく大半損失した冊子がある紙質といひ筆蹟といひ墨色といひト世時代のものでないがト世の流をくんだと思ふ所は「占天色」である其前項の一事に詩經等の句を掲げて一々詳細に解説を附してある他家なればいざ知らず同家なれば戰國時代の細川三好兩氏との關係の印象を考察して子孫の現範としたものと考へらうそこで「占天色」とはいへば全く漁夫日和見で具体的である

一日雨ト晴ヲ知ルニハ曉ノ天氣ト日ノ出ル時ヲ口日ノ日ノ出ルニ赤キハ風黒キハ雨、青白キハ風雨又日ノ出ル時晴テヤカラ陰リテ晴サルハ雨風也

斯の如き事を十行に二十六七字詰で十枚掛けて一年中の日和占がある彼の左兵衛が成人後蜂須賀の家の御弓頭となつたは自分の修養もあつたのでありませうがト世の志は繼いたと思ふて見れば天文術のことは藏する記録に大に寄ることが出来易いと思ふ家政の左兵衛を徳島城下へ召出さんとした裏面は或は天文の方面もあつたかも知らん市内安宅の天文山と小原氏との關係は天保年間を溯ること遠くない飯令森兩家に其五兵衛、甚太夫ありと雖も此方面に少々不足の感がある此所につき岡本家に研究の餘地あるけれ共今は仕方がない當町唯一の板碑は金勝寺墓地にある丈三尺二寸幅一尺厚一寸五分横一本輪廓を施してある上に阿彌陀種子を入れ中央に薩真口真禪寶化靈位とし右側に相當に相當天左側十月七日とある年號は見えぬが供養塔である板碑は阿波國は關西で本場である五輪塔の變型と見ればよい鎌倉時代より足利末期までに使用せられた墓碑の一形式である慶長以後は流れをくむものはあれど彼の形式は用いなかつた此金勝寺のものは足利期のものど考へる

(附記)

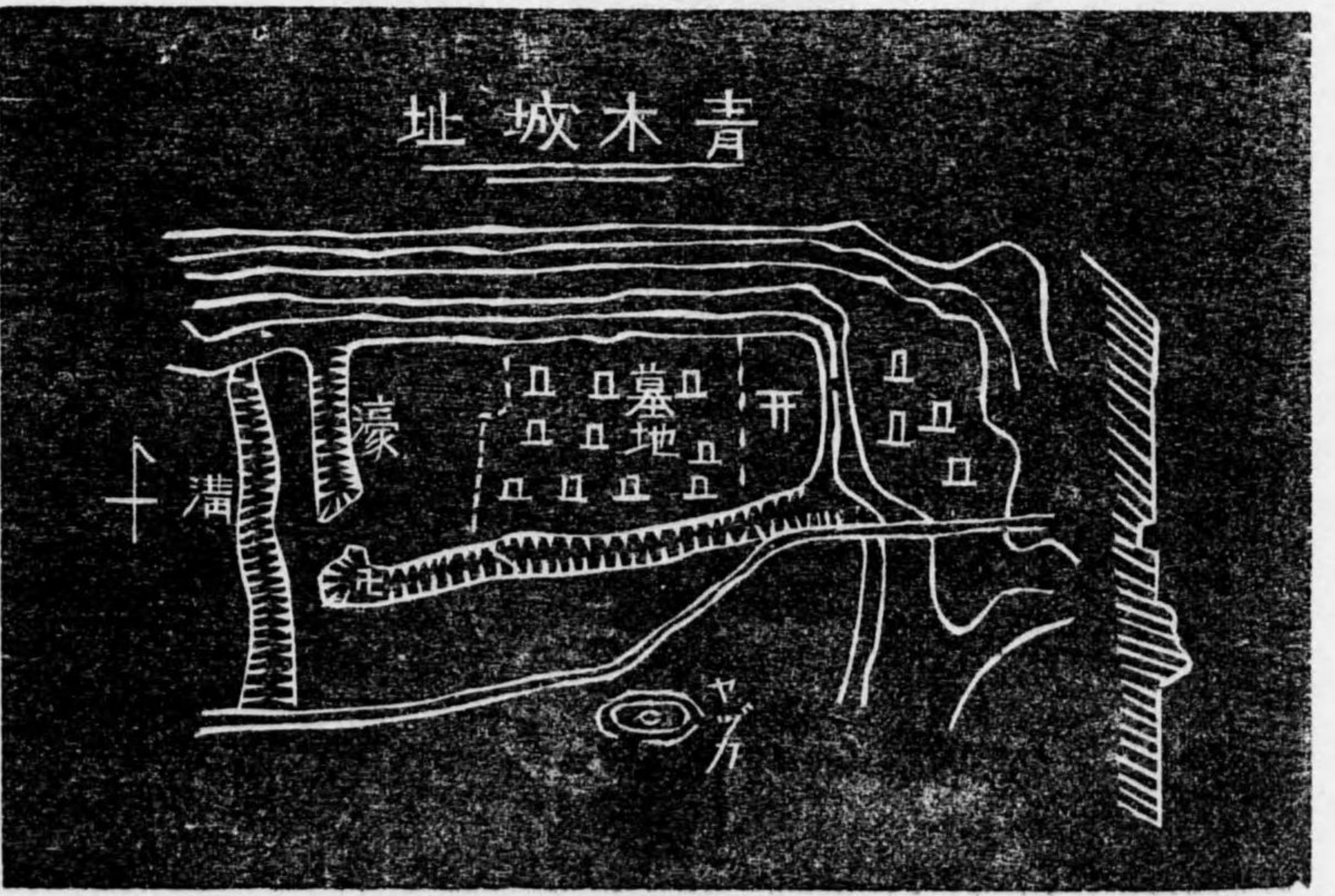
左の記事は再調を要すべき点あるも茲に掲げて他日参考とする阿波國郡村誌麻植郡瀨詰村の條に古跡と題して

喜來壘址 本村南ノ方字青木浦山ノ麓ニアリ平地ヨリ高キ一凡壹町計本丸トモ云ヘキ地三方ニ堀回レリ幅三四間計深同シ又二ノ丸トモ云ヘキ地アリ眺望甚ダヨシ傳云應永二年乙亥三月市原造酒正築之ト又古城記云瀨詰城榎原造酒正トアリ阿波志云瀨詰村青木里舊稱喜來名属川田村榎原石見守易以大塚貳町築而據之渙畔有塚相傳陸其矢之處南有池舊菰池又壘城在川田東距壘百八拾歩ト

青木城の名稱は喜來壘の前身である次の圖は戰國時代の形式であらうが天羽氏の目測せしものなれば猶正確製圖すべき筈なるが氏今病臥する以て全快を待ちつゝあるの際早く上木せしを以て其儘載することにした

- 里長 三木徳三郎
- 同 山尾修
- 里長補 同

委員の提示にすれば



其説明書に曰く台地の北隅角を選んで其後方に接續する所に濠を設けた跡あつて之れで區割せられた地圖は東西約三十間南北約十間の廣さで今は墓地又は畑となつて居る西側の濠は長さ七間許幅九尺深さも亦其位である此濠の西側に平行して長さ十四間幅一間深さ二間内外の濠に似たるものあつて細流が流れ込んで居る是が狭いから濠でない又南側にある濠は長さ十六間幅二間許りて深さは九尺位である尙此濠は西へ四五間延ひて居つたやうである

次に市原氏系譜も序に後藤氏の全文を研究資料一參考として出すことにした

○市原氏は世々山瀬村瀬詰に居城す土肥氏より出で代々相模國新開に在りしが直行に至り始めて阿波に入る

土肥實平—實重—忠氏(七世略)—眞行(遠江守細川氏ニ從ヒ阿波ニ入り牛牧庄ヲ領ス)

忠宗—(八世畧)忠之(遠江守入道道善)式部少輔

兼行(瀬詰城主)

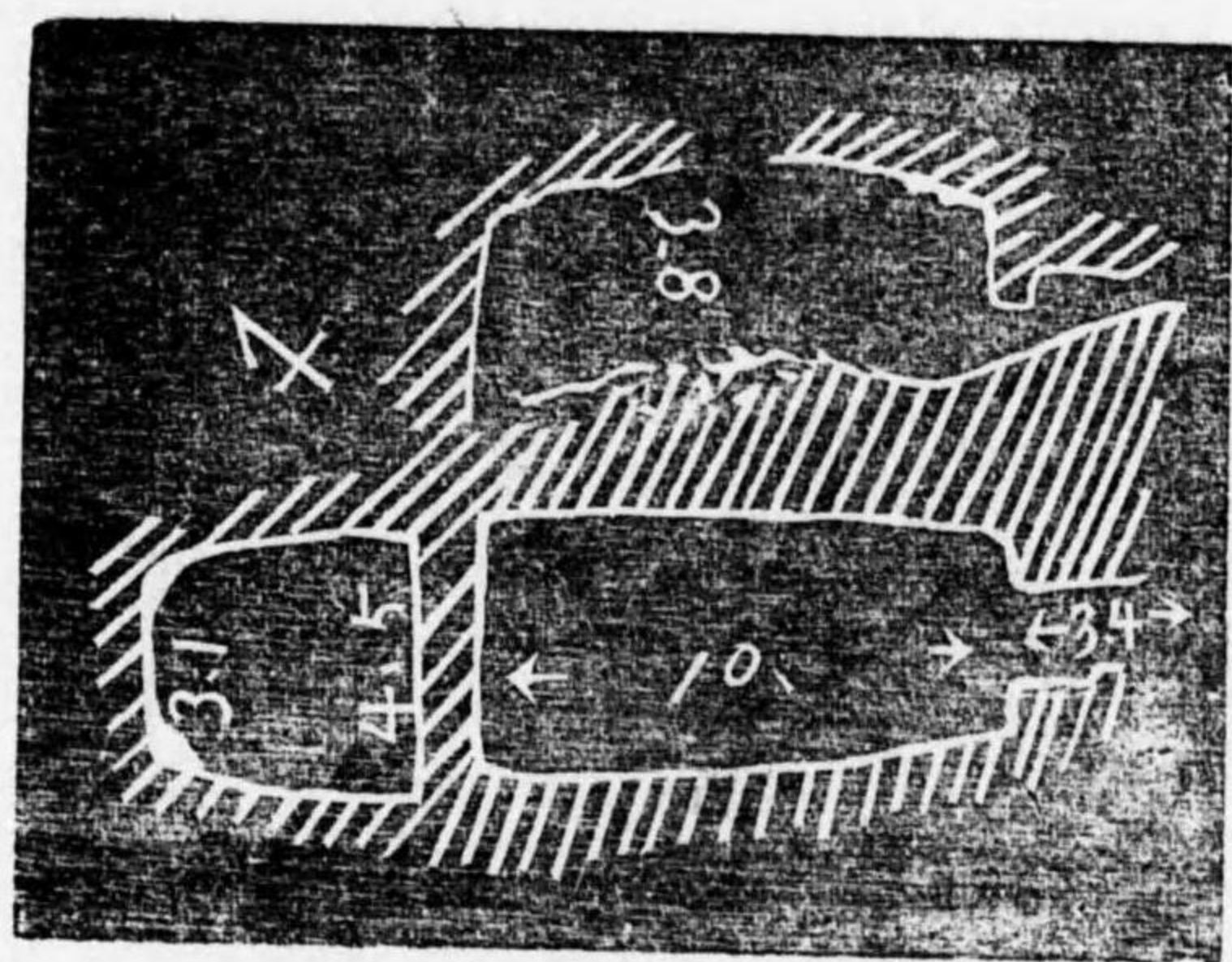
直行 遠江守建武年中足利尊氏に從ひ軍功あり阿波國那東、那西二郡の内に於て多くの領地を賜ひ相模國新開郷より移り來り牟岐(富岡)に居城す延文五年三月卒、忠重新開遠江守牟岐居城父と共に尊氏に從ふ嘉慶元年五月卒、忠宗遠江守牟岐居城兼行忠宗弟市原石見守市原山に居城す應永十四年十月九月卒、兼宗市原造酒正、麻植郡瀬詰郷に居城永享八年六月十日卒、兼政兼直弟市原造酒正文明十一年八月十九日卒、兼頼兼益弟市原石見守永正六年十二月卒、兼繼市原石見守又造酒正文天五年十二月廿七日卒、兼綱兼乘弟瀬詰二郎兼康市原紀伊守又造酒兼友兼康弟瀬詰二郎兼隆市原三吉丸
と現に山崎村に子孫と稱する市原氏あるも一つの史料も藏せず其人の談を総合すれば乳母關係のもので天保頃在市原氏の其血統を絶えたと云ふ

古墳畧圖

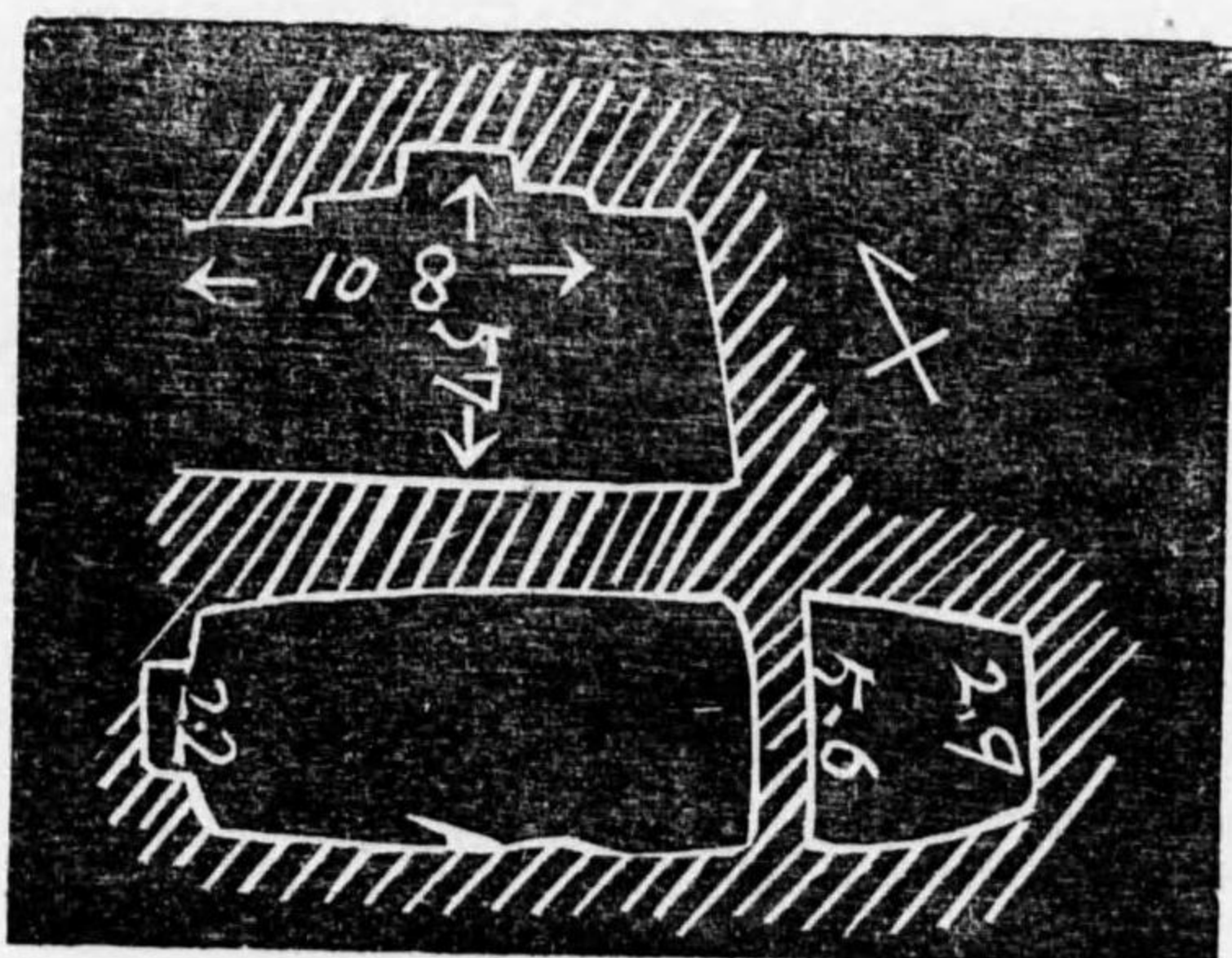
(備考)

忌部山の分は傾斜面の所にあれば第一墳は高き方より見て約半間の高さあり第二号墳は四尺位の高さあり底徑二十四尺位第三号墳は墳は破壊せられたれども高さ半間位底二十四尺位第一号墳より二三十間下に二個あり上墳は墳内石壁大半現存する下墳は僅に古墳を判断せらるゝ壁石がある

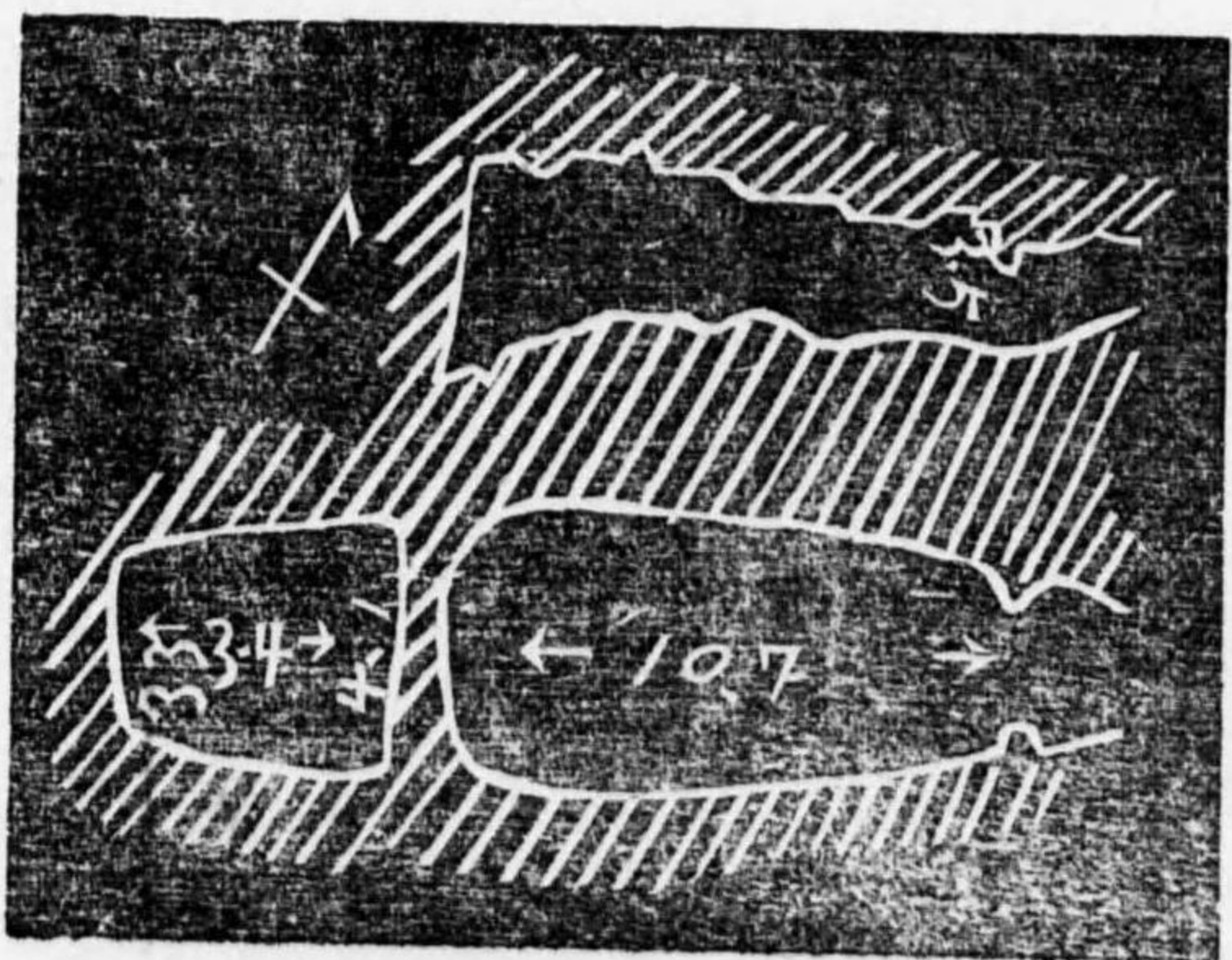
忌部山 第一號墳



忌部山 第二號墳



金勝寺墳



第
貳
編

村政行と村役人（上）

世人は單に藩政時代といつて明治維新以前の事と思はれる向もあるが若しさういふと蜂須賀家政入國以來明治四年徳島藩の廢止となつて徳島縣が置かれる間の事となるから明治維新以前松平阿波守（蜂須賀の公稱）統治時代の村行政の模様を次に記述する此時代は蜂須賀（松平の本姓）氏封土版籍を公有して中央集權的制度的下に統治して來た期間であつて武家政治の完全期舊日本の完成時代で國民全体が満足し服従して居た此間に於る村行政の機關役人には庄屋、五人與庄屋といふのがあつた又庄屋の上には古くは庄屋頭近くは與頭庄屋といふのがあつた此等は蜂須賀家政入國當時に細川三好時代から采地を收めて其地を治める爲に置かれた政所役から濫觴したのであるから後に置かれた庄屋を民間にては政所と稱して居つた然るに古き政所時代の事跡は不明であるから省略して與頭庄屋が牛耳を執つた時代の村役人の職掌柄から説明する

與頭庄屋 與頭の與は組とも書いて組内頭の庄屋といふ義で大抵二ヶ村以上を請持組と定めて其組内庄屋の頭となり兼ねて其他の村役人を統御し監督して組内行政を料理したか後には一村限の與頭庄屋も出來た去れども本町關係のものには其跡がない本役の進退は寛政の末年以前は郡奉行其後は郡代奉行の手に依つて命令せられた本役人は請持管内の事件を處理した外に其意見を郡奉行及び後の郡代奉行に陳上する權限もあれば上命に依ては他郡町村迄にも出張し各種の訴訟を判決した夫れで威嚴を持たすが爲に孰れも苗字帶刀御免であつた場合に依つては與頭庄屋助役を置き年老いたら惣領又は弟杯に御用代を申付けられた

庄屋 庄屋の稱は古く莊園の頭であつた莊司の名殘で脇指は苗字のない時から指すを免されたが苗字帶刀は勤功に因らねば免されなんだ庄屋を政所と民間で云つて居たのは既に述べたが俗には庄屋を平庄屋と稱し之に對して與頭庄屋を大庄屋と稱して居つたが大庄屋は明治維新後に出來たものであるから間違はないやうに誓言して置く又庄屋に助役を置き御用代を置かれたことは與頭庄屋と同様で次に述べる村役人も亦さうであると承知せられたい

肝煎 讀んで字の如くで肝煎は岩城誌に「走り廻り肝を煎らるべく候」とあつて世話することになるので此肝煎

も肝を煎り走り廻つて村の世話をせよと云ふ義で役向は庄屋と變らんが庄屋は殿直配を地に居る御藏百姓から出たもの肝煎は殿から與へた藩臣の拜知に居る拜知百姓一に頭入百姓から出たものであるから庄屋を上席とし肝煎を下席として又者扱で區別を立てたさうして同じく郡代所に行つても庄屋は其儘通つて郡奉行以下の役人と話が出來たが肝煎は先づ玄關で出頭届を出して免を得ねば通ることが出來なんだ位の差別を立てられてあつた

五人組 本邦固有の制度でなくて支那の制度に摸倣して置かれたもので早きも明曆後延寶以後に置かれて明曆四年山崎村棟付帖に五人與(組と與同様)の見えんのは其爲である又其名稱は上代の伍保の制から起つたもので文字の上から見たら一村五人に限つたやうに見えるが五は伍の略字で人數に限りはなかつた之を設けた目的は種々の目的もあつたが其一大主眼は切支丹宗の傳播と他から入來た浪人共の跋扈取締の上にあつた

以上の如くにして與頭庄屋以下五人與が萬事連帶責任で村行政を丸めた如き制度は恐らく自治制度として現代の町村自治制以上に完備して居たものと思はれる

取立人 名稱の起りは讀んで字の如しで年貢取立の役人で今の収入役と見たら可いか之には御藏と拜知の兩種があつて御藏取立人は殿直配地の年貢を取立て拜知取立人は藩臣拜知の年貢を取立てた行き今の使下にして觸書を配り行き廻つたので行きの名も起つたもので民間に於ては大いに嫌はれ殆んど賤民扱で縁組迄も嫌はれたが當時の村役人は多く文筆がもたらしたので觸書迄も書いて置く外種々の御用の上には文筆が達者なものでなければ務まらなんだ

觸使 以前は行き(あるき)と云つて居つたが賤役の如くに思はれるので享和年間觸使(ふれつかひ)と改稱したが矢張行き筋といふ名が残つて輕別せられて居つたので嘉永其不都合を責め五人同等の扱もせよと郡代所から與頭庄屋、嚴命して庄屋五人與等に移達せしめたことがあつた併し役目は昔の如くであつたは無論である

以上記述して來た處で村役人の説明大体は濟んだから次には此時代に於ける村役人の沿革移動を記述する

與頭庄屋以下村役人沿革

與頭庄屋 山崎瀬詰の二村に關係して居た與頭庄屋の跡は余り古くは判らんが文化年は山崎村棟付改の時には

三ツ島村入交又右衛門が組頭庄屋で連判して居る之は古くより此近邊の庄屋以下の村役人の頭を押へて居つたものと見る其後慶應元年十二月山崎村同上清帳改の時には瀬詰村組頭庄屋安部豊三郎が加判し瀬詰村棟付帳には同上組頭庄屋安部豊三郎と同御用代安部省三郎とが加判してある是は豊三郎は老体で名義ばかりの加判はしたが同人は御用代の省三郎は未だ經驗が足らるので監査として來たもので安部家の與頭庄屋は豊三郎が本役で嫡子省三郎が與頭庄屋御用代で山崎瀬詰の兩村は其組内に隸屬して明治維新の後に至つた

庄屋 山崎村の庄屋には明曆以前に清左衛門といふのがあつたが明曆年間になつては清左衛門は隱居して役儀は其子分太夫が繼承したのは明曆三年麻植郡山崎村棟付御改帖に次の如く見えて居る

一壹 家	當鍋吉祖	分太夫	歲三拾貳
壹 人	分太夫子	龜之丞	同 七ツ
壹 人	龜三郎弟	分四郎	同 四ツ
小 家	分太夫親	清左衛門	同 六拾五
壹 人	清左衛門子	八右衛門	同 六拾六
小 家	分太夫下人	利右衛門	同 三拾六
壹 人	利右衛門子長		○延寶佐一右衛門 同 七ツ
壹 人	長弟才藏		○延寶才三郎 同 貳ツ

(備考) 外に小家四軒ある

右の棟付帳面に○符を附けたは後人の附箋にして其後享保五年山崎村小家下人帳には肝煎直右衛門が見えて居る次には寛政七年檢地帳中賣地の加判に肝煎覺右衛門が印形してある

瀬詰村の庄屋は同地の松田城良氏の藏する文書を見るに明和六年の文書の中に庄屋利重郎見え其後享和年間に

庄屋宇七郎が見えて居る山崎村は寛政年中茂八郎享和年中も其頃五兵衛といふ庄屋があつたは麻生家の紀錄文中
杯に徴して知るを得た以上見えたる處を兩村内で古く跡を残したものとて文化前後となつては次の如くである

山崎村

享和二年以來も矢張庄屋はなくて肝煎が置かれたことは文化四卯歲麻植郡山崎村棟付人數御改帳に次の如くある
ので別る

下條良太様頭入先規奉公人

一 壹 家

肝煎 田中利之丞

歲 六拾

此者享和二戊年

肝煎役被仰付御用方出精に付役中苗字帶刀御免被付候

壹 人

利三郎妻 せ

同 四拾六

壹 人

同 人 弟 榮

同 五拾八

此者三拾ヶ年以前攝州大阪、罷越北堀江四丁目ニ而家屋敷相求田中屋榮藏ト相唱藍玉商賣仕居申ニ付御
役人様稼手形頂戴仕居申候

壹 人

同 久兵衛

同 四拾五

此者三拾ヶ年以前ヨリ攝州大阪へ罷越立賣堀壺丁目ニ而家屋敷相求灰屋久兵衛與相唱藍玉商賣仕居申ニ
付御給人様稼御手形頂戴仕居申候

壹 人

同 人 子 清次郎

同 拾七

壹 人

同 注 連 藏

同 拾三

壹 人

同 人 娘 り いた

同 拾壹

壹 人

同 馬 壹疋

同 六ッ

(備考) 外ニ小家八件

(以上省畧)

康太郎と同人嫡子肝煎御用代田中定太郎と連署してあつて定太郎は後に田中利三兵衛と改名して父の役儀を繼承
し明治維新の後に至つた

瀬詰村

川村の庄屋役

文化五辰歲麻植郡瀬詰村棟付人數御改帳に次の如く見えて居る

稲田九郎兵衛様頭入百姓

一 壹 家

庄屋 伊三郎

歲 三拾六

此者本家源左衛門義安永四未年金子指上夫被仰付稲田九郎兵衛様御譜代御家來ニ被仰付ニ付此度壹家
ニ付上申候上伊三郎儀阿波郡柿原村御給人鶴殿權兵衛頭入先規奉公人矢野吉兵衛三男ニ候處養父徳兵衛
男子無御座養子ニ仕度旨奉願御聞届之上文化三寅年右御給人様ヨリ御暇御証文被下置御郡代福岡明八様
御見印頂戴仕徳兵衛家督相續之養子ニ罷成候

壹 人

伊三郎妻 ち

同 貳拾八

壹 人

同人養父 徳兵衛

同 七拾壹

壹 人

同人養母 さ

同 六拾五

馬

壹疋 牛 壹疋

上に見えたる庄屋の系統は同家の墓所で調べて見ると次の如くである

徳兵衛

寶曆五乙亥四月廿八日死亡

與七郎

安永二癸巳年四月四日死亡

施主

徳兵衛

ごあつて上の棟付帳に見えたる伊三郎養父徳兵衛以降は

徳兵衛

文化八未年八月五日七十五歲死亡

猪

三郎建之

伊三郎 文政五壬午年八月廿六日死亡

安部豊三郎建之

と見えて居るので寶曆五年死亡の徳兵衛、安永二年死亡の與七郎の文化八年死亡の如きも前の庄屋であつたのであるまいか兎に角此系統は文化五年同村棟付庄屋伊三郎が文政五年死亡したので阿部豊三郎が其後を繼いで庄屋となり遂に與頭庄屋となつて苗字帶刀御免となり其後は同地に庄屋を置かざれば阿部家に於て庄屋の事務を勤めたことは明白である

五人與取立役 五人與は任免多數で取立役は僅であるが別つた處を掲げると下の如くである

同村の五人與取立役は松田城良氏所藏の文書に依ると次の如くある文化三年庄屋伊三郎の下に屬して五人與新四郎取立役石田彌兵衛 其後に於ける同役は文化五年以降で次の如くである
文化五辰歲麻植郡瀬詰村棟付人數御改帖に五人與が次の如く見えて居る

小家

御藏百姓五人與

久兵工忌外 新四郎

歳五拾七

新四郎妻

和太

同拾九

同人子

か

同拾五

同人娘

龜

同拾壹

同人娘

ま

同拾八

馬 壹 疋 坪田庄兵工様頭入本百姓

虎之丞

歳四拾七

壹 家 人

五人與

妻さ

同三拾八

壹 家 人

同 人

口津藏

同四拾

壹 家 人

同 人

種藏

同七拾

壹 家 人

同 人

子藏

同拾五

壹 家 人

同 人

娘の

同拾八

壹 家 人

同 人

利左衛門

同六拾壹

壹 家 人

又兵衛妻

さ

同貳拾三

壹 家 人

五人組

又兵衛

歳三拾四

壹 家 人

又兵衛妻

さ

同貳拾三

壹 家 人

同 人

利左衛門

同六拾壹

壹 家 人

同 人

母の

同六拾壹

壹 家 人

同 人

ぬい

同五拾

壹 家 人

同 人

よの

同貳拾七

壹 家 人

同 人

熊次郎

同貳拾七

壹 家 人

同 人

嘉次郎

同貳拾五

壹 家 人

馬 壹 疋

牛壹疋

同貳拾五

壹 家 人

膳太夫

い

同貳拾壹

壹 家 人

五人組

太夫

歳五拾四

壹 家 人

膳太夫

い

同貳拾壹

壹 家 人

膳太夫

い

同貳拾壹

壹 家 人

膳太夫

い

同貳拾壹

壹 家 人

膳太夫

い

同貳拾壹

壹 家 人

膳太夫

い

同貳拾壹

壹 家 人

膳太夫

い

同貳拾壹

(備考)

坪田庄兵工様頭入百姓

小家一軒

馬 壹 疋

馬 壹 疋

馬 壹 疋

馬 壹 疋

馬 壹 疋

馬 壹 疋

馬 壹 疋

馬 壹 疋

馬 壹 疋

馬 壹 疋

馬 壹 疋

馬 壹 疋

馬 壹 疋

馬 壹 疋

馬 壹 疋

馬 壹 疋

壹 人 同 人 子 丑 牛 太 壹 正 同 拾 九

(備考) 小 家 一 軒 御 藏 百 姓

一 壹 家 五 人 組 平 次 兵 工 歲 四 拾 五

此者福岡明八様御先代重五左工門頭入百姓ニ候處寶曆九卯年御高御減少割之節上リ知ニ相成候ニ付此度御藏百姓ニ付上申候

壹 人	平次兵衛妻	ぬい	同 三 拾 五
壹 人	同 人 父	鍋 五 郎	同 七 拾 三
壹 人	同 人 子	儀 太 郎	同 拾 壹
壹 人	同 人 娘	ぶ 郎	同 八 拾 壹
壹 人	同 人	せ ぶ	同 六 拾 壹
壹 人	同 人	か せ	同 三 拾 壹

文化五年の棟付帳には取立人は見えて居らんが同帳中に稻田九郎兵衛の先規奉公人寺内爲右衛門あつて現在寺内家に存する文書を見ると同人は稻田家の年貢取立役をして居つた是が所謂拜知取立人である
慶應前後となつては與頭庄屋安部豊三郎の下に屬して五人與長左衛門、森本源助、久兵衛、長瀬利右衛門、杯の外加増吉あつて同年間の棟付清帳改の時に加印してあるから五人與とは正當の五人與の下に加増吉即ち手傳をして居たものである
同村に於ける五人與で最も古く跡を留めたものは享保五年山崎村小家下人放帳に肝煎直右衛門と共に連署して

山 崎 村

政右衛門、加平次、平左衛門、九兵衛の四人が見えて居る此處に四人の五人與の見えたは五人與が五人に限らん立証となる

次に文化五年以降の同村五人與を調べて見ると

文化四卯歲麻植郡山崎村棟付人數御改附五人組は次の如くである
山川此面様頭入百姓
むめ忌外

五人組

小 家 和 七 郎 歲 五 拾 壹

此者當村同御給人様頭入百姓延之丞伴ニ而長左衛門與申節同御拜知頭入百姓和七郎男子無御座伯父甥之筋目ニ而幼少ヨリ内分養子ニ相成男子貳人藤助熊吉女子壹人出生仕居申養父和七郎儀寛政十一未年病死仕候然處此度棟付御改ニ付奉恐入有体申上居懸養子居リ奉願候處御詮議之上御別儀ヲ以御聞届被遊右御給人様ヨリ和七郎並伴共居懸リ御暇証文被下置御郡代稻田武七様御見印被仰付和七郎家督相續之養子ニ罷成候

壹 人	和七郎妻	か	同 三 拾 八
壹 人	同 人 養 母	堂	同 八 拾
壹 人	同 人 子	藤	同 貳 拾 八
壹 人	同 人 娘	こ	同 拾 六
馬 壹 疋		ま	

(以下省略)

中内金作様頭入百姓
彌惣太忌外
五人組

小家

五郎右衛門

歲六拾

此者當村御給人戸田彌一兵衛様頭入百姓助惣二男ニ而五惣次與申節同村御給人中内廣之助様頭入百姓常平男
女子無御座養子ニ仕度奉願御聞届之上安永七成年右御給人様御先代平作様御暇御証文被下置御郡林小八郎様
御見印被仰付常平家督相續之養子ニ罷成候

壹人	五郎右衛門妻	け	同	五拾五
壹人	同人養父	常	同	八拾壹
壹人	同人子	袈裟右衛門	同	貳拾七
壹人	同人娘	き	同	貳拾四

馬 壹疋

小家

村井三太夫様頭入百姓
つし忌外五人組 清作

歲六拾壹

壹人	清作妻	つ	同	五拾壹
壹人	同人母	き	同	八拾
壹人	同人伯母	み	同	七拾四
壹人	同人子	清右衛門	同	貳拾六
壹人	同人娘	ふ	同	貳拾壹
壹人	同人子	慶	同	拾六

馬 壹疋

文化四年棟付帳には上の三人外に五人組の肩書を持つたるものは見えて居らんが其後に拜命したるものと見え
同年二月同帳改め時には上に見えたる和七郎、五郎右衛門、清助の外林右衛門、伊兵衛の兩名も五人組となり肝
煎田中利之兵衛の下に同帳面に加判してある

其後慶應元年十二月同帳清帳改の時には肝煎田中康太郎同御用代田中定太郎の下に付き與兵衛、熊吉、松浦次
郎左衛門、木村正之進、爲右衛門等の五人與が加判してある其後の中には重本榮助氏所有万延元年十月島地讓
証文の奥に連署した五人與が長右衛門、長瀬利助、源助、勝三郎、久兵衛等が見えて居る取立人は村井三太夫先
規奉公人重本榮助が文久以後になつたといふのは今の町長重本榮助所藏の文書の内に

(重本榮助氏所藏)

山崎村取立人榮助儀舊冬引越ニ付彼是相働骨折之段尤之事ニ候依之此後役中帶刀之儀御免被仰付御召出シ御上
下被下置是又帶刀之儀モ御免被仰付程之勤功モ無之候得共拜知向敢都方ニ義相懸可申事ニ思召候猶又出精相勤
可申事

正月五日

重 (花押)

と見え其後同人が苗字帶刀御立となつたは重本榮助氏所藏文書の内に折熨斗附で村井三太夫から同家に送つた書
翰に次のやうなものがある

(重本榮助氏所藏)

一翰申入候追々寒氣相増候處先以其元無災相暮候由珍重被存候尙爰元無事之義候吳々安意之段頼入候然ハ先
達而持出候御城内間數之義御上ニ奉入
御覽候處其方共心得方宜尤之事ニ思召御賞美被仰付拙者ニ其方義宣家來持候ナホ與厚蒙御賞ヲ右一冊モ則御
上御手元ニ御留置被遊旨ニ而奉指上候右ニ付御賞美トシテ被下物等ハ其方へ直ニハ被下モ六ヶ敷有之故則拙
者ニ御賞美トテ金貳百疋被下直ニ則其方ニ遣候様被仰付候間直ニ則其方ニ被下之金貳百疋遣候間頂戴可被成
候誠ニ此義其方精實御國恩奉存上候處依右様御賞美ニ被仰付被下物等拙者迄傳遣候様被仰出候義ハ一通リ不
被成其方手柄拙者ニオキテ満足不過是事此々君恩ヲスレナキ様拙者愚作相添有之問子孫ニ至ルマデ忘却無之
様拙者ヨリ頼入候尙精忠頼處ニ有之御賞シ運ヒ軸書申入候得共外書之義者筆紙難儘尙明春ハ關東ニ被來候由
モ承リ居候間其節ニ對面書ニアリシ株ハ又申入積に御座候儘右一通リ可被成御賞美難在義厚可奉存候尙頂戴

之上奉拜受之段書面ヲ以拙者迄可被申述候 勿々謹言

十一月廿一日

山崎村

重本榮助殿

村井三太夫
(花押)

尚以其方此度之義ニ付而ハ姓名等モ拙者ヨリ改遣目出度與相考候所則御上ニモ重本榮助與申名も奉入御聽候
義故最早改名ニモ不至方宣候儘其義相控本文拜領御賞美等之義郡代ヲ運不申候得共誠ニ難在故其村庄屋始メ
次調候而宜敷有之候儘其段モ相心得可申候

己上

上に十一月廿一日と見えたるは同家の文書に依つて文久元年十一月廿一日といふのが別つた
行キ觸使共の行キで享和年間觸使と名目改められた役儀を勤めたものゝ跡を調べて見ると山崎村には見えんが
瀬詰には其本末系統が下の如くに見えて居る
文化五辰歲麻植郡瀬詰村棟付人數御改帳附觸使本末

御藏觸使

一壹家

瀧助

歲五拾貳

壹人 瀧助妻

壹人 同 人 子

壹人 同 人 娘

壹人 同 人 娘

つね 平 六 八 五
わ 佐 平 六 八 五
や き 拾 八 五

馬壹正 御藏觸使

小家

瀧助忌外 春左工門

歲四拾壹

壹人 春左工門妻

同 人 娘

同 貳拾八

壹人 同 人 娘

御藏觸使

同 五 拾

小家

瀧助忌外 虎藏

歲拾七

此者親佐助代々市中罷越東新町ニ而日雇稼仕居申ニ付奉願稼御手形頂戴仕居申候右之仕合當村ニ家無御座候

壹人 虎藏母

同 人 妹

同 五拾五

壹人 同 人 妹

御藏觸使

同 拾五

小家

瀧助觸使 鉄五郎

歲四拾五

(註省畧)

小家

瀧助忌外 覺次

歲五拾五

此兄和三次義病身ニ付申談之上親跡相談仕居申候

(下畧)

小家

瀧助忌外 伊勢次

歲貳拾三

(下畧)

御藏觸使

御藏觸使

小 家 (下) 畧 瀧助忌外 喜 三 郎 歲 四 拾 五
 御 藏 觸 使 淺 助
 小 家 (下) 畧 御 藏 觸 使 膳 右 工 門 歲 五 拾 六
 瀧 助 忌 外
 小 家 (下) 畧 御 藏 觸 使 吉 右 工 門 歲 三 拾 七
 瀧 助 忌 外
 小 家 (下) 畧 御 藏 觸 使 覺 右 工 門 歲 四 拾 五
 瀧 助 忌 外
 小 家 瀧 助 忌 外 覺 右 工 門 歲 五 拾 貳
 此者美馬郡祖谷山郷士格菅生四郎兵衛殿前身小高取之節下人之趣ヲ以父仙助男子無御座先年養子ニ相成男子
 宇吉女子二人出生仕居申養父仙助儀ハ享和三亥年病死仕居申此度棟村御取調ニ付四郎兵衛殿手元重々御取調
 被仰付候得共下人之者ニ而モ無御座出生不知者ニ御下人之趣相偽養子ニ相成候段奉恐入有体申上居懸養子ニ
 奉願候所御別儀ヲ以御聞届被仰付御郡代赤川三郎右工門様御居御証文頂戴仕仙助家督相續之養子ニ罷成候
 覺左工門妻 同 四 拾 貳
 同人養母 同 七 拾 四
 同人子 同 拾 壹
 同人娘 同 五 拾 伍

御用金調達

阿波藩時代にあつては藩の財政困難の際にあつては富豪家は勿論相當應募して立て、居るものより御用金調達
 と稱して年利を附して返済すべき約束で出金せしめたが安政六年の御用達の跡の處を述べるに安政六年正月南北
 與頭庄屋が殿に御目見に罷出たを違へ郡代所へ呼寄せて御用金調方を申付けた此時本郡から出て行て居つたは
 川島町與頭坂東伊在工門鴨島村全上川田恒太瀨詰村阿部豊三郎飯尾村與頭庄屋助役乾覺郎にして其内意を聞取り
 鴨島村小高取格川真田與右工門、兒島村全上大島嘉兵衛の兩名に勸諭人を仰付られ郡内山下山上二手に別れて勸
 誘した結果で瀨詰山崎兩村から之に應じた名面を擧げると次の記録に見えたる如くである

安政六年 御用金調達記録

正 月
 一金百 廿 兩 瀨 詰 村 佐 藤 龜 藏 (佐藤隆一)
 一同七 拾 兩 山 崎 村 正 之 進
 郷士並ニ支配外分
 一金六 拾 兩 加 島 出 雲 様 御 家 來 瀨 詰 村 住 友 傳 兵 衛 (曾祖父此他行)
 一同五 拾 兩 加 島 出 雲 様 右 瀨 詰 村 住 友 甚 三 郎 (大阪行)

慶應四年三月調達金御請人中山崎瀨詰兩村分は次の如くである

山崎村支配外無役人

戸井快右工門

四月十一日 一金百 兩

但四月晦日九月晦日半額宛兩度ニ上納(龜太郎祖父)

四月十二日

一同六 拾 兩

山崎村

磯助

内三 拾 兩

内三 拾 兩

即日 上納

瀨詰村郡付浪人

一同百 拾 兩

森本源助 (正光曾祖父)

内五 拾 兩

内六 拾 兩

即日 上納

山崎村夫役御免人

四月十四日 一金七 拾 兩

木村正之進 (貞雄)

但四月晦日九月晦日半額宛兩度上納

山崎村

利五右工門

一同六 拾 兩

内三 拾 兩

急調達分

四月十七日 一同百 貳拾 兩

瀨詰村支配外無役人

佐藤龜藏 (佐藤隆一)

但四月晦日九月晦日兩度之半額宛上納

同村夫役御免人 (鍋吉父)

一同八 拾 兩

平野清吉

此内五拾兩即時上納三拾兩九月晦日上納

小島村谷幸三郎小家

一同六 拾 兩

谷飛路次

四月十三日頃

但四月晦日九月晦日半額宛兩度上納

一同七 拾 兩

瀨詰村奉公人

内三 拾 兩

即日 上納

残四 拾 兩

九月晦日切

次に慶應四年は明治元年で事六ヶしい時であつたが爲に文書は委しいことは見えて居らなんだ唯調達金仕見えた

る如くこの結果は文書に 慶應四辰年五月調達金五拾兩以下追打御請人中瀨詰山崎兩村分

五月廿七日

瀨詰村頭入百姓

一同四 拾 兩

七 (北野五三郎祖父)

但五月晦日九月晦日半額宛上納

一同四 拾 兩

瀨詰村頭入先規奉公人

五月廿八日 内拾五 兩

森本彌五右工門

同貳拾五兩

一同三拾五兩

内拾八兩
同拾七兩

一同三拾五兩

前同斷

一同四拾兩

前同斷

六月七日

一同三拾五兩

此内拾八兩六月十日切残り拾五兩九月晦日切

要害手當の郷鐵炮

德島城下の手當としては北は助任南は富田西は佐古口といふやうな要處の爲に鐵炮衆を配置して非常を固めた鐵炮衆は俗に郷鐵炮衆と稱した銃卒即ち今の歩であつたが郷分にも亦國境其他要害なる處の備として郡鐵炮を置かれた郷鐵炮は郷中備り鐵炮衆といふので常には炮術、鐵術、劍術等の稽古をなし事ある時は隊伍を組んで小頭の爲に引率せられて要處に向ひ敵ある時には鐵隊で戦ふといふ仕組であつた本郡の郷鐵炮は家老池田登の預にして一組廿一人で二組を置かれてあつた、本町内に其跡の残つたものは三ツ島村郷鐵炮小頭水野彦太郎の下に屬して東川田村、木屋平村川田山村に配置せられた郷鐵炮と共に活動して居た郷鐵炮が山崎村土着のものに一人他處

四四

九月晦日切

山崎村頭入百姓

虎右工門

六月三日切

九月晦日切

同村右同

三十郎

瀬詰村御藏百姓

助之進

山崎村頭入先規奉公人

爲右工門(附箋松村泰輔曾祖父)

から來て同村に暮して居つたものが一人あつた城下の鐵炮衆には扶持方支配米が附いて居つたが郷鐵炮は全く義務で苗字帶刀御免であつて田舎に珍しい劍付鐵炮擔いて時々出會ふて訓練をするのを名譽とした位である其一人で山崎土着のものは

文化四卯歲麻植郡山崎村棟付人數御改帖中に次の如くある

御藏百姓郷鐵炮

小家

彌惣太忌外 岡島岩藏

歲三拾壹

此者根元當村御給人中内金作様頭入百姓ニ而御座候處養父清兵衛代安永五申年御藏百姓ニ相成申度旨奉願御聞届之上右御給人様御先代廣之助様御暇証文被下置御郡黒部與次大夫様御見印頂戴仕御藏百姓ニ罷成申候且岩藏儀ハ當郡三ツ島村御藏百姓御銀主只今當村へ仕替仕候系田川熊藏弟ニ而御養父清兵衛男子無御座養子ニ仕度旨奉願御聞届之上天明五己年御代官若山彌太夫様御暇証文被下置御郡江口仁左工門様御見印頂戴仕清兵衛家督相續之養子ニ罷成候並養父清兵衛代天明七未年奉願御聞届之上右熊藏所持之御鐵炮株讓受引續右岩藏相勤居申候尤居室無御座熊藏納家ヲ借相暮居申候

同時城下の鐵炮衆も郷鐵炮も共に無格者であつたので其株の讓渡が出来た次に掲ぐる郷鐵炮で他から山崎に來て居たものは他人の持つて居た御鐵炮の株を讓つて貰つて其株に据つて勤めて居つたものにして文化四卯歲麻植郡山崎村棟付人數御改帖に次の如くある

來り人

一壹家

吉田覺郎

歲六拾

此者當郡川島町人ニ候處祖父久兵衛代々當村へ罷越相稼居申享和三亥年奉願御聞届之上同郡三ツ島村入夫又右工門拜領之郷鐵炮株讓請相勤居申候

壹人

吉田覺郎妻

な

同四拾九

壹人

同人養子

升

助

同貳拾九

四五

壹 人 升 助 妻 ひと

馬 壹 疋

四六 同 貳 拾 八

其後瀬詰村にも一人の郷鐵炮が出来たが棟付帳には見えて居らんが本郡敷地村に小高取新居理一氏方所藏の「文久三年亥九月御恐悦に付干鯛奉持上候名面都帳といふ横帳中に

瀬詰村郷鐵炮

佐藤 平次兵衛

と見えて居る

知行者沿革

蜂須賀家政父正勝と共に豊臣秀吉の麾下に屬して四國征伐の途に上り阿波に入つては秀長の軍に従ひ來つて土軍長曾我部元親及び其軍を天正十三年六月平定したのに軍功があつたので秀吉正勝へ阿波を與へりとしたのを辭して子に譲つたので秀吉は家政に或郡を除いて十七万五千七百を賜つた是より阿波太守として阿波守蜂須賀家政と公稱して其知行の内から割いて其臣下の者に本町内で采地を與へた模様は山崎村にはなかつたが瀬詰村にはだん／＼あつて天正十二年六月入國後程遠からざる慶長年間に采地を持つたる藩臣は

慶長二年分限帖に

稻田四郎左工門知行分

合千七百拾九石七斗七升三合の内

麻植

瀬詰 百八拾七石九斗四升五合

尾關藤七郎知行分

合百五拾石の内

麻植

瀬詰 百石

益田彦四郎知行分

合七百石貳斗の内

麻植

瀬詰 百石

黒部清右工門知行分

合六百石の内

麻植

瀬詰 五拾石

岡本知行分

麻植

瀬詰 貳百石

五左工門自分兵次郎並岡本共

合千貳百石

武藤才次郎知行分

合貳百石の内

麻植

瀬詰 百參拾石

矢田源太郎知行分

合三百拾四石壹斗の内

麻植

瀬詰 貳拾六石六斗

とある此等の子孫で文化五年同様棟付帳に見えたるものは稲田九郎兵衛、岡本秀三郎の三人で其他の者で其後に同村で采地を興へられたる知行者は文化五年瀬詰村棟付帳に見えたるものは次の如くである

土井勘右工門(寶曆九年上り知)で其頭入の百姓は御藏百姓となつたる向が百姓の左書に見えて居る其他の者で同帖中に見えたものは次の如くである

土井勘右工門上り知、坪田九兵衛、福岡朋八(先代重左工門寶曆九年高減少)
其後山崎村で采地を興へられたるものは下の如くである

明曆三年山崎村棟付中に頭入を持つたものは山川宇平、山川二郎兵衛
享保五年山崎村棟付帳中の一人山川彌右衛門(其他にあつたも同帖がないので別らん)

文化四年山崎村棟付帳入頭入ものたる藩臣は
村井三太夫、下條良太、森龜六次、榎野榮助、山川此面、内海官平、
で此外に頭入を持たぬものも兩村共にあつたと思ふ

棟付帳の種類と形式内容

古くは棟付帳も一帳で通常民を附け込んだ末に賤民を附込んで居つたが後には之が通常民を附込む總帳と賤民を附込むものは離れて來た又古き時代には浪人御家來帳といふのもあつたが本町内には存じて居らん然るに其家來帳は文化時代となつては支配外帳となつて來た其支配外帳には村役人以上郡代奉行の支配を離れた身分の者等を附込んだ帳の仕立は總帳其他と同様であるから後に述べるとして文化五年瀬詰村支配外帳を開いて見ると藩臣譜代の家來と其下人とが記帳せられてある譜代は又は譜第とも書いて其本義は家譜代々の義より起つて世々家系を繼ぎ來る事であるが轉じて臣下の數代其君家に仕ふるもの、稱となつた次に其支配外帳を丸出しにする

支配外帳記載の模様

文化五辰歲麻植郡瀬詰村棟付御改御支配外帳

岡本秀太郎様御譜代御家來

一壹 家

右者先祖岡本次六義享保五子年棟付御改之節御譜代御帳付御家來ニ而右己來代々當村ニ住居仕居申候

岡本 卯 右 工 門

一壹 家

右ハ先祖藤兵衛義享保五子年棟付御改之節御譜代御帖付御家來ニ而其後苗字大森ト相名乗代々當村ニ住居仕居申候

大 森 覺 左 工 門

一壹 家

右者親徳左工門義前書大森覺右工門方々別家仕右以來當村ニ住居仕此度御主人様々住居御手形御指出被成御座候

大 森 安 兵 衛

一壹 家

右爲先祖太郎右工門義享保五子年棟付御改之節御譜代御帖付御家來ニ而其後苗字西條ト相名乗代々當村ニ住居仕居申候

西 條 嘉 右 工 門

一壹 家

右者先祖住友玄内義享保五子年棟付御改之節御譜代御帳付御家來ニ而代々當村ニ住居仕居申候

住 友 藤 右 工 門

一壹 家

右ハ祖父丹次義前書住友藤右工門方々別家仕右以來代々當村ニ住居仕居申此度御主人様御内御用人(以

住 友 眞 佐 助

下ない)

一 壹 家

右者先祖源左工門義當村御主人様頭入本百姓ニ而御座候處安永四未年金子指上家族並同家之伯父圓次下人共御同人様御譜代御家來ニ被仰付右以來當村ニ住居仕此度御用人(以下ない)

阿部官藏

一 壹 家

右者安永四未年前書阿部官藏先祖源左工門義九郎兵衛様御家來ニ被仰付候以來今以當村ニ住居仕居申候此度右御用人(以下ない)

宇之助

一 壹 家

右者親才兵衛義當村御藏百姓ニ而御座候處安永四未年金子指上家族共賀島長門様御先代備前様御譜代御家來ニ被仰付右御主人様御内御用人藤坂市郎左工門殿ニ住居手形被指出當村ニ住居申候

住友保右工門

一 壹 家

右者前書住友保右工門弟ニ而別家仕右御主人様御内御用人(以下ない)

住友徳右工門

一 壹 家

右者前書住友保右工門弟ニ而別家仕右御主人様御内御用人横川爲左工門殿住居手形被指出當村ニ住居申候

住友清兵衛

一 壹 家

右者當村御藏百姓ニ而御座候處安永四未年金子指上家族並下人共賀島長門様御先代備前様御譜代御家來ニ被仰付右御主人様御内御用人藤坂市郎右工門殿ニ住居手形被指出當村ニ住居仕居申候

佐藤佐次兵衛

一 壹 家

右御同人様御譜代御家來佐藤佐次兵衛下人

分平

一 壹 家

右者安永四未年前書佐藤佐次兵衛義長門様御家來ニ被仰付候以來今以當村ニ住居仕居申此度右御用人(以下ない)

彌助

一 壹 家

右者親半左工門事貞左工門義當村御藏百姓ニ而御座候所安永四未年金子指上家族共賀島長門様御先代備前様御家來ニ被仰付右御主人様御内御用人山脇甚左工門殿ニ住居手形被指出當村ニ住居仕居申候

佐山起野右工門

一 壹 家

右者親本藏義前書起野右工門親貞右工門弟ニ而別家仕居申安永四未年金子指上賀島長門様御先代備前様御家來ニ被仰付右御主人様御内御用人山脇甚左工門殿ニ住居手形被指出當村ニ住居仕居申候

佐山繁左工門

一 壹 家

右者前書佐山繁左工門弟ニ而別家仕居申此度右御主人様御内御用人(以下ない)

佐山役次郎

賀島謙吉様御譜代御家來

一壹 家

右者親助六義當村御藏百姓佐太兵衛三男ニ而御座候處紙屋町壹丁目劔次藤與兵衛養子ニ相成候旨ニ而延寶二丑年御代官安達九郎右衛門様御暇証文ニ郡御奉行森川與三兵工様見印頂戴仕候得共實者養家相續仕不養子之唱名目迄ニ而賀島謙吉様御先代右兵衛様御家來ニ相成居申當賤之助迄相續仕居申處此度棟村御取調ニ付御糺被仰付候處右之通相違無御座候根元百姓筋之者御証文之表ニ相振御家來ニ相運候義ハ不相調處右様不筋ヲ以御家來ニ相成候段如何ニ付元身居ヘ御引戻可被仰筋ニ候得共百姓株取消候者ニ而モ無御座乍不筋モ一旦御証又ヲ以村方相離候者之事故此度之御主意御別義ヲ以是迄通御家來ニ被仰付段被仰渡候依而右御主人様ハ住居御手形御指出被成當村ニ住居仕居申候

長岡賤之助

五二

一壹 家

右者前書賤之助親助六二男ニ而五拾ヶ年已前別家仕御家來居之處此度棟附御取調ニ付金左衛門御糺之上此度之御主意御別義ヲ以本家同斷是迄之通御家來ニ被仰付段被仰渡候依而右御主人様ハ住居御手形御指出被成當村ニ住居仕居申候

須藤金右衛門

一壹 家

右者親唯四郎義稻田八郎左工門様御譜代御家來美馬郡拜村住居龜左工門弟ニ而明和六丑年別家仕當村ヘ罷越右御主人様ハ住居御手形御指出被成當村ニ住居仕居申候

喜四郎

一壹 家

右者養父程右工門代三拾五ヶ年以前當村ヘ罷越住居仕居申右御主人様ハ住居御手形御指出被成當村ニ住居仕居申候

吉田友七

一壹 家

右者當村御藏百姓ニ而御座候處弘化三年御當職様御下知ヲ以駿河様御譜代御家來ニ御拜領被仰付右御主人様御内御用人は澤金左工門殿早澤小右工門殿ハ住居手形被指出當村ニ住居仕居申候

大出眞佐藏

蜂須賀駿河様御譜代御家來

一壹 家

右者福岡朋八様御先代十五左工門祿上リ知先規奉公人ニ而御座候處文政六未年大隅様御家來ニ被下置候旨御當職様御下知之御趣被仰渡右御主人様御内御用山本市太殿岡田平八殿ハ住居手形被指出當村ニ住居仕居申候

住友増藏

右御同人様御譜代御家來

一壹 家

右ハ福岡朋八様御先代十五左工門様上リ知先規奉公人ニ而御座候處文政六未年大隅様御家來ニ被下置候旨御當職様御下知之御趣被仰渡右御主人様御内御用山本市太殿岡田平八殿ハ住居手形被指出當村ニ住居仕居申候

住友甚左工門

右御同人様御譜代御家來

一壹 家

右者前書住友甚左工門小家ニ而御座候所文政六未年本家同斷御家來ニ被下置候旨御當職様御下知之御趣被仰渡右御主人様御内御用山本市太殿岡田平八殿ハ住居手形被指出當村ニ住居仕居申候

住友吉兵衛

家數合貳拾五軒

麻植郡瀬詰村庄屋

右ハ麻植郡瀬詰村棟附御改被仰付御家中様御譜代御家來相調帖面指上申處如件

五三

壹 人	今 藏 弟	次郎太郎	○ 延寶ノ次郎太郎 六三郎 祖	同 四 ッ
小 家	新左工門親	又左工門	○ 延寶ノ又左工門	同 六 拾 三
壹 人	○ 享保ノ次郎 祖	又左工門子	○ 延寶ノ平十郎	同 貳 拾
壹 人	○ 當善右工門 祖	平十郎弟	○ 延寶ノ與一右工門	同 拾 六
壹 人	○ 七 郎 祖	乙市		

(備考) 外ニ小家五軒省畧

初に高とあるのは當時の本人が所持して居る田畑の持高で高といふのは當時にあつては地價といふのがなくして持地に盛懸けられた豫定の收獲粗高である次に○で示した符箋の事は後に廻して壹家壹人、小家壹人杯と見え居る壹家は小家を統綜する總本家で小家は壹家の主人に左右せられて萬事に従ふべき義務あるもので云はゞ分家といつてもよいやうではあるが中には異姓のものも附いて居るから親身の分家とは限らんものと知られたい壹人と見えたは各本人に屬する家族である新左工門の肩書に本百姓とあるのは大地主で小家は孰れも平百姓即ち普通の百姓である當時新左工門は備考で示した如く新左工門の外親又左工門の外五軒の小家があつたを見れば後世となつてはだん／＼支族の殖える大家である尙當時は親が其子家督を譲つたら其身は其他の家族を連れて必ず別れて小家に就いた之は息子の新夫婦に氣苦勞をさせまい爲で素樸時代の美しい人性を示して居る殊に注意すべきは上の棟付帳には婦人が附いて居らん之は男の百姓には夫役銀といふのを懸けたが女には其儀がなかつたので夫役本位の棟付帳であるから婦人は總べて削除せられた爲である終に○符附で示した附箋は後々になつても其系統を明にすべき爲先ず次の延寶年次の棟附役の時の名前の變つた模様を示したを始として後世の誰の祖たるを附箋してある之は後に其系統を失はしめざるので之が今の戸籍と性質を異にして居る所である

次に小家は分家のやうなものであるが異姓のものが附いて居るものもあつたが小家どころか家族に異性のものが附いたる

一例は同帳中に

高九石九斗五升六合	間 人	○ハ符箋	○ハ符箋
壹 家	○當惣兵衛 祖	吉 助	○延寶ノ吉兵衛
壹 人	吉 助 子	びしや	○延寶ノ仁右衛門
壹 人	びしや弟	太二郎	○延寶ニ邊路ス
壹 人	買 人	へんこ	同 拾 九

此者同郡之内瀬詰村吉三郎方本銀返シ四拾目ニ明暦元年ノ五年切ニ買置申候

と見えたる買人べんどの如きものである又吉助の子にびしやといふのがあつて延寶年次の棟付帳には仁右工門と改名して居る其前名びしやは親が毘沙門信であつたが爲で此時代の人の名前は親が釋迦牟尼信者であつたら「しやが」と附け申の年生の子には「さる」附け成年生の子には「いぬ」と附け拓したる例は幾らもある又同帳中に奉行人源右工門の子に「しんぼり」「しや」杯いふのも見えにて居る又下人を小家に附けた一例には同帳中に

高拾壹石壹斗五升六合五勺	間 人	○延寶ノ宗右工門カ 株口ニ得共歳引合居申候	歳 六 拾 貳
壹 家	彦右工門	○此左次右工門弟明暦 ノ左次右工門ニ當ル	同 貳 拾 八
壹 人	○當龜太郎 祖	彦右工門子	同 五 拾 壹
小 家	彦右工門下人	才次郎	同 拾 六
壹 人	才次郎子	とら	

と見えたる彦右工門下人才次郎が小家に附いたるやうなもので云ふ前に小家は分家に限らん異姓のものも附上げられた場合もあるといつて置いたる所以以上で各戸についての形式内容は別つたものと見て同帳中の帳末統計の部からだん／＼出して説明する先づ統計の處に

高合六百八拾四石貳斗六升壹合壹勺五才

内 拾壹石九斗七合 瀬詰川田兩村の作出

家數合百貳拾七家

人數合三百七拾八人

とある高の内譯拾壹石九斗七合は山崎村の地處である持主は瀬詰川田の兩村民で山崎村へ出て来て作つて居つたを示して次の家數は其儘可いが人數合三百七拾八人とあるのは既に述べたる如く此時代の婦人は棟附帳から除外せられたものであるから人數は男子ばかりで婦人は含んで居らん夫れで人數を二倍して七百五拾六名が當時に於ける男女合計の概數で之が山崎村當時の人口概數である延寶年次の棟附帳は存して居らんが山崎郷土研究の内には

延寶二年戸數百七拾壹人口四百六拾九石高壹石七一 享保五年戸數二一〇、人口五二五、石高六九一石九八六〇

と見えて居る内の人口は皆二倍せねば實際の男女概數を得られぬので延寶二年の人口は大略九百三拾八人、享保五年の人口は大略一千五十人と見なければ理屈が合はん次には明暦五年山崎村棟附帳の統計の仕舞に普通の人民と敵して當時の賤民が附上げられた以下の模様は次の如くである

一壹	家	茶	せん	こ	き	與	吉	歲	四	拾
一壹	人	與	吉	子	菊	市	衛	同	四	拾
一壹	家	渡	守	又	兵	衛	衛	同	四	拾
一壹	家	同	四	拾	五					

人數合三人

明暦三年正月廿二日

右ハ野々村佐門在々罷出悉相改名子下人手前無相違書物取置相究候帖面手寫指上申所如件

明暦四年戊戌二月三日

野々村 佐門 判

明暦四年戊戌二月三日

林 大 學 判
稻 田 三 郎 兵 衛 判

明和六丑年ノ二月吉日

右ハ入組相成場所右候割符並被仰出ニ付奉願候上甚八郎直ニ寫仕置者也

上の棟附帳は改奉行が實際の帳面を手寫にして城の櫓の田に納めてあつたのを明和六年二月に願つて甚八郎が寫し來つたもので野々村佐門、林大學、稻田三郎兵衛、の三人は明暦前後の國奉行で代官役をも兼帶したもので野々村左門は本郡内が諸持主任でなかつたから先筆に野々村左門と書いた所以である又寫置いたる甚八郎は明和年間於ける山崎村の庄屋か肝煎かであつたものではないかと思ふが不明である

以上述べたる處は蛸蚪期時代の棟付帳に就いての話であつたが其後だんく進歩して文化時代となつては形式内容共に高潮の時期に達した其時代となつては製帳の体裁も一定となり表紙は赤と青との兩種があつたが當時役場に存するもので帳面仕立の寸法は縦一尺強横七寸五分で中表紙には縦七寸八分横一寸七分の白紙を貼つて文化四年麻植郡山崎村棟附人數改帳に又は「文化五辰歲麻植郡瀬詰村棟附人數御改帳」と表記せられてある

次に此時代の棟付内部の模様を示すが此時代となつて婦人も記帳せられてあるのは棟附一大進歩であると承知せられて見られたい

文化五辰歲麻植郡瀬詰村棟附人數御改帳

一壹	家	稻	田	武	七	郎	様	頭	入	本	百	姓	智	代	次	郎	歲	五	拾	七			
一壹	人	智	代	次	郎	妻	し	や	う								同	五	拾	四			
一壹	牛	壹	疋																				
小	家	稻	田	武	七	郎	様	頭	入	百	姓												
		智	代	次	郎	從	弟	真	佐	之	助												
																				歲	五	拾	壹

此者本家智代次郎弟ニ候處養子慶助男子無御座貳拾六ヶ年以前内分養子ニ相成妻帯之上男女五人出生仕居申此度棟付御取調ニ付不行着之段奉恐入有体申上居懸養子ニ奉願御詮議之上御別儀ヲ以御聞届被仰付御給人様々居懸御暇御証文被下置御郡代渡部一左工門様御見印頂戴仕慶助家督相續之養子ニ罷成候

壹	人	眞佐之助妻	や	同	五拾貳
壹	人	同人養母	き	同	七拾八
壹	人	同人娘	の	同	貳拾貳
壹	人	同人娘	け	同	拾六
壹	人	同人子	鍋	同	九ッ
壹	人	同人娘	つ	同	六ッ
馬	壹	疋	左工門	ね	

(小家十四軒省畧)

稲田武七郎様頭入百姓

小	家	智代次郎忌外	民	助	歳五拾七
壹	人	民助妻	け	ん	同四拾三
壹	人	同人娘	ゆ	き	同拾九
壹	人	同人娘	き	や	同拾貳
牛	壹	疋	や	う	

右の一門は上に見えたる二軒の小家が十四軒もあつた位の大族で上に見えたる小家民助の肩書に智代次郎忌外とある忌外は「いみはづれ」と讀んで壹家たる本家から別れて遠縁となり最早忌服の懸らん間柄となつた疎親族で之に對して前に見えたる小家智代次郎從弟眞佐之助の如きは本家智代次郎の先代智代次郎の弟で二十六ヶ年前に別れて同族の小家の養子となつた位で本家智代次郎とは從弟同志で未だ忌服が懸つて居る斯んな小家を忌懸(いみがより)小家といつた處で棟附記帳の上で肩書のないのはは忌懸(いみがより)であるといふのを其様示した次には山崎村同時代の棟附帖から幾部を出して説明する

文化四卯歲麻植郡山崎村棟付人數御改帖(抄出)

一壹 家

山川此面様頭入本百姓

む

め

歳五拾貳

此者曾祖父加平次義男子貳人新左工門新次郎相控享保五子年棟付御帖本家ニ相付惣領新左工門義小家ニ付二男新次郎義ハ加平次家族ニ付上右新次郎子新左工門其子當次助迄三代相續仕むめ之義ハ前顯小家與付上候新左工門其子又左工門右又左工門娘當むめ次助本末相論双方被召出御行着被仰付候處むめ申上候ハ祖父新左工門義加平次惣領ニ御座候處如何様之子細ニ而享保度御帳小家ニ相付居申義哉年古義故委曲存不申候得共明暦度御帳ニ本家與相付候新左工門ヲ始其以來代々之先祖共位牌相控年忌吊並本家役動來居申義ニ御座候得ハ是迄之通本家ニ御居置被下度旨奉願ニ付彼是御詮議被仰付候處前顯之通明暦度御帖付新左工門己來代々之先祖年忌吊且本家役も勤來居申段相違無御座ニ付むめ義本家ニ御居置被仰付旨被仰渡候

壹 人

むめ娘

い

せ

同貳拾三

此者母むめ義當村御藏山伏千手院弟勇之助與相馴染男子民次女子いせ出生仕其後男子ハ父勇之助へ相付いせ義ハ母むめへ相付互得心之上離嫁仕居申ニ付其段申上候所御詮議之上御聞届被仰付候

(小家四軒省畧)

上の棟附面で本家と小家が分家してから年久しくなつた本末の争が起つたが「むめ」は古くに本家役を勤めて居つた系統であるから本家役たる本家に居ゑられ其相手の次助も新に壹家に居ゑられた次第は次に別るとして當時本末争をしたといふのは本家となつて壹家に附けば公民権を有する住人となり村中で副が利いたからである尙昔は關係附けた男女が別れるときには男子は男に附け女子は女に附けて別れたことはむめの娘いせの左書に依つて知られる

次にはむめと本末争をして實際小家の系統ながらむめの内と同等の公民権を有する壹家となり小家を一軒持つた

る模様は次の如くである

文化四卯歲麻植郡山崎村棟付人數御改帖

一壹 家 小川此面様頭入百姓

次

助

歲五拾三

此者祖父新次郎義前顯むめ左書ニ委曲申上候通享保度御帖ニ壹家本百姓與相付候加平次家族ニ相付其子新左工門右新左工門子當次助迄三代家連續仕候得トモ明曆度御帖ニ本家ニ相付候新左工門ヲ始其後代々先祖共年忌吊且本家役トモむめ方ニ而勤來居申ニ付而ハ本家連續ニハ相當不申むの儀本家ニ御居置被仰付存志無之哉與次助手前御行着被仰付候處先祖共年忌吊等モ相勤不申ニ付ハ如何様被仰付候共何以御願ケ間敷義無御座候乍併享保度御帖ニ壹家ニ相付己來三代家相續仕居申義ニ御座候得者壹家立ニ而彼者家々相別候膳藏義ハ小家御居置被仰付可被下旨奉願其段御聞届被仰付候ニ付壹家ニ付上申候

壹 人 次 助 妻

き

新 左 工 門

わ

同四拾五

壹 人 同 人 父

美

や

門

同八拾七

壹 人 同 人 弟

定

次

郎

同七拾四

壹 人 同 人 娘

さ

だ

郎

同三拾貳

壹 人 同 人 子

次

吉

だ

同拾貳

馬 壹 正

次

吉

だ

同拾壹

小川此面様頭入百姓

小 家 次 助 從 弟

膳

兵

藏

歲三拾六

壹 人 膳 藏 父

又

衛

藏

同八拾壹

壹 人 同 人 母

ぬ

衛

藏

同六拾七

壹 人 同 人 妹

と

そ

で

同貳拾八

右の小家も亦戸主膳藏は本家次助の從弟で別れた時の膳藏父又兵衛は八十一の高齡で本末忌服が離れないそれで肩書なしに忌懸小家であることを顯した疎親の小家となると皆忌外と肩書して近親の忌懸小家とは區別を立てられた文化五年瀬詰村棟付帳に

小 家 御藏百姓要助忌外

宇

吉

ん

歲十九

壹 人 宇 吉 母

お

ん

ん

同三拾九

壹 人 同 人 妹

お

ん

ん

同拾四

此者母方の儀出生不相知者ト相馴染右ふん出生仕其後右夫ハ立去行衛相知不申ニ付兄宇吉養育仕居申此度棟付御取調ニ付不行着奉恐入右之運申上候處御詮儀ヲ以御聞届被仰付候ニ付宇吉家族ニ付上申候と見えたる二軒の小家文化四年山崎村棟付帳に

戸田彌一郎兵衛様頭入本百姓

一壹 家 榮 次 郎 妻

美

次

郎

歲四拾八

壹 人 同 人 子

氏

の

郎

同三拾八

馬 壹 正

庄

郎

の

同拾四

戸田彌一兵衛様頭入百姓

小 家 榮 次 郎 忌 外

庄

兵

衛

歲四拾七

壹 人 庄 兵 衛 妻

と

衛

い

同三拾三

壹 人 同 人 娘

ふ

で

い

同拾五

戸田彌一兵衛様頭入百姓

小 家 榮 次 郎 忌 外

太

吉

郎

歲拾六

牛 壹 正

太

吉

郎

歲拾六

此者祖父林平代別家爲稼市中、罷越只今福島町ニ而松屋半助借家ヲ借山崎屋太吉郎ト相唱桶大工職ニ而相稼居申ニ付御給人様稼御手形頂戴仕候右之仕合當村ニ家御座候

壹 人 太吉郎母 〇
壹 人 同 人 姉 〇
同 貳拾

(備考)外ニ小家九軒

と見えたる二軒の小家の如きは皆忌外小家の記帳の例である又當時は村を離れて他に出で出稼するには拜知の者なら拜知の主人御藏の者なら郡代奉行の稼手形を持行くことを要した上に見えたる太吉郎の左書に見えたるが如きは拜知百姓が主人即ち給人から稼手形を貰つて行きたる一例で此類例は同帳中に岡本秀三郎頭入先規奉公人瀬川八左衛門の小家の者等に他國へ出で行き永住して居るものが次の如くある

岡本秀三郎様頭入先規奉公人

小家 八左衛門弟 太 惣 次 歳五拾

此者貳拾ヶ年以前々市中、罷越只今古物町ニ而借宅仕相稼居申ニ付奉願稼御手形頂戴仕候右之仕合當村ニ

家無御座候

壹 人 太惣次妻 〇
壹 人 同 人 子 由 〇
壹 人 同 人 娘 〇
同 拾七
同 拾七
同 拾三

岡本秀三郎様頭入百姓

小家 八左工門從弟 喜 助 歳五拾三

此者父儀右工門代々市中、罷越古物町ニ而家屋敷相求亭屋喜助ト申名前ヲ以相稼居申ニ付奉願稼御手形頂戴仕居申候右之仕合當村ニ家無御座候

壹 人 喜助妻 〇
同 四拾

壹 人 同 人 母 〇 同 八拾

壹 人 同 人 子 虎 〇 同 拾七

壹 人 同 人 丑 〇 同 拾四

此者享和三亥年々攝州大坂表、罷越阿波座阿波屋膳右工門方ニ奉公稼仕居申ニ付奉願稼御手形頂戴仕居申候

壹 人 同 人 娘 奈 越 同 拾壹

此外御藏の者で稼手形を貰つて稼に出て居る一例は同帳中に御藏百姓久兵衛小家に

御藏百姓

小家 久兵衛從弟 貞 吉 歳三拾八

(中 畧)

壹 人 同 人 弟 仲 藏 同 貳拾三

此者文化五辰年々處々ニ而角力稽古仕稼申ニ付奉願御手形頂戴仕居申候

と見えたる仲藏の如きは御藏の者が郡代奉行から稼手形を貰つて出稼して居る一例である次には同時代に於ける

山崎村棟附帳の内から抄出して主要な点を説明する

文化四卯歳麻植郡山崎村棟付人数御改帳(抄出)

一 壹 家 戸田彌一兵衛様頭人本百姓 茂次右衛門 歳五拾

此者名西郡高瀬村御給人山崎賀源太様頭入先規奉公人肝煎榮左工門弟ニ而源左工門與申節當村御給人戸田彌一兵衛様頭入百姓次太平後家娘壹人相扣男子無御座入夫ニ仕度奉願御聞届之上寛政九己年御給人様御先代圖書様御暇証文ニ御郡林牛之助様御見印被仰付次太平後家家督相續ト入夫ニ罷成候

壹 人 茂次右工門妻 壽 同 三拾七
壹 人 同人養母 〇 同 八拾貳

壹人	同人	繼娘	惠	同拾五
壹人	同人	娘	つ	同八ッ
壹人	同人	子	さ	同五ッ
馬壹疋	馬壹疋	子	龜	同貳ッ

(小家貳軒中畧)
戸田彌一兵衛様頭入百姓

小 家 茂次右工門忌外 太郎兵衛 兵衛 衛 門 歲五拾七

此者前書熊兵衛親覺郎弟ニ而安永六酉年別家仕候
此者當村御給人村井三太夫様頭入百姓次郎右工門二男ニ候處同村御給人戸田彌一兵衛様頭入百姓太郎兵衛
男子無御座伯父甥之筋目ニ付幼少々内分養子ニ仕娘之つ與妻合女子貳人出生仕居申候然所此度棟付御改ニ
付奉恐入右有体申上居懸養子居奉願候所御詮儀之上御別義ヲ以御聞届被遊右御給人様々勘左工門並女子共
居懸御暇証文被下置御郡代渡部一左工門様御見印被仰付太郎兵衛家督相續養子ニ罷成候

壹人	勘左工門妻	じ	同貳拾八
壹人	同人	妹	同貳拾三
壹人	同人	娘	同三ッ
馬壹疋	同人	娘	同貳ッ
馬壹疋	同人	や	同貳ッ

(備考)外ニ小家拾軒

右の棟附面については壹家小家壹人忌外等は最早説明を要せんが此時代にあつては入夫や養子に行くには頭入百

姓なれば給人より暇証文を請受け古くは郡奉行近くは郡代奉行の見印を受け行先の庄屋又は肝煎の手許に送つて
貰ふを要した夫れで本人茂次右工門が入夫に來た時には郡奉行時代であつたから同人の左書の末に「寛政九己年
御給人様御先代圖書様御暇証文ニ御郡林牛之助様御見印被仰付次太平後家家督相續亡入夫罷成候」とある處で
寛政十二年十月以前に御郡と書いたら郡奉行以後に御郡代と書いたから郡奉行以後に御郡代と書いたら郡代奉行
である夫れで小家太郎兵衛の養子勘左工門の左書の末に「右御給人(村井三太夫)様々勘左衛門並女子共居懸御
暇証文被下置御郡代渡部一左工門様御見印被仰付太郎兵衛家督相續養子ニ罷成候」とある然るに此暇証文は縁
付先へ入込む前に願ふて受くるを要したが勘左工門は幼少の時から内分養子になつて居て暇証文を受けて居らん
ごいふのが棟付改當時に別つたが郡代奉行は大目に見做して許してある斯んな内分入夫の例は後にだん／＼別る
ごして次には壹家と小家の變化の次第を兩村棟附帳から引例して説明する

公民権なくして壹家の主人に支配せられ種々の場合に壓抑せられた小家も種々の場合に於て壹家となつて公民権
が得られるやうになる先づ其第一は本家の内が死に絶えたら小家は自然壹家となる其例証を挙げると内分入夫に
なつた例も見えたるものに

文化五辰歲麻植郡瀬詰村棟付人數御改帖に
梯與一左工門様頭入先規奉公人

一壹 家 德 太 郎 歲五拾五
此者本家七助死絶ニ相成候ニ付此度壹家ニ付上申候且德太郎義ハ岡本秀三郎様御譜代御家來當村ニ罷在候
大森林左工門三男ニ候所養家彌助後家男子無御座天明八申年内分入夫ニ相成居申此度棟付御取調ニ付不行
着之候奉恐入有体申上居懸入夫ニ奉願御詮儀之上御別儀ヲ以御聞届被仰付御給人様々御居御証文被下置御
郡代渡部一左工門様御見印頂戴仕彌助後家家督相續之入夫ニ罷成候

壹人	德太郎妻	り	同五拾六
壹人	同人	養子	同三拾貳
助	廣	よ	

此者當村御給人岡本秀三郎様頭入先規奉公人角次郎弟ニ而前名槌之助ト申節養子德太郎男子無御座養子ニ仕度旨奉願御聞届之上寛政十三四年右御給人様御先代官藏様御暇御証文被下置御郡代稻田武七郎様御見印頂戴仕德太郎家督相續之養子ニ罷成候

- 壹 人 廣 藏 妻 ち ち や う 同貳拾七
- 壹 人 同 人 娘 か かの 同八ッ
- 壹 人 同 人 子 き きの 同六ッ
- 馬 壹 人 同 人 子 德 徳 三郎 同三ッ

右の主人德太郎は本家七助が死跡繼したので壹家となり内分入夫の例を示して居るが養子廣助は正當の手續で暇証文を得て德太郎家督相續養子となつて居る斯んな例は後に見えても説明を省略することとして此他に小家が本家の絶えが爲に壹家となつたは同帳中に次の如く見えて居る

福岡朋八様頭入百姓

一壹 家

此者本家曾一右工門義絶家ニ相成候ニ付此度壹家ニ付上申候且御給人様御屋敷ニ相詰居申ニ付當村ニ家無御座候

福岡朋八様頭入先規奉公人

一壹 家

此者本家栗平絶家ニ相成候ニ付此度壹家先規奉公人ニ付上候

- 壹 人 金 作 妻 子 作 歳四拾
- 壹 人 同 人 娘 娘 同貳拾七
- 壹 人 同 人 同 娘 同七ッ
- 壹 人 同 人 同 娘 同五ッ

牛 壹 疋

福岡明八様頭入先規公人

一壹 家

此者本家栗作絶家ニ相成候ニ付此度壹家先規奉公人ニ付上申候

- 壹 人 彌 兵 衛 母 彌 兵 衛 歳三拾貳
- 壹 人 同 人 娘 娘 同六拾三
- 壹 人 同 人 娘 娘 同貳拾三

福岡明八様頭入先規奉公人

一壹 家

此者本家栗平絶家ニ相成候ニ付此度壹家先規奉公人ニ付上申候

- 壹 人 安 助 妻 安 助 歳五拾
- 壹 人 同 人 母 母 同三拾六
- 壹 人 同 人 子 子 同七拾五
- 壹 人 同 人 娘 娘 同五拾
- 壹 人 同 人 子 子 同貳ッ

右と同類例は

文化四卯歳麻植郡山崎村棟附人数御改に次の如くある

戸田彌一郎兵衛様頭入先規奉公人

一壹 家

此者本家直次郎絶家相成候ニ付此度棟付御改ニ壹家ニ付上申候

- 壹 人 義 重 郎 妻 義 重 郎 歳三拾九
- 壹 人 同 人 同 妻 同三拾四

壹 人 同 人 父 喜 兼 左 門
 壹 人 同 人 子 兼 太 工
 壹 人 同 人 娘 兼 郎
 壹 人 同 人 子 膳 太
 馬 壹 疋 膳 太

戸田彌一兵衛様頭入先規奉公人

一 家 官 藏 此者本家直次郎絶家ニ相成候ニ付此度棟付御改ニ壹家ニ付上申候

壹 人 官 藏 母 喜 和 太 太 太 太 太
 壹 人 同 人 弟 喜 和 太 太 太 太 太
 壹 人 同 人 人 猪 之 太 太 太 太 太
 壹 人 同 人 妹 之 太 太 太 太 太
 戸田彌一兵衛様頭入先規奉公人 太

一 家 此者本家直次郎絶家ニ相成候ニ付此度棟付御改ニ壹家ニ被仰付上申候且祖父喜右工門代々阿波郡勝命村ニ罷越田宅相求相稼居申候右仕合當村ニ家無御座候

壹 人 同 人 亦 五 郎
 壹 人 同 人 亦 五 郎
 壹 人 同 人 亦 五 郎
 壹 人 同 人 亦 五 郎
 壹 人 同 人 亦 五 郎

戸田彌一兵衛様頭入先規奉公人

小 家 龜 太 弟 佐 藏 此者寛政十年年稼先勝命村ニ而田宅相求別家仕相稼居申候右之仕合當村ニ家無御座候

壹 人 佐 藏 妻 美 ち 同 三 拾 貳
 壹 人 同 人 子 左 馬 藏 同 四 拾

右龜太小家佐藏は龜太の弟で其内から別れたもので忌懸小家であるが此本末兩家も本家ををらが死絶せなんだら矢張直太郎系の小家であるが兄の内が壹家となつたが爲に佐藏は其小家となつたもので當地に居らずに阿波郡勝命村で行て田宅構へて永住して居るので出稼ではないから出稼手形も持つて居らんが斯んなものは勝命村では來人(きたりにん)と附帳せられてあるもので來人のは又後に述べるとして其他のもので小家が壹家となつた例には本家が百姓の夫扱(ぶぬき)即ち夫役離をして藩臣の家來となつたが爲に小家は残らず壹家となつたものが

稲田九郎兵衛様頭入百姓

一 家 藤 太 夫 藏 此者本家源左工門儀安永四未年金子指上夫扱被仰付稲田九郎兵衛様御譜代御家來被仰付ニ付此度壹家ニ次

上申候 藤 太 夫 母 同 三 拾 六
 壹 人 同 人 伯 父 茂 同 四 拾 七
 此者瘡毒ニ付其段申上候處御見分之上夫役御免被仰付候 同 拾 四
 馬 壹 疋

牛 壹 疋

(備考) 小舎一軒

稻田九郎兵衛様頭入百姓

嘉

次

郎

歳五拾八

一 壹 家 此者本家源左工門義安永四未年金子指上夫被仰付稻田九郎兵衛様御譜代御家來ニ被仰付候ニ付此度壹家ニ付上申候

壹 人

嘉

次

郎

妻

な

平

次

郎

べ

同

五拾壹

壹 人

同

人

子

平

次

郎

同

貳拾三

壹 人

同

人

娘

い

鍋

五

郎

せ

同

拾五

牛 壹 疋

(備考) 小舎三軒

文化四卯歳麻植郡山崎村棟付人数御改帖に次の如くある

戸田彌一兵衛様頭入先規奉公人

銀

右

工

門

歳七拾

一 壹 家 此者本家文節義棟付清帖不被仰付内文政十亥年賀島長門様御家來ニ被仰付旨御當職様御下知之御趣被仰渡村方指除候ニ付壹家ニ付上申候且銀右工門義ハ當郡別枝山御給人稻田九郎兵衛様頭入百姓平五郎二男ニ而伴助ト中節當村御給人戸田半作様頭入先規奉公人平八男子無御座養子ニ仕度奉願御聞届之上明和五子年九郎兵衛様御暇被下置右御内御用人拜村東藏殿津田最中殿暇証文ニ御郡津田勘兵衛様御見印被仰付平八家督相續之養子ニ罷成候

壹 人

銀

右

工

門

同

六拾貳

戸田彌一兵衛様頭入先規奉公人

貞

八

歳五拾六

一 壹 家 此者前書銀右工門同斷之運ニ付此度壹家ニ付申候

(下 畧)

次に以前は本家であつたが其系統は共先祖が弟で本家となり兄を小家にしてあつたが兄と「他の棟付改があつたら願つて本家になれ」といふ書物を渡してあつたが爲に小家放を願つて壹家となつた一例は文化四卯年麻植郡山崎村棟付人数御改帖に次の如くある

戸田彌一様頭入百姓

壽

吉

歳拾六

一 壹 家 此者先祖久米右工門義ハ前書本百姓榮次郎先祖利平兄ニ而享保五子年棟付御帖ニ小家與相付居申所久米右工門義ハ兄之儀故重而棟付御改被付候節ハ壹家百姓ニ相付可申旨之書物利平ハ相渡御座候ニ付此度棟付御改ニ右之通ヲ以壹家百姓ニ被仰付被下度本家久米右工門子孫當榮次郎連判ヲ以小家放奉願候處御聞届被仰付候ニ付壹家與付上申候

壹 人

壽

吉

母

さ

よ

同

四拾五

壹 人

同

人

姉

せ

い

同

貳拾壹

壹 人

同

人

妹

く

ま

同

九ツ

牛 壹 疋

總べて小家も本家の同意を得て相當の手續を運で小家放をしたら獨立して壹家となられる文化五辰年瀬詰村棟付帖に

岡本秀三郎様頭入先規奉公人

一壹 家

膳之丞

承

歲三拾七

此者前書民郎見ニ而小家ニ而御座候處内間無據趣意御座候ニ付互得心之上小家離奉願候處御聞届被仰付候ニ付此度壹家ニ付上申候

壹 人 膳之丞妻

同三拾貳

壹 人 同 人 子

同拾壹

壹 人 同 人 娘

同五ツ

と見えたが如きは其一例で小家が小家放をしたら小家放帖に附上げられる之は又此棟附説明が終つた後に述べるとして次には他村で小家であつたが本家の同意を得て小家放をなし遂に住替願をして瀬詰住人となつたものが文化五辰歳麻植郡瀬詰村棟附人数御改帳に次の如くある

山田左守様頭入百姓

一壹 家

儀

助

歲五拾五

此者阿波郡大俣村御給人山田左守様頭入百姓伊勢助弟ニ候處貳拾ヶ年以前々當村、罷越田宅相求相稼居申處住替奉願享和三亥年右御給人様々住替御証文被下置御郡代稻田武七郎様御見印頂戴仕小家放ニ住替仕候

壹 人 儀 助 妻

同四拾三

壹 人 同 人 子

同貳拾貳

壹 人 同 人 娘

同拾七

壹 人 同 人 子

同七ツ

馬 壹 疋

同五ツ

上の一例で他村の者が當地の住人となるには住替の手續をせねばならぬといふことは別つたが次には正當の住

替証文を得て當地に來つて住人となつたる例が

文化四年卯歳麻植郡山崎村棟付人数御改帳に次の如くある

御藏百姓

小 家

鉄五郎從弟

惣

左

工

門

歲三拾五

此者根元板野郡東中富村御藏百姓ニ候處祖父庄兵衛代々當村へ罷越田宅相求相稼居申親新七代前書鉄五郎家々別家仕居申ニ付住替仕度旨右新七代奉願御聞届之上明和五子年御代官長坂坂波門様々壹紙住替御証文被下置御郡猪子勘之助様御見印被仰付當村百姓ニ罷成候

壹 人 惣 右 工 門 妻

同貳拾八

壹 人 同 人 母

同六拾七

壹 人 同 人 子

同三拾

壹 人 同 人 子

同三拾三

壹 人 同 人 子

同四ツ

牛 壹 疋

同四ツ

右の外

文化四卯歳麻植郡山崎村棟付人数御改帳には

戸田彌一兵衛様頭入百姓

小 家

佐兵衛忌外

八

百

太

歲四拾八

此者當村御給人村井三大夫様頭入百姓安右工門二男ニ而彌藏與申節同村御給人戸田半作様頭入百姓曾右工門男子無御座養子ニ仕度奉願御聞届之上寛政戌年御給人様御先代宮内様御暇御証文ニ御郡江口左工門様御見印被仰付曾右工門家督相續之養子ニ罷成候

壹 人

八百 太 妻

八

つ

同四拾

壹	人	同人	養母	玄	同七拾六
壹	人	同人	子	龜	同貳拾壹
壹	人	同人	娘	か	同拾六
壹	人	同人	子	竹	同拾四

此者寛政十二申年山崎圖書様御屋敷御家來川田久次郎様養子ニ相成度旨奉願御聞届之上御給人様御先代彌一兵衛様御暇御証文被下置御郡稻田武七郎様御見印頂戴仕候然所養父與相唱候久次郎義ハ根元三澤小十郎様御拜知同郡川田村頭入百姓伊助二男ニ而瀧藏様頭入同村曾右工門方へ幼少之御受曾右工門妻義久次郎召連圖書様乳持御奉公ニ罷出自然御家來ニ相成居申追而御手放ニ相成行衛相分不申處竹次義久次郎名跡養子ニ相成候得共御主人様御屋敷へ引越不申實家の新八百太方ニ同家仕名目迄ニ而養家相續仕者ニ而之無御座候此度棟付御取調ニ付右之運申上候處竹次被召出御糺被仰付右之旨趣相違無御座養家ニ申立候久次郎義百姓筋心儘ニ御家來ニ相成候者之義故前顯御証文之義ハ被召上竹次義元身居へ御引戻被仰付八百太家族ニ付上申候

壹	人	同人	人	娘	玄	同拾貳
壹	人	同人	子	久	吉	同拾
壹	人	同人	勝	次	同五ッ	

とあつて八百太の子と附いて居る竹次は山崎圖書の藩臣又屋敷詰家來川田久次郎の養子と成つたが養父竹次郎は元川田の百姓の子で母が召連れ山崎圖書方へ乳母奉公に行て居つたから久次郎は自然山崎家の家來となつて居つたものでもあり其實養家の相絶せずして實父八百太の内に居つたのが不都合であるといふので山崎家の家來証文取上げられ元の百姓に引戻されて實父八百太の家族に附けられたもの又

萩野榮助様頭入百姓

小家

與藏忌外

嘉

兵

衛

歳三拾壹

此者當郡瀬詰村御給人横島茂兵衛様頭入先規奉公人喜五郎二男ニ御座候處當村御給人萩野榮助様頭入百姓定兵衛男子無御座養子ニ仕度奉願御聞届之上寛政十年右御給人様御暇御証文ニ御郡稻田武七郎様御見印被仰付定兵衛家督相續之養子ニ罷成候且養父定兵衛代々市中へ罷越西新町武丁目ニ而家屋敷相求藍屋定兵衛與名前相立藍玉壹歩取仕相稼居申ニ付御給人様御手形頂戴仕候右之仕合當村ニ家無御座候

壹	人	嘉兵衛妻	と	同貳拾八
壹	人	同人養父	定	同六拾壹
壹	人	同人養母	け	同五拾八

とあつて稼手形を頂戴して市中、出て永住して居るものゝ如きはだんだんあるが省略して次には山崎村棟付帳未統計の部を出して説明しようと思ふが其前に説明して置くのは古來此種の棟付帳に附くべきものは男百姓に夫役を課するが爲である夫れで古い棟付帳には女を除いて男ばかり附上げた位であるが文化時代となつては棟付帳の道も大いに進んで男女共に記帳せられることゝなり統計杯も綿密になつて來たが主眼は夫役にあるが夫役といふのは百姓の息子が拾五歳になつたら長病人や片輪者でないかぎりは上の御用に使役せられる義務あるものとし其服役間は六拾歳迄とした六拾歳になつたら今の停年で夫役を免除せられるが此夫役は今の徴兵の如くに不斷現役を置いて使役するものゝやうではなく城普請河普請其外藩の經營に至る土木工事があつたら徴出し使ふが爲のものであるが夫を平素に銀子年々貳歩役宛を上納させて置き何時何處で工事が起つても其地方の夫役期間の者を相當の目當で召出し代りに使役するといふ仕組で上下共に便利な方法であるのを知らん民間では無意味に夫役銀を取られるやうに思ふた處から夫役銀を稱して天窓銀つむり銀杯といつて居つたが夫は兎も角十五歳から六拾歳迄のものは夫役銀を出すべき義務あるものとして若し長病人や片輪者があつて働けんものを見たら村役人の上申に依り實地奉行が見分して相違ないものと認めたら其服役を免除せられて棟付帳に附上げさらる文化五年瀬詰村棟付帳に稻田九郎兵衛頭入百姓藤太夫家族に

壹 人 同人 伯父 茂 作 同四拾七

此者瘡毒ニ而御座候ニ付其段申上候處御見分之上夫役御免被仰付候

と見え又

文化四卯歳麻植郡山崎村棟付人數御改帳に

御藏百姓

小 家 次郎吉忌外 庄 左 工 門 歳貳拾六 同五拾六

壹 人 庄左工門父 六 郎 次 夫役御免被仰付候

此者病身ニ而御座候ニ付其段申上候處御見分之上夫役御免被仰付候

と見えたる六郎次の如きは其例である

次に夫役を負ふべき家は百姓以外にない夫役を負ふべき人は男の百姓に限つて居ると豫め承知せられて次の統計を見られたい

文化四卯歳麻植郡山崎村棟付人數御改帖未統計

家數合三百三拾八軒

内 貳百九拾八軒 自分家 他郷稼並借宅加宿人共家無御座分

同 四 拾 軒 寺

内 貳 軒 山伏

同 五 軒 部家

同 壹 軒 夫役御免人

同 貳 百 壹 軒 百姓

同 百 壹 軒 先規奉公人

同 貳 拾 六 軒 來リ人

人數千五百六拾壹人

内 七 人 僧

同 壹 人 道心

同 九 人 山伏

同 貳 人 夫役御免人

同 貳 百 五 拾 九 人 先規奉公人

同 五 拾 五 人 來リ人

同 七 百 六 拾 貳 人 女

殘而四百六拾六人

内 貳 拾 人 病人支離者

同 貳 百 壹 人 拾四歳以下六拾壹歳以上

同 貳 百 四 拾 五 人 拾五歳々六拾歳迄御使負之者

馬數合百疋

牛數合五拾七疋

右の統計面では當時山崎村の家數合三百三拾八軒が棟付帳に附いたる家數であるが其内現在自分の家を持つて村で暮して居るのが貳百九拾八軒で棟付面には家數で附いて居つても四拾軒は他郷へ出て稼いで居る者や借宅して暮して居る者又は人の家に長宿して暮して居る者等で皆家のないものである處で二軒の寺、五軒の山伏壹軒の部屋即ち庵貳軒の夫役御無人の家持は夫役の懸らん家で貳百壹軒が夫役の懸る百壹軒は先規奉公人で夫役の懸らん家貳拾六軒は來人(きたりにん)として他郷から來てゐるもので夫役を負ふべき自分の者なら元村へ納めるから當村では夫役を負ふべき家でない再言すれば本村で夫役の懸る家といつたら貳百八軒の百姓屋丈である

又人数千五百六拾壹人の内七人の僧壹人の道心九人の山伏貳人の夫役御免人、又貳百五拾九人の先規奉公人、五拾五人の來人七百六拾貳人の女百姓抔は皆夫役を負はんものであるから以下の人数を除去して残つた四百六拾六人の男百姓であるが其内貳拾人の病人や支離者即ち片輪者は夫役を免除せられた者又貳百壹人は拾四歳以下の子供と六拾一歳以上の夫役満期のものである此等を除いて貳百四拾五人が拾五歳以上六拾歳の夫役を負ふべき義務者であるから「御役負之者」として夫役を課せられてある此者等より皆貳歩宛の夫役を徵收する貳夫役は壹人役の貳歩で阿波藩末には三匁五分であつたといふが去れば壹人役では其十倍で三拾五匁であるが棟付改當時に夫役負の者等を帳に附けたるものに夫役帳といふのがあつて山崎村より幾拾幾人役を毎年上納すべきものであると極められ夫を臺帳として村役人は夫役を徵收したものであるが實際は村の高割即ち協議費で上納したのである此等夫役帳がないから此處で概略説明して置く又馬數牛數は説明を要せんものとして統計の次に走り人名面の欄が置かれて古い棟附改の時より以來出奔して行衛不明となりたるもの及び文化の棟附改以來除く遠からん時代に於て出奔して行衛不明となつた者等を記帳して立ちて寫たら直ぐ注進しますと棟附下改をした村役人が誓つてあるのは次の如くである

走り人名面

- 一 壹 人 百姓市之丞子 德 助
- 一 壹 人 百姓 姓 傳 兵 衛
- 一 壹 人 百姓太左工門甥 益 右 工 門
- 一 壹 人 百姓六藏子 猪 之 助
- 一 壹 人 間人久七子 太 郎 吉
- 一 壹 人 奉公人利左工門弟 猿

(中 畧)

合拾四人

但享保五年棟付御改ニ走人ニ付御座候處今以行衛相知不申候

(廿九人省略)

一 壹 人 社 人 竹 次 郎

此者五拾三ヶ年以前出奔仕行衛相分不申候

一 壹 人 百 姓 龜 太 郎

此者拾ヶ年以前出奔仕行衛相分不申候

右者當村走人ニ而行衛相知不申此已後立歸リ候得バ早速御注進可申上候

次には棟附改の誓紙の上進文があるのであるが上に見えたる走人の一人龜太郎が棟附帳以前に歸つて來たので棟付帳中に其旨附上げられてあるので参考旁此處に書入示すと次の如くである

藤川春五様頭入百姓

一 壹 家 龜 太 郎 歳三拾壹

此者拾ヶ年以前出奔仕其節御國中御觸奉願御座候處其後罷歸居申候還住御願等モ不仕罷在候段奉恐入有体申上還住御願申上候處御詮義之上御開届被仰付且龜太郎儀病身ニ御座候ニ付其段申上候處御見分之上夫役御免被仰付候

右は此處に書入るべきものではないが既に述べたる如く参考迄に書入れたが走人名面の次に見えたる文化四卯年二月本帳改當時に村役人が檢閲に來た郡代奉行に差出した誓紙の上申文其後久しく經つて慶應元年十二月に清帳が出来上つたので當時の村役人が連帶責任で郡代奉行一人に清帳指出しの上申文更に慶應二年十二月に郡代奉行が出張して同清帳を改置いたる模様は下に掲げる如くである

右ハ麻植郡山崎村棟付人数老若歳數支離者病人等且先年棟付御帳ニ洩居申者於有之ハ今度書載可申候並御給人者又ハ御譜代者等御給人御主人へ不相斷下人等筋目違帳面ニ相記候儀右彼是其外相違之儀仕上追而於相顯ハ相改候庄屋五人組屹與曲事可被仰付旨重々被仰渡奉畏誓紙之上全無相違相改帳面指上申處如件

內貳 人 社人
 同壹 人 山伏
 同貳 人 道心
 同百五拾七人 先規奉公人
 同貳拾壹人 觸使
 同拾三人 來人
 同五百八拾七人 女
 殘而五百拾九人

商人支離者
 拾四歲以下六拾壹歲以上
 拾五歲六拾歲迄御役負

馬數合百拾六疋
 牛數合七拾壹疋
 走リ人名面

一壹 人 百姓幾左工門下人
 一壹 人 百姓伊勢弟
 一壹 人 奉公人幾之丞子
 (中 畧)

合拾八人

但享保五子年棟付御改之節走リ人ニ付上御座候所今以行衛相分リ不申候
 (拾人省略)

右ハ當村走リ人ニ而行衛相知不申此以後立歸候得ハ早速御注進可申上候
 右者麻植郡瀬詰村棟付人數ハ若歲數病人支離者等且先年棟付御帖ニ洩居申者於有之ニハ今度書載可申旨並御
 給知人ニハ御譜代者御給人御主人被不相斷小家下人等筋目違帳面ニ相記候義右彼是其外相違之儀仕上追而於
 相顯ニハ相改候庄屋五人組屹與曲事ニ可被仰付旨重々被仰渡奉畏誓紙之上全無相違相改帳面指上申處如件
 文化五辰年三月

麻植郡瀬詰村庄屋 伊 三 郎
 同村五人與 新 四 郎
 同 虎 之 丞
 同 又 之 丞
 同 平 次 兵 衛
 同 膳 太 夫
 三ツ島村組頭庄屋 入 交 又 右 工 門

稻田武七郎様
 渡部一左工門様

右者此度棟附御改被仰付文化五辰年御帳面相仕立御見分奉請御座候處此節清話被仰付奉畏候然處右御見分後
 役儀御免死亡之者義御座候ニ付猶亦私共重々相調清帳仕差上申處如件

瀬詰村組頭庄屋 安 部 豐 三 郎
 右同御用代 安 部 省 三 郎
 同村五人組 長 右 工 門 助 印
 同 森 本 兵 衛 印
 同 久 兵 三 郎
 同 勝 三 郎

右者麻植郡瀬詰村棟付御改仰付文化五辰年稻田武七郎渡部一左工門彼地へ罷越棟數人數逸々相改置今度帳面
相極處如件

五人は右の棟附帳中で小家が壹家本家の同意を得て小家を放れて獨立し壹家となつたら小家放帳に附けられると
いつて置いたが本町に存する放帳は小家下人附込みで小家の分は小家放をしたら直ぐに壹家となつて居るが下人
は下人を放しても壹家百姓にしたのは次の放帳中に一人ばかりで他は皆下人を放しても内に置いたる同居の下人
を放しただけで直ぐに自分の内の小家にしてある是が前に壹家と小家が正しい本末系統ばかりでなしに異姓のも
のが這入つて居るといつて置いた所以であるから次に掲ぐる小家下人放帳は其積りで見られたい享保五子年麻植
郡山崎村棟付御改就被爲仰付同村面々小家下人放申者共面附帳

- 一私小太助義互得心之上小家ヲ放壹家奉公人ニ仕所相違無御座候
先規奉公人 爲 右 工 門印
- 一私小家藤四郎義互得心之上小家ヲ放壹家百姓ニ仕所相違無御座候
本 百 姓 加 平 次印
- 一私小家傳次郎平右工門佐六六之丞半兵衛七助右之者共小家ヲ放申所相違無御座候
先規奉公人 伊 兵 衛印
- 一私小家孫次郎利平小助右之者共小家ヲ放所相違無御座候
先規奉公人 伊 兵 衛印
- 一私下人孫七被先手下人ヲ免私小家ニ仕處相違無御座候
本 百 姓 佐 内

- 一私小家梶太郎孫一良貳人共私得心之上小家ヲ放壹家奉公人ニ仕所相違無御座候
先規奉公人 佐 次 兵 衛印
- 一私下人市助彼此度下人指免小家ニ仕所相違無御座候
先規奉公人 孫 一 郎印
- 一私小家所左工門宇右工門甚九郎德太郎右之者共彼私小家ヲ放申所相違無御座候
本 百 姓 太 兵 衛印
- 一私下人傳助傳吉親子共下人指免壹家百姓仕所相違無御座候
百姓所右工門伯父 宇 右 工 門印
- 一私小家久右工門繁六久右工門姪やもめ右之者共小家ヲ放申所相違無御座候
先規奉公人 權 左 工 門印
- 一私小家平左工門互得心之上小家放壹家百姓ニ仕所相違無御座候
百 姓 孫 平 平印
- 一私小家善兵衛半兵衛貳人共私得心之上小家ヲ放壹家奉公人ニ仕處相違無御座候
先規奉公人 藤 兵 衛印
- 一私小家金次郎義互得心之上小家ヲ放壹家ニ仕處相違無御座候
舟 乘 喜 右 工 門印

右者麻植郡山崎村棟付御改就被爲仰付百姓奉公人小家ヲ放又ハ下人ヲ先年壹家小家ニ仕者共面附帳面指上申
候所右本家並主人夫々被召出御目附長坂源右工門様御列座ニ而逸々御禮被成候所彼面々義帳面ニ書上候趣少
義相違無御座候旨申上得心印形仕候此段私共壹座ニ而奉承知候仍而與書如件

享保五年子十一月十六日
山崎村肝煎 直 右 工 門印
同村五人組 所 右 工 門印

前野三右工門様

右者先御奉行前野三右工門御目付長坂源太左工門於一座小家下人ヲ離レ申段得心判見届所如件

享保六丑年八月朔日

棟附總帳入の身居身分

此種の棟附帳に入つたもの身居(みすわり)とて其筋から他の住民よりは上に立つべき特許を與へられたるものにして本町内の棟附帳に見えたるものは御銀主と夫婦御免人との兩種であつて其他のものは見えんから先づ此身居に屬するものから説明する

御銀主

此身居は藩主の用銀取替を本主とするもので藩用銀が缺乏しなくなつたら上の仰に隨ひ其立替を勤めるもので富有のものでなければ勤まらん夫れで上には重んじて苗字帯刀御免は勿論家族に夫役も懸らず正月の祝儀として登城を許され麻上下に帯刀の禮服で藩主即ち殿に御目見(おめみえ)として拜謁を仰付けられたもので此身居にありたるものは次に掲ぐる一人である

文化四卯歳麻植郡山崎村棟付人数御改帖附

御藏百姓御銀主

一 壹 家

糸田川熊藏

歳三拾四

壹	人	熊藏	妻	な	き	同貳拾四
壹	人	同	人	祖母	け	同六拾八
壹	人	同	人	妹	は	同貳拾六
馬	壹	疋				

夫役御免人

以前は百姓であつても或時代に藩用金を献上して其奇特を以て百姓の受くべき夫役を免ぜられ脇指差すのを許されたものにして此身居にありたるものは次の如くである

文化四卯年麻植郡山崎村棟付人数御改帖附

夫役御免人

小 家

惣兵衛忌外

五

兵

衛

歳貳拾三

此者家之義ハ當村御給人村井官内様頭入百姓ニ候所祖父利右工門代御藏百姓ニ相成度奉願御聞届之上明和九辰年御代官長坂崎門様御在勤中右御給人様御暇証文被下置御郡黒部與次太夫様御見印被仰付御藏百姓ニ罷成居申尙又右利右工門義安永二巳年御要用之金子指上候處奇特ニ被思召旨ニ而家族貳歩役脇指御免被仰付旨御當職様被仰出之趣御郡黒部與次太夫様御証文頂戴仕居此度御取調ニ付右之運申上候處夫役御免人ト付上候様被仰渡候且五兵衛義ハ當村御給人戸田彌一兵衛様頭入百姓茂八郎弟ニ候處同村御藏百姓鍋助後家男子無御座養子ニ仕度旨奉願御聞届之上文化三寅年右御給人様御暇証文被下置御郡代福岡朋八様御見印被仰付鍋助後家家督相續之養子ニ罷成候

壹 人

五 兵 衛 妻

や

系

同拾八

壹 人 同人養母 同三拾九
壹 人 同人祖母 同八拾四

馬 貳 疋

頭入夫役御免人
此身居も亦夫役御免人と由來は餘り違はんが其他を持つたる藩臣の頭入(かしらいり)が抜けずして其身一人の夫役を免せられて苗字帶刀御免となつたるものにして此身居にあつて苗字を名乗つたものは次の如くである
文化四卯歲麻植郡山崎村棟付人數御改帖附

村井三太夫様頭入夫役御免人

一壹 家 山 住 與 市 歲 拾

此者先祖彦右工門義明應四年棟付御帖ニ肩書本百姓與相付祖父利左工門代安永五申年御要用之金子指上本人壹人貳步役苗字帶刀御免被仰付旨御當職様御下知之御趣御郡黒部與次太夫様被仰付御座候此度御取調ニ付右之運申上候處夫役御免ト付上候様被仰付候

壹 人 與 市 母 よ の 同三拾八
壹 人 同 人 姉 ふ き 同拾五

以上の外は身居なくして其身居が自然に受けたる身分のもので醫者、神主、山伏、住持、道心等も此自分に屬するものも見えて居るが此等は都合な處で述べるとして其他の身分を説明する

先規奉公人

先規奉公人の先規は新規に對する言葉にして古きを意味し奉公人は其元藩士の拜知に居つた百姓の子弟が驅出されて奉公して居たもので其奉公人の家筋が古くなるに先規奉公人となる先規奉公人には御藏先規奉公人と頭入先規奉公人との兩種があつて御藏先規奉公人は元は頭入奉公人であつたので其後其地を持つて居た給人即ち藩士の知行地が上つて御藏地に入つたもので此種の先規奉公人で瀬詰村に居たものゝ例を擧げると次の如くである

瀬詰村の御藏先規奉公人で文化五辰歲麻植郡瀬詰村棟付人數御改帖附に見えたるもの次の如くである

御藏先規奉公人

一壹 家 六 郎 兵 衛 歲五拾六

此者先祖次郎兵衛義享保五子年棟付御帖ニ壹人奉公人ト相付左書ニ中井勘右工門様頭入ニ而御座候處其後上リ知ニ相成候旨相記御座候此度棟付御取調ニ付右之運申上候處御詮儀ノ上本家筋之者故此度御藏先規奉公人ト付上候様被仰渡候且六郎兵衛義ハ當村御藏百姓喜之助弟ニ而前名力彌ト申者養家次郎兵衛娘まんやもめニ相暮居申男子無御座養子ニ仕度旨奉願御聞届之上明和八卯年御代官長坂崎門様御暇御証文被仰付郡奉行西尾彦五郎様御見印頂戴仕まん家督相續之養子ニ罷成候

壹 人 六 郎 兵 衛 妻 ゆ き 同四拾九

壹 人 同 人 養 母 ま ん 同八拾三

壹 人 同 人 養 子 壽 助 同三拾

此者當村御藏百姓喜四郎二男ニ候處養子六郎兵衛男子無御座養子ニ仕度旨奉願文化五辰年御郡代稻田武七郎様渡部一左工門様御暇御証文被仰付六郎兵衛家督相續之養子ニ罷成候

頭入先規奉公人で文化五辰歲麻植郡瀬詰村棟付人數御改帖附に見えたるものは次の如くである

稻田九郎兵衛様頭入先規奉公人

一壹 家 寺 内 爲 右 工 門 歲六拾六

此者先祖寺内次七郎儀享保五子年棟付御帳ニ先規奉公人と付上御座候處天保三辰年御給人様先規奉公人御取分被仰付候御砌此者義ヲ向後享保度之通惣帖入ニ而棟付御改被仰付宗門御改ヲ始諸事先是迄之姿ニ取扱被仰付旨御當職様御下知之御趣御給人様猪尻御屋敷ニおゐて申渡御座候趣申上候處當御役處様之義御同斷御下知ニ相成居申御趣被仰渡候尤棟付御見分後右様被仰付候此御清帖御取調ニ付爲右工門並家族共安政三卯年之名面年齢付上申候

壹	人	爲右工門子	克	五	郎	同	四	拾
壹	人	克五郎妻	と			同	三	拾
壹	人	同	子	龜	太	同	拾	貳
壹	人	同	人	瀬	市	同	九	ツ
壹	人	同	娘	徳	の	同	六	ツ
壹	人	同	妹	つ	る	同	貳	拾

一壹 家 馬 壹 疋 岡本秀三郎様頭人先規奉公人 瀬川 八左工門 歳五拾三

此者棟付下調御用被仰付出精相勤候ニ付勤中苗字帶刀御免被仰付候

壹	人	八左工門妻	あ		さ	同	四	拾
壹	人	同	母	つ	や	同	七	拾
壹	人	同	子	永	次	同	拾	九
壹	人	同	娘	平	吉	同	拾	五
壹	人	同	娘	た	つ	同	三	ツ

此時代にあつては棟付改を大切に又重んじたものであるから右の瀬川八左衛門は棟付下調御用仰付けられて精出し勤めた功に依り勤中苗字帶刀も免されて居る其期間は棟付清帖改濟んで郡代奉行の檢閲を受け確實なるものと認められる時迄で此棟付帳は慶應二年清帳改が濟んで居るから其後は苗字帶刀は取上げられたものである此他の頭入先規奉公人で同村中にありたるものは左の如くである

一壹 家 直 右 工 門 岡本秀三郎様頭入先規奉公人 歳三拾貳

此本家惣五郎死絶ニ相成候ニ付此度壹家ニ付上申候且親禎次代御爲替方御取行被遊候砌右御用筋相勤苗字帶刀御免被仰付右御役所様ニ銀子調達仕御座候處其後前段御役所様御指止被仰付苗字帶刀其儘相流居申候此段棟付御取調ニ付前段銀子追而被返下候迄之間是迄之通常時苗字帶刀先其儘御免被仰付置旨被仰渡候

此者兄直右工門同家ニ而妻帶仕申候

壹	人	直右工門父	禎	次	同	六	拾	三	
壹	人	同人繼母	ま	き	同	五	拾	壹	
壹	人	同人弟	孝	兵	衛	同	三	拾	壹

此者兄直右工門同家ニ而妻帶仕申候

壹	人	孝兵衛妻	か	た	同	貳	拾	
壹	人	直右工門弟	關	藏	同	貳	拾	七
壹	人	同	豊	三	郎	同	拾	七

(註省畧) 馬 三 疋 同 人 妹 ち か 同 貳 拾

壹 家 稻田攝津様頭人先規奉公人 歳五拾九

此者當村御藏百姓平九郎弟ニ而御座候處寛政九年養家分家養子ニ奉願御聞届之上御代官平尾勘左工門様御暇御証文ニ郡御奉行穂積早藏様御見印頂戴仕養子ニ相成候得共實ハ分藏寛政六寅年病死仕死後ニ候處相僞存生之姿ニ奉願且徳郎次義兄平九郎ノ天明年中ニ田地讓請別家帶仕男子瀧太彌五郎兩人出生之處分藏養子ニ相成候節其身壹人之御暇願請男子之義ハ實家ニ殘置候懸ニ而百姓居ニ罷在可申處内間之妻子とも養家ハ入込惣領瀧太義父徳郎次死後相續仕居申都合之段此度棟付御取調ニ付相顯安政五年瀧太被召出御禮被仰付右之運相

違無御座實家ニ而別家百姓株取消他家相續仕居申ニ付而ハ瀧太義實家へ御引戻可被仰付筋ニ候得共只今本人ニモ相成居申ニ付右百姓株者瀧太ニ男子貳人御座候ニ付二男三藏ニ田地ヲ渡別家仕ラセ並瀧太父徳郎次義居懸之通御居被仰付度尤賞ハ分藏死後養子之事故此度散田仕付ニ奉願候處御詮義之上此度之御主意御別儀ヲ以御聞届被仰付前御証文ニ右運御郡代赤川三郎右工門様御付紙被仰付分藏居懸散田仕付ニ罷成候

壹 人 徳郎次妻 や 同五拾五
壹 人 同 人 子 瀧 太 同貳拾壹
壹 人 同 彌 五 郎 同拾九

(娘五人省畧)

牛 壹 疋

坪田庄兵衛様頭入先親奉公人

一 家

矢田 官右工門

歳三拾貳

此者先祖官右工門享保五子年棟付御帖ニ八田ト苗字付上御座候所其後矢田ト相改居申候右之懸申上候所御聞届被仰付候ニ付此度モ付上申候

壹 人 官右工門妻 玄 同三拾三
壹 人 同 人 祖母 し ゆ 同九拾壹
壹 人 同 人 娘 は る 同拾四
壹 人 同 人 子 玄 ま 同拾壹
壹 人 同 人 浦 由 吉 同五ッ
壹 人 同 人 由 吉 同二ッ
壹 人 同 人 弟 儀 平 同貳拾八

此者文化三寅年ハ攝津大坂表へ罷越阿波座堀岡崎町ニ而阿波屋膳右工門方ニ奉公稼仕居申ニ付奉願稼御手形

頂戴仕候

馬 壹 疋

以上掲げた先規奉公人は御藏と頭入の別なく夫役御免で百姓の上に立つたる身分である
山崎村の御藏先規奉公人で文化四卯歳麻植郡山崎村棟付人数御改帖中に見えたる者は次の如くである

御藏先規奉公人

一 家

十郎右工門

歳三拾四

此者享保五子年棟付御改之節山川彌右工門様上リ知先規奉公人ニ而御藏奉公人ニ御詮義被仰付候處壹家先規奉公人之義右其儘御藏先規奉公人ニ御建置被遊小家之義ハ夫負御藏百姓ニ被仰付旨候被仰渡候

壹 人 十郎右工門妻 き 同貳拾七
壹 人 同 人 母 と め 同六拾七
壹 人 同 人 兄 勇 吉 同三拾八
壹 人 同 人 子 久 吉 同拾

此者勝手ヲ以親跡之義ハ弟十郎右工門相續爲仕同家ニ相暮居申候

馬 壹 疋

右の外同帳中に見えたる頭入先規奉公人は次の如くである

稻田九郎兵衛様頭入先規奉公人

一 家

大塚 要 助

歳三拾

此者祖父貞次郎儀ハ美馬郡舞中島村同御給人様頭入先規奉公人ニ而御座候處安永八年ハ當村へ罷越田宅相求住居仕居申天保三辰年御給人様先規奉公人御取分被仰付候御砌此者父門藏儀當村住與之御書出を以向後享保度之通惣帳入ニ而棟付御改被仰付宗門御改を始諸事先是迄之姿ニ取扱被仰付旨御當職様御下知之御趣御給人様猪尻御座敷ニおゐて申渡御座候趣申上候處當御役處様へも御同斷御下知ニ相渡居申御趣被仰付仰被渡候尤

棟付御見分後右様被仰付此砌清帖御取都ニ付要助並家族共安永二卯年之名面年齢付申上候

壹 人 要助 妻 は 同三拾貳

壹 人 同 人 母 き 同六拾三

壹 人 同 人 娘 ま 同八ッ

壹 人 同 人 兄 伊三郎 同四拾四

此者病身ニ而御座候ニ付親跡之義ハ弟ニ相續爲仕同家ニ而妻帶男女子出生仕居申候

壹 人 伊三郎 妻 ち 同三拾

壹 人 同 人 娘 く 同拾七

壹 人 同 人 子 眞 同八ッ

壹 人 同 人 弟 嘉 同貳拾六

壹 人 同 人 妹 み 同貳拾貳

(忌外小家ニ軒省略)

一 家 稻田九郎兵衛様頭入先規奉公人 三 谷 彌 三 郎 歲五拾四

此者先祖宇平義當村桑村享保五子年棟付御帖ニ先規奉公人清太夫從弟小家ト相付祖父紋次兵衛義寶曆貳年ハ當村へ罷越田宅相求仕居申天保三辰年御給人様先規奉公人御取分被仰付候御砌此者義當村住與之御書出を以向後享保度之通惣帖入ニ而棟付御改被仰付宗門御改を始諸事先是迄之姿ニ取扱被仰付旨御當職様御下知之御趣御給人様猪尻御屋敷ニおゐて申度御座候趣申上候處當御役處様へも御同斷御下知ニ相成居申御趣被仰渡候尤棟付御見分後右様被仰付此砌清帖御取都ニ付彌三郎並家族とも安政二卯年之名面年齢付上申候

壹 人 彌三郎 妻 よ 同五拾五
壹 人 同 人 子 吉 同三拾壹

壹 人 馬 吉 藏 妻 辰 同三拾三

小 家 稻田九郎兵衛様頭入先規奉公人 彌三郎 伯父 三 谷 熊 吉 歲七拾九

(下 畧)

小 家 稻田九郎兵衛様頭入先規奉公人 彌三郎 伯父 三 谷 鶴 次 郎 歲七拾七

此者前書三谷彌三郎親良藏三弟ニ而文化年中別家仕當村瀨詰村へ罷越田宅相求仕居申(中畧)此砌清帳御取都ニ付鶴次郎並家族共安政二卯年ニ名面年齢附上御座候尤前書之通瀨詰村へ罷越仕居仕居申ニ付當村ニ家無御座候

壹 人 熊次郎 妻 て 同五拾八
壹 人 同 人 子 辰 同三拾六

(以下家族省略)

小 家 稻田九郎兵衛様頭入先規奉公人 彌三郎 伯父 猪 之 助 歲七拾

此者前書三谷彌三郎親良藏四弟ニ而嘉永四年別家仕市中西新町四丁目出稼者(以下鶴次郎同斷ニ付省略)(家族略)

一 家 稻田九郎兵衛様頭入先規奉公人 貞 吉 歲三拾九

此者先祖勘次郎義美馬郡三谷村ニ而御同人様頭入是迄之通御取都被仰付候先規奉公人私右先祖義七郎二男ニ而延寶二寅年棟付御改後別仕元文五年ハ當村へ罷越田宅相求仕居申天保三辰年御給人様先規奉公人御取

分被仰付候節此者父竹次郎儀當村住與御書出ヲ以向後享保度之通改帳入ニ而棟付御改被仰付宗門御改を始諸事一般先規奉公人御取扱之通御引直被仰付旨(中略)棟付御見分後右様被仰付此砌清帖御取都ニ付貞吉並家族共安政二卯年之名面年齢付上申候

(家族省略)

稻田九郎兵衛様先規奉公人

小家 貞吉 忌外 熊次郎 歲三拾六

此者養父貞吉ハ天保三辰年御給人様先規奉公人御取分仕同上熊次郎並家族共安政二卯年名面年齢付上申候

(下文省略、家族省略)

稻田九郎兵衛様頭入先規奉公人

一壹 家 七 之 助 歲拾貳

此者先祖染六儀當郡桑村ニ而御同人様頭入是迄之通御取扱被仰付候先規奉公人小原万次郎祖父元助兄ニ而享保五子年棟付御改別家仕寶曆八年々當村へ罷越田宅相求住居申天保三辰年御給人様先規奉公人御取分被仰付候御砌此者祖父儀三郎義當村住與之御書出を以向後享保度之通惣帳入ニ而棟付御改被仰付(中略)此砌清帳御取都ニ付七之助並家族共安政二卯年之名面年齢付上申候

壹 人 七 之 助 母 同 五拾貳
壹 人 同 人 祖母 同 七拾壹
壹 人 同 人 姉 屋 同 貳拾貳
壹 人 同 同 姉 屋 同 拾九
稻田九郎兵衛様頭入先規奉公人
小家 七之助 忌外 藤五郎 歲六拾六

此者前書七之助伯父儀三郎三弟ニ而文化年中當村ニ而田宅相求別家住居申天保三辰年御給人様先規奉公人御

取分被仰付候御砌此者義儀三郎小家當村住と御書出を以て向後享保度之通惣帳入ニ而棟付御改被仰付(中略)棟付御取分後(中略)此砌御帳御取都ニ付藤五郎並ニ家族共安政二卯年之名面年齢付上申候

壹 人 藤五郎 妻 同 五拾九
壹 人 同 人 兄 友 三郎 同 七拾五

此者病身ニ而別家等も不仕藤五郎方ニ相暮居申候尤七之助家族ニ付上申筈ニ御座候得共勝手ヲ以藤五郎方ニ相暮居申ニ付家族ニ付上申候

馬 壹 疋

(忌外小家壹軒省略)

先規奉公人の小家の子弟は給人に駈出されて自家の奉公人として召使はれる
文化四卯歳麻植郡山崎村棟付人數御改に

山川此面様頭入先規奉公人

小家 賢次郎 忌外 徳兵衛 兵衛 歲五拾九
壹 人 徳兵衛 妻 同 五拾五
壹 人 同 人 子 定兵衛 同 貳拾九
壹 人 同 同 嘉右衛門 同 貳拾四
壹 人 同 同 森 同 貳拾貳
壹 人 同 同 娘 同 拾九
壹 人 同 同 子 與 同 拾六
此者御給人様、御駈出被仰付御屋敷ニ相詰居申候
同 拾四

と見えたる徳兵衛の子與藏の如きは頭入先規奉公人の小家の子弟が給人に駈出されて奉公人に使はれて居る一例

である是は先規奉公人の小家は一段下つて奉公人と見做されて居るからである
以上の時代にあつては御藏奉公人は殿直配の地に居るからと誇つて居つた又頭入先規奉公人は其給人が何れの
家中であつても同等權利であつたが是を昭和の今から見たら身居者の御銀主や夫役御免人より直打の出たのは稻
田九郎兵衛頭入先規奉公人で他家の頭人は何にもならんが稻田九郎兵衛頭入奉公人本家の子孫は明治維新残らず
士族に編入せられ系統であるからである是は又明治維新の後に至つて述べるとする
以上の外山川此面先規奉公人賢次郎、萩野英助頭入先規奉公人友三郎の如きもあつたが省略して此他の身分の記
述に及ぶ

奉公人

奉公人は其元拜知の頭入百姓の子弟が給人に駈出しとて無理やりに屋敷に召出し奉公人に遣つた時には駈出奉公
人の子孫が何代も屋敷に久しく使はれて居つた年功で奉公人となり奉公人の子孫や何代も屋敷に出入して居ると
先規奉公人となる又先規奉公人の小家が放れて壹家となつたら奉公人となることがある前掲の保五子年山崎村小
保五子年山崎村小家人放帳に

一私小家太郎の義互得心之上小家ヲ放壹家奉公人ニ仕處相違無御座候
先規奉公人 爲 右 衛印

と見えたが如きは其一例である去れども古き奉公人の例を擧げると
明暦三年麻植郡之内山崎村棟付御改帳中に次の如くある

高五石五斗貳升五合

一壹 人 ○絶 奉公人 源右工門 ○延寶源右工門 歳四拾

此者先規奉公人筋ニて島主殿助様義佐太右工門様御改之節奉公人と付上ケ申候御給人山川二郎平殿御吟味
御座候ニ付承應三年ニ屋敷ヲ追出シ御ぞんじ被成候右之高相百姓割地ニ仕作リ申候但所ニまきれ居申候

壹 人 ○絶 源右工門子 しんほう 〇延寶ノ次郎八 同 拾

壹 人 ○絶 しんほう弟 し や 〇延寶ノ藤八 同 七ツ

但此者母につき東川田村參居申候

又同帳中に次のやうなものもある

高三拾三石七斗

奉公人

(備考) 〇ハ符箋

一壹 家 ○當十郎兵衛門祖 十郎右工門 ○十郎右工門 歳三拾四

此者先祖奉公人筋ニ而島主殿助様森佐左工門様御改之節も奉公人と付上所ニ居申候御用之節御給人山川宇
平殿へ被召出御仕被成候

小 家 ○十郎右工門元祖 十郎右工門親 久太夫 同六拾九

(備考)(小家二軒中畧)

小 家 ○絶 十郎右工門甥 庄三郎 同五拾

壹 人 ○絶 庄三郎子 勝 八 ○延寶ノ小助 同拾貳

小 家 ○夫左工門祖 庄三郎弟 利作 ○延寶ノ利右工門 同四拾四

壹 人 當夫左工門祖 利作ノ子 太郎八 ○延寶ノ彌五右工門 同拾三

壹 人 當夫左工門祖 太郎八弟 次郎 ○延寶ノ源十郎 同 拾

上に擧げたる奉公人中後者は小家もだんくあるが壹家の主人十郎右工門は山川宇平といふ藩士の頭入奉公人で
山川家に何でも御用があつたら召出されて使はれて居るとある小家は之に隸属したものであるが其子弟は小川家
に駈出されて使役せられる義務を持つ尙上に上げたる兩奉公人中○符で示した附箋は後人の書入にして上部に見
えたる誰祖とあるは其誰とは何時の者かは別らんが名前の下に見えたは延寶棟付帳との引合せで延寶ノ某となき
のは上の名前の者と同人で延寶の棟付帖に以前の儘に附いたか名前が變つて附いて居るかは附箋と引合したら直
ぐ別るやうに附箋がせられてある

百 姓

百姓の本義は天下之民皆有族姓ありて四民の總稱即ち天下の民總べてを指して云ふのであるが我が國は農を以て建てる國で農は國家の本なりといふより轉じて農民をいふことゝなつた今の農民には區別はないが阿波藩時代の農民百姓には本百姓と百姓(平百姓といふた)とがあつて夫れが又御藏本百姓と御藏百姓、頭入本百姓と頭入百姓に別れて居つた御藏に入つて御藏本百姓全百姓となると拜知に入つて頭入本百姓と全百姓となるのは後世の藩臣拜知の異動に依つたが本百姓の系統は棟付説明の處に掲げた本百姓の子孫の續いて來たもので平百姓の頭を押へたものである尙壹家の本家が本百姓であつたら御藏と頭入を問はず小家は總べて平百姓である次には御藏と頭入の例證を擧げて記述する

瀬詰村方で御藏本百姓と小家の例は
文化五辰歳麻植郡瀬詰村棟付人數御改帳に

御藏本百姓

一壹 家 與一兵衛妻 與一兵衛 歳六拾五
壹 人 馬壹正 同五拾五

(小家二軒省略)

御藏百姓

小 家 與一兵衛忌外 禎藏 禎藏 歳貳拾七
壹 人 禎藏父 金五右工門 同六拾七
壹 人 同母 喜和太 同六拾三
壹 人 同兄 喜和太 同三拾六

此者勝手ヲ以親跡之義ハ禎藏ニ相繼爲仕同家ニ相暮居申候尤病身ニ而御座候ニ付其段申上候處御見分之上夫役御免被仰付候
役御免被仰付候

壹 人 同 弟 吉 郎 同貳拾四

此者瘡毒ニ而歩行難相調ニ付其段申上候處御見分之上夫役御免被仰付候
と見えたと如くで壹家が本御藏百姓で小家が自然百姓である

山崎村で同類例も擧げると

御藏本百姓

一壹 家 又次郎妻 又次郎 歳四拾八
壹 人 同母 同七拾七
馬壹正 同七拾八

御藏百姓

小 家 又次郎從弟 佐賀 郎 歳四拾七
壹 人 佐賀郎妻 同三拾六
壹 人 同母 同七拾三
壹 人 同娘 同拾貳
壹 人 同子 同九ツ
市 同六ツ

(小家二軒御藏百姓省略)

されども頭入本百姓には小家のないものもある

文化四卯歳麻植郡山崎村棟付人數御改帳に

内海官平様頭入本百姓

一壹 家

次郎吉

歲四拾六

此者根元御藏百姓ニ候處親銀左工門代明和五子年御給知割之砌内海官平様御先代幸助様頭入百姓に罷成候

壹 人

次郎吉娘

とら

同拾八

壹 人

同 人子

半左工門

同拾四

牛壹疋

と見えたが如きは其一例で其元御藏であつたが頭入と變つた次に弟は次郎吉の左書に見えたる如くである
又御藏にも頭入にも壹家が平百姓で小家も亦平百姓のものもある
文化五辰歲麻植郡瀬詰村棟村人數御改帖に

御藏 百姓

一壹 家

利右工門

歲六拾壹

此者福岡朋八様御先代重五右工門頭入百姓ニ候所寶曆九卯年御高御減少割之節上リ知ニ相成候ニ而此度御藏
百姓ニ付申上候

壹 人

利右工門妻

まき

同五拾三

壹 人

同 人母

りよ

同八拾壹

壹 人

同 人娘

げん

同拾八

壹 人

同 人

たが

同拾三

馬壹疋

(備考) 小家三軒

と見えたが如きは本家が御藏百姓で小家三軒を持つたる例であるが小家は都合で省略したのは備考に見えたる如
くである
便宜に依つて此處で説明して置くのは御藏百姓にはなかつたが頭入百姓の二男以下と女子とは駈出しといつて給

人に召出されて奴婢に使役せられた其男子で仕への良かつたものは奉公人の身分となるのである
又小家のない御藏百姓の例には
文化五辰歲麻植郡瀬詰村棟村人數御改帖に

御藏 百姓

一壹 家

園右工門

歲六拾八

此者先祖膳六儀享保五子年棟付御帳ニ間人と付上御座候處此度本末共百姓と付上候様被仰付下且根元福岡朋
八様御先代重五左工門頭入ニ而御座候處寶曆九卯年御高御減少之節上リ知ニ相成候ニ付此度御藏百姓ニ付上
申候

壹 人

園右工門妻

やく

同五拾七

壹 人

同 人娘

よと

同三拾五

馬壹疋

と見えたが如きものである
壹家の本家も其の小家も皆御藏百姓である例も擧げると
文化四卯年麻植郡山崎村棟村人數御改帳(抄出)に

御藏 百姓

一壹 家

膳兵衛

歲五拾八

此者先祖金次郎儀享保五子年棟付御帳付見懸人ニ而御座候處此度棟付御取調ニ付夫負百姓ニ被仰付度旨奉願
御聞届被仰付候ニ付御藏百姓ニ付上申候

壹 人

膳兵衛妻

きよ

同五拾三

壹 人

同 人子

岩藏

同貳拾

牛壹疋

御藏百姓

小 家

膳兵衛忌外

眞 佐

之 丞

歳四拾九

此者先祖庄兵衛改名藤右工門義享保五子年棟付御帖ニ同小家利三兵衛先祖利兵衛弟與相付見懸人ニ而御座候處此度棟付御取調ニ付本家同斷夫負百姓ニ被仰付度旨奉願御聞届被仰付候ニ付御藏百姓ニ付上申候尤右利三兵衛義ハ根元市中出生ニ而元町へ立歸申候

壹 人

眞佐之丞妻

つ

之 丞

同四拾

壹 人

同 人 父

勝

之 丞

同七拾八

上の本末兩家は先祖が享保五子年棟付帳には見懸人ニ附いて居るとある此處で又百姓の下に見懸人といふのがあつたといふのが別る

見懸人

見懸人とは末だ百姓と迄行かんで夫役銀を懸ける譯に行かんそれで手許の暮しを考へて出せると思ふ處を見積りて懸けた課銀で之を稱して見懸銀といつた見懸銀を徴収するには見懸銀帖を臺帳したが文化年間には瀬詰山崎両村共に此身分のものがなかつたので見懸帳は役場になが見懸人も數代經た上に掲げた本末兩家が願つて御藏百姓になつたといふのも之が爲である
御藏百姓が唯壹軒で小家のないものには
文化五辰年麻植郡瀬詰村棟付人數御改帖に

一 壹 家

次

助

歳五拾

此者先祖重右工門義享保五子年棟付御帖ニ間人百姓と付上御座候處此度本末共百姓と付上候様被仰付候且根元福岡八様御先代重五左工門様頭入ニ而御座候處寶曆九卯年御高御減少割之節上り知ニ相成候ニ付此度

御藏百姓

御藏百姓ニ付上申候且次助義ハ當郡東川田村御藏百姓悦半三男ニ候處養父茂次郎男子無御座養子ニ仕度旨奉願御聞届之上天明四辰年御代官若山彌太夫様御暇御証文被仰付郡御奉行江口仁左工門様御見印頂戴仕茂次郎家督相續之養子ニ罷成候

壹 人

次 助 妻

ひ

ち

同五拾三

壹 人

同 人 娘

し

ま

同貳拾三

馬 壹 正

同 人

ゑ

ん

同拾九

とある又頭入百姓が唯一軒で小家のないものゝ例には
文化四卯歳麻植郡山崎村棟付人數御改帖
村井三太夫様頭入百姓

一 壹 家

つ

じ

歳六拾

此者先祖八藏事三助義享保五年棟付御帳ニ間人と相付居申候得とも此度御改ニ百姓與付上候様被仰付候

(下 畧)

とある上の兩家は孰れも享保五年の棟付帖には先祖が間人と附いて居るとある此處で又百姓の下には間人といふのがあつたとなる夫れで次には間人の説明をする

間人

間人は「まうと」と讀む「まうと」は「まひと」の音便語で中間人の事となる之を中間人といつたるものは百姓の如く田地を澤山持つては居らんが其下層に立つたる名子の如くに無家督のものでもない夫れで百姓と名子との間に立つたものであるから間人の稱も起つたもので間人は一に水吞百姓といつて本百姓の田畠を借り夫を作つて加地子を納め餘つた處を自分の作得として一家の暮しをしてゐたもので今でいつたら小作人である次に又名子の説明をして置く必要がある

名子

名子は農民中での最も下層に立つたもので本町内の棟附帖には名子は見えんが此身分の者は全くの無財産で田畑を借して呉れるものがないので他人の名負地即ち所有地に置いて貰つて地主の爲に其地を作つて悪くいつたら食はして貰らうといふやうな身分の者で昔は下人と共に賤しめられたものである夫れで棟付説明の初に掲げた明暦三年山崎村棟付帳の仕舞に「名子下人書物に取置き云々」と改奉行が書かれてある所以である

下人

下人は平たくいつたら家來であるが士分の者に屬するものには家來といひ平民に屬するものには下人といつて區別した之は其元金持が人の子を錢で買つたり捨子を拾つて育てたり又下女と下男の間に出來た子を育て置いて成長して後役使したりしたのに起つたもので折角萬物の長たる人間に生れた甲斐もなく主家の爲には自由に使役せられ其上賣買迄もせられたもので明暦三年山崎村棟付改帳の仕舞に附いたる「賣人之覺」の内に

壹 人 太郎左工門下人 傳 吉 歲貳拾貳

此者同郡之内東山村治郎作へ本銀「返」シ百日承應二年々五年切賣置申候

と見え又

壹 人 分太夫下人 太 郎 吉 歲拾八

此者當郡々内三ツ島村助五郎方へ本銀返百拾匁ニ慶安四年々十五年切賣置申候

と見えて居る

本町内の棟付帳には見えんが他に付下人を永代賣置をして居る跡もある位で一生牛馬の如くに扱使はれた下賤は身分で古い下人の跡を調べて見ると

明暦三年麻植郡之内山崎村棟付御改帳に次の如く見えて居る

小 家 與十郎下人 八郎右工門 〇延寶八郎右工門 歲五拾壹
壹 人 八郎左工門子 次左工門 〇延寶八郎右工門 歲貳拾七

壹 人 次左工門子 菊 郎 〇延寶平三郎 同五ツ

小 家 與十郎下人 次郎右工門 〇延寶與次左工門 同六拾壹

壹 人 次右工門子 喜 十 郎 〇延寶與次左工門 同三拾三

壹 人 喜十郎弟 虎 之 助 〇延寶與次左工門 同拾七

小 家 與十郎下人 市左工門 〇延寶彌次兵衛 同五拾四

壹 人 市左工門子 虎 市 〇延寶彌次兵衛 同拾八

(備考)〇は後人の附けた附箋の跡で延寶何々とするのは延寶年間に調べた棟付帳には名前が其儘ニ附いて居るが改名して附いても居るかを示したものである

小 家 宇平下人 庄 助 〇延寶ノ孫右工門 同四拾九

壹 人 庄 助 子 半左工門 〇延寶ノ半右工門 同貳拾四

壹 人 半右工門子 長 力 〇延寶ノ力助 同拾八

壹 人 與十郎下人 助 藏 〇延寶ノ庄藏 同四拾六

此者寛永拾貳年御給人藤川吉左工門殿狩出し奉公人被召出相詰居申候

右に見えたる與十郎下人助藏は拜知の給人藤川吉左工門に狩出し奉公人に召出されて其内に諸切つて居るとある

「駆出し奉公人」とは拜知を持った藩臣が時の威光で無理やりに引上げて一文遣らずに使役したものである今から

見たら無理な話であるが時代が時で仕方がない

又文化前後の下人の跡は

文化五辰歲麻植郡瀬詰村棟付人數御改帳に

福岡朋八様頭入本百姓太左工門下人

小 家 喜一郎妻 喜 一 郎 同四拾九
壹 人 喜一郎妻 喜 一 郎 同三拾貳

と見え又 壹 人 同 人 母 た け 同七拾貳

と見え又 小 家 福岡朋八様頭入百姓與平下人 七 歳五拾貳

と見え又 棟付帳の奥附とせられたものに來人(きたり人)といふのがある即ち 文化四卯歳麻植郡山崎村棟附人數御改帳に

一壹 家 國 見 嘉 十 郎 歳四拾九

此者美馬郡岩倉山稻田九郎兵衛様頭入先規奉公人ニ而御座候處嘉永五子歳分當村罷越田宅相求住居仕居申天保三辰年御給人様先規奉公人御取分被仰付候御砌此者養父安太郎元村ニ而諸事本家同様是迄之姿ニ取扱被仰付旨御當職様御下知之御趣御給人様猪尻御座敷ニおいて申渡御座候趣申上候處當御役所様へも御同斷御下知ニ相成御趣被仰渡候尤居懸當村ニ相稼居申此砌清帳御取都ニ付嘉十郎儀安永二卯年之名面年齢を以付上申候と見え又

一壹 家 來 人 孫 六 歳貳拾九

此者當郡東川田村御藏百姓ニ而曾祖父孫六代分當村へ罷越借宅ニ建家仕相稼居申尤夫役銀之義ハ元村へ指出時々上納仕居申候と見え又居る如きもので孫六は百姓であるから夫役銀は元村卸ち本籍地は東川田村の村役人に納めて居る又瀬詰村の來人は

文化五辰歳麻植郡瀬詰村棟附人數御改帳に次の如く見えて居る

一壹 家 杉 村 貞 藏 歳四拾六

此者祖父直兵衛義當郡種野山ニ而稻田九郎兵衛様頭入先規奉公人杉村豊藏祖父半次郎三男ニ而天明三卯年別家仕當村へ罷越田宅相求メ相稼居申天保三辰年御給人様先規奉公人御取分被仰付候御砌右直兵衛義元山ニ而諸事本家同様之取扱ニ被付上候旨御當職様御下知之御趣御給人様猪尻御屋敷ニおゐて申渡御座候趣申上候處當御役處様ニ茂御同斷御下知ニ相成居申御趣被仰渡候尤今以居懸當村ニ相稼居申此砌清帖御取究ニ付貞藏並家族共安政二卯年之名面年齢付上申候

一壹 家 眞 藏 母 同七拾七

一壹 家 眞 藏 娘 同拾八

一壹 家 眞 藏 子 同拾五

一壹 家 眞 藏 同七拾

一壹 家 眞 藏 同拾壹

一壹 家 眞 藏 同七拾

一壹 家 眞 藏 同七拾

一壹 家 眞 藏 同七拾

一壹 家 眞 藏 同七拾

一壹 家 眞 藏 同七拾

一壹 家 眞 藏 同七拾

一壹 家 眞 藏 同七拾

一壹 家 眞 藏 同七拾

一壹 家 眞 藏 同七拾

一壹 家 眞 藏 同七拾

一壹 家 眞 藏 同七拾

以上の外又同様中に次の如きものもある

一壹 家 來 人 三 谷 鶴 次 郎 歳七拾七

一壹 家 來 人 松 村 鹿 藏 歳三拾六

一壹 家 來 人 杉 村 辰 藏 歳五拾三

一壹 家 來 人 眞 藏 同七拾七

一壹 家 來 人 眞 藏 同七拾七

一壹 家 來 人 眞 藏 同七拾七

此者當郡桑村ニ而稻田九郎兵衛様頭入先規奉公人同郡山崎村へ召越住居申三谷彌三郎親良藏弟ニ而文化年中當村へ罷越田宅相求相稼居申天保三辰年御給人様先規奉公人御取分被仰付候御趣此者義元村ニ而諸事壹般先規奉公人取扱之通被仰付旨御當職様御下知之御趣御給人様猪尻御座敷ニおゐて申渡御座候趣申上候處尙御役場様ニ茂御同斷御下知ニ相成居申御趣被仰渡候尤居懸當村ニ相稼居申候此砌清帖御取究ニ付鶴次郎並家族共安政三卯年ニ名面年齢付上申候

- 壹 人 鶴次郎妻 同五拾八
- 壹 人 同 辰子 同三拾六
- 壹 人 辰藏妻 同三拾貳
- 壹 人 同 眞子 同八ッ
- 壹 人 同 娘 同四ッ
- 壹 人 同 妹 同貳ッ
- 壹 人 同 弟 同拾八
- 壹 人 同 弟 治助 同拾五

來人は當時他村から來て居るものであるからとて輕蔑せられて居たが元村即ち本籍地の村役人から「萬事元村で引受けるから置いて呉れるやうに」といふ引受証文を來住地の村役人に送つて暮して居るもので輕蔑せられる譯はないが開けぬ時とて仕方ない又來人も住替願をしたら來住地の住民となることも得られ元村へ歸れば其村から出た人であるから其村人と同等の權利が得られる譯である

賤民棟附

明曆延寶時代にあつては下り者として棟附總帳の尻附にせられて居つた賤民も文化時代となつては別帳として附込まれるやうになつて居るが其記帳体裁其他は既に掲げた棟付總帖と少しも變つた處がないから此處には内部を其儘出して置く

其一 茶筌扱の部

文化四辰歲麻植郡山崎村棟付茶筌投入數御改帖

御藏茶筌扱

- 一 壹 家 伊勢吉 歲四拾壹
- 壹 人 伊勢吉妻 し 同三拾四
- 壹 人 同 子 宗 同貳ッ
- 家 壹 軒
- 人數合 三人

- 内 壹 人 女 拾四歲以下之者
- 同 壹 人 御役負

右ハ麻植郡山崎村茶筌扱棟付人數老若歲數支離者病人等且先年棟付御帳ニ洩居申者於有之ハ今度書載可申候並小家下人筋目違帳面ニ相記候儀右彼是相違之儀仕上追而於相顯被御改候庄屋五人與と曲事可被仰付旨重々被仰渡奉畏誓紙之上全無相違相改張面指上申處如件

文化四卯年二月

- 麻植郡山崎村肝煎 田中利之兵衛
- 同村五人組 和七郎
- 同 林左工門
- 同 五郎右工門

稻田武七郎様
渡部一左工門様

同 清 作
同 伊 兵 衛
三ッ島村組頭庄屋 入 交 又 右 工 門

右ハ此度棟付御改被仰付文化四卯年御帖面相仕立御見分奉請御座候所此節清帖被仰付奉畏候然ル處右御見分後役儀御免死亡之者も御座候ニ付尙又私共重々相調候上清帖仕指上申所如件

慶應元丑年十二月

麻植郡山崎村肝煎 田 申 康 太 郎 印

同村肝煎御用代 田 中 定 太 郎 印
同村五人組 與 兵 衛 印

同 熊 吉 印

同 松 浦 次 郎 左 工 門 印

同 虎 之 丞 印

同 木 村 正 之 進 印

同 爲 右 工 門 印

瀬詰村組頭庄屋 安 部 豊 三 郎 印

江口彌三次様

右ハ麻植郡山崎村棟付御改被仰付文化四卯年稻田武七郎渡部一左工門彼地ニ罷越棟數人數逸々相改置今度帳面極處如件

赤 川 俊 吉 印

慶應二寅年十二月
墨付紙五枚

其二 穢多の部

文化五辰歲麻植郡瀬詰村棟付穢多人數御改帳(一)

一壹 家 喜 兵 衛 妻 喜 留 喜 兵 衛 以 衛 歲 五 拾

壹 人 喜 兵 衛 子 宅 左 工 門 同 貳 拾 壹

壹 人 同 人 娘 同 拾 壹

壹 人 同 同 同 同 同 五 拾

壹 人 同 同 同 同 同 四 拾

壹 人 同 同 同 同 同 四 拾

壹 人 同 同 同 同 同 四 拾

壹 人 同 同 同 同 同 四 拾

壹 人 同 同 同 同 同 四 拾

壹 人 同 同 同 同 同 四 拾

壹 人 同 同 同 同 同 四 拾

壹 人 同 同 同 同 同 四 拾

壹 人 同 同 同 同 同 四 拾

壹 人 同 同 同 同 同 四 拾

壹 人 同 同 同 同 同 四 拾

壹 人 同 同 同 同 同 四 拾

壹 人 同 同 同 同 同 四 拾

壹 人 同 同 同 同 同 四 拾

壹 人 同 同 同 同 同 四 拾

壹 人 同 同 同 同 同 四 拾

壹 人 同 同 同 同 同 四 拾

壹 人 同 同 同 同 同 四 拾

壹 人 同 同 同 同 同 四 拾

壹 人 同 同 同 同 同 四 拾

壹 人 同 同 同 同 同 四 拾

壹 人 同 同 同 同 同 四 拾

此者當村御藏穢多助右工門二男ニ候處養母次郎助後家男子無御座養子ニ仕度旨奉願御聞届之上明和六丑年御郡代蟹冬藏様御暇証文頂戴仕次郎助後家相續養子ニ罷成候

此者寛政十一未年別家仕候
(六人省畧)

御藏穢多 喜兵衛忌外 佐 助 歲五拾九

小 家 喜兵衛三弟 勇 助 歲四拾

壹 人 佐助妻 同五拾七
 壹 人 同 人 子 同三拾貳
 壹 人 次左工門妻 同貳拾貳

(小家壹軒省略)

御藏穢多

小 家 喜兵衛忌外 甚右工門妻 同四拾八
 壹 人 甚右工門妻 同貳拾壹
 壹 人 同 人 娘 同拾五
 壹 人 同 人 子 同拾壹
 壹 人 同 人 娘 同四拾八
 壹 人 同 人 叔 同四拾八
 壹 人 同 人 子 同貳拾貳

此者母くり義同村御給人太田二郎様頭入穢多次兵衛與相馴染男子源太郎出生後互得心之上源二郎義ハ母ニ相渡手切伯父甚右工門養育成長仕居申段此度棟付御取調ニ付奉恐入有体申上居懸之通奉願候處御詮義之上御別儀を以御聞届被仰付御郡代赤川三郎右工門様御居御証文頂戴仕候

文化五辰歲麻植郡瀬詰村棟付穢多人數御改帖(二)

御藏穢多

小 家 仁兵衛忌外 庄次郎 同七拾
 壹 人 庄次郎妻 同貳拾貳
 壹 人 同 人 父 同七拾

此者當村御給人太田熊三郎様頭入穢多佐兵衛伯父ニ候處養父庄次郎男子無御座先年内子養子ニ相成妻帶之上

男女子五人出生仕居申此度棟付御取調ニ付不行着之段奉恐入有体申上居懸養子ニ奉願候處御詮義之上御別儀を以御聞届被仰付右御給人様ノ孝助並出生之男子共居懸御暇御証文被下置御郡代渡部一左工門様御見印頂戴仕庄次郎家督相續之養子ニ罷成候

壹 人 同 人 姉 同四拾五
 壹 人 同 人 弟 同貳拾九
 壹 人 同 同 茂 同貳拾三
 壹 人 同 同 虎 同拾九

文化五辰歲麻植郡瀬詰村棟付穢多人數御改帖(三)

太田熊三郎様頭入穢多

小 家 惣兵衛伯父 惠 吉 同六拾

此者明和六丑年別家仕候
 文化五辰歲麻植郡瀬詰村棟付穢多人數御改帳

家數三拾六軒

內 三拾貳軒 自分家
 內 四軒 他郷稼人家無御座分

人數合百八拾四人

內 九拾壹人 女

殘而九十三人

內 貳拾八人

同 六拾五人

馬數合貳疋

拾四歲以下六拾歲以上
 拾五歲ノ六拾歲迄

右者麻植郡瀬詰村穢多棟付人數老若歲數病人支離者且先年棟付御帳ニ洩居申候者於有之ハ此度書載可申上旨並御給知人御給人御主人ニ不相斷小家人等筋目違帳面相記候義其外相違成儀仕候追而於相顯ハ相改候庄屋五人與屹與曲事ニ可被仰付旨重々被仰付奉畏誓紙之上全無相違御改帖面指上申處如件

文化五辰年

麻植郡瀬詰村庄屋	伊	三	郎
同	五人組	新	四
同		虎	之
同		又	兵
同		平	次
同		善	太
三ッ島村組頭庄屋	入	交	又
			右
			工
			門

稻田武七郎様
渡部一左工門様

此者此度棟附御改被仰付文化五辰年御帳面相仕立御見分奉請御座候處此節清帳被仰付奉畏候右御見分後私儀御免死亡之者も御座候ニ付猶亦私共重々相調清記仕差上申處如件

瀬詰村組頭庄屋	安	部	豐	三	郎
右	同	御用代	安	部	省
同	村	五人組	長	右	工
同			森	本	源
同			勝	三	郎
同			久	兵	衛

川島町與頭庄屋	坂	東	伊	左	工	門
同	增	長	瀨	利	左	工
同						吉
						印

右ハ麻植郡瀬詰村穢多御改被仰付文化五辰年稻田武七郎渡部一左工門彼地へ罷越棟付人數逸々相改置今度帖相極處如件

賤民棟附帖の身分と沿革

我國の上古より良民と賤民との別があつた古い本等に奴婢など云ふは皆賤民である賤民の内でも上に一天万乗の御方より仮令源頼朝が天下の權を振りまはしても其下にある佐々木小笠原(共に阿波國守護職)兩氏は天子様にはマタモノである頼朝の家來である所謂賤民である頼朝にして一町百姓ならば佐々木等は皆下人である下人は賤民である棟附帖等には下人が幾人も壹家百姓になつて居る一本指したいばかり藩主に對して直家來の御藏百姓が献金までして御家來になりたがる陪臣は皆賤民である少しく易く云へば講談等に京の五條の橋本に非人が立派な寶劔や系圖を抱いて居つた彼等は一度風雲に乗せは一城主ならんと考へた者のあるを以ても知ることが出来やう只今でも非人等の資格者は澤山ある大家の番頭殿始め其他の召使者は昔ならば下人や買人であるこれ等の人々が出世して倉庫も建て時に別荘までも出来此時以前の御大家が貧乏して別荘持の買人であつた人に元の御大家の旦那が使役せられるとしたならば其旦那は下人に落ちたのである今日下人など云ふ名稱はなくとも實際は下人や非人ではあるまいか大昔は今良とて賤民の身分のものが努力に依り人權を回復して良民となれば世人は大に之に尊れ敬の念を以て遇しました今日昔の賤民の稱を以て呼ぶものが悪いと思ふ呼ばれる者は人格の修養と經濟的に其地位を上昇すればよい名稱の廢止は後出する斯の如く當時代の中頃社會組織が整頓し階級が嚴定し如何なる天才でも其區域から出られなくなつた爲で「下り者」の稱も聲が大きくなつた人から云へば社會の落伍者で其境遇上の事柄である其地方の沿革を述するには之れ出さなければならん昭和の今日でさへ賤民の仲間に入りたい人が澤山あ

る安來節の鱈すくひを演ずるであらう鱈すくひは賤民の班である

茶 筥 扱

茶筥扱は「ちやせんこき」と讀んで其元鉢屋者宿の者扱と共に京都近邊に居つて茶筥を造り市街或は在方の人家に持行き食物と換へ貰つて暮らして居つた者が當地に來ても亦仕慣れた茶筥を造つて民家に持行き食物と換へて貰つて生活して居たものである

穢 多

此身分の者は日本人が往古に肉食して居つたを其儘に傳へて居つたが爲に世人に嫌はれ糞子扱にせられたもので本來の先祖は他の國民と少しも違はん其次第を述べると大古皇室の御先祖たる彦火々出見尊は自身に山に入つて獸獵をせられたからは其肉を召し上がられたは勿論神々にも供物として之を捧げまでした肉食は普通の事であつた古く神主は「ハフリ」といふのがあつたは神への犠牲を屠ることを職として居つた然るに佛教徒の勢力がだんだん神道の上に及ぶやうになつてから神佛は肉食の穢を甚しく忌むことになつた遂に肉を食へば其身を穢すといふことになつて仕舞つた其時穢多は昔ながらに其肉を食ひ皮革業を専らとして居つたので世人からは穢いと嫌はれ出した然るに「エタ」といふ語は「エトリ」といふ語が鈍つて「エト」となり「エト」化したものに其本元語「エトリ」は餌取りとて古くは鷹の餌食に斃牛馬の肉を用ひて居つたので其鷹の餌を供する爲に牛馬の皮を剝取つては其肉を食し皮革業をもして居つたので忌嫌はれて幕府の命で淺草彈右工門が全國に支配したさうして長吏系圖といふのを見ると始めて阿波へ彼等を連れて瀬詣の安樂寺其他に一夫婦二夫婦宛配置したのは一條紙屋常三郎定重といふ穢多頭であつたとあるが穢多といふ字は餌取から轉訛した「エタ」の當字で世人に「穢多」と信せしめたる迄にして明暦延寶時の棟附帳がなつたら平帳付の身分の者の尻附にせられて「皮田」とある筈で皮田は「カハトリ」の訛り言葉「カハタ」の當字で牛馬の皮を剝取ることを意味して居る兎に角此種族に幕制の斯くあつたは安永七年にして他の住民と一見別るべきやうに着服雨具の上に制道を加へた事は別に述べるとして穢多の内には先祖が平家の落人であるといふて居るもの柴田勝家の子孫であるといふもの杯もあつて大坂落城後豊臣方の將卒杯も此民族に

交り共に諸處に配置せられて全く穢多と化して居るといふ説も高まつて居る位である又安樂寺へ配置せられたものは棟付帳面に本家が壹軒であるより見れば一夫婦である
以上の外番非人といふのがあつて一種の賤民であるが之に對しては或意味の上から賤民棟付帖の一にも加へず棟宇帳から除外せられてあるから此處には述べずに警察治安の處で述べるとする

文化四年山崎村棟附帖に見たる國外出稼人

- 京都油小路壹貫町松原下ル
- 藍屋清兵衛(藍染)
- 大坂立賣堀田中屋平八方奉公
- 大坂堀江三丁目金屋伊兵衛方奉公
- 作州落合井筒庄兵衛(藍染)
- 京都千本通八幡屋惣兵衛奉公
- 濃州大垣俵屋町(藍染)
- 濃州植木村(藍染)
- 大坂阿波座堀岡崎町阿波屋膳右工門(藍玉)
- 大坂北堀江四丁目田中屋榮助(藍玉)
- 大坂立賣堀一丁目灰屋久兵衛(藍玉)
- 江戸小傳馬町貳丁目住吉屋儀兵衛(諸道具商)
- 備前久保津町市屋清兵衛(藍玉)
- 泉州堺阿波屋喜一郎(燒物師)

人 身 賣 買

- | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 清 | 清 | 夫 | 梅 | 半 | 正 | 福 | 清 | 榮 | 久 | 磯 | 清 | 喜 |
| 兵 | 藏 | 助 | 之 | 兵 | 次 | 次 | 五 | 兵 | 兵 | 兵 | 兵 | 一 |
| 衛 | 藏 | 助 | 助 | 衛 | 助 | 郎 | 郎 | 藏 | 衛 | 衛 | 衛 | 郎 |